

令和3年 6月定例会（
6月 1日 開会
6月17日 閉会

飯網町議会 会議録

令和3年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（6月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○諸般の報告、質疑	11
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第42号から議案第43号の一括上程、説明	20
○議案第42号の質疑、討論、採決	21
○議案第43号の質疑、討論、採決	22
○議案第44号の上程、説明、質疑、付託	22
○議案第45号の上程、説明、付託	24
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○陳情の付託	29

○散会の宣告	29
--------	----

第2号（6月3日）

○議事日程	30
○本日の会議に付した事件	30
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○事務局職員出席者	31
○一般質問一覧表	32
○開議の宣告	33
○一般質問	
樋口 功	33
原田 幸長	44
目須田 修	54
渡邊 千賀雄	67
清水 均	77
○散会の宣告	88

第3号（6月4日）

○議事日程	90
○本日の会議に付した事件	90
○出席議員	90
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90

○事務局職員出席者	91
○一般質問一覧表	92
○開議の宣告	93
○一般質問	
中 島 和 子	93
伊 藤 まゆみ	107
瀧 野 良 枝	118
荒 川 詔 夫	134
○散会の宣告	146

第4号（6月17日）

○議事日程	147
○本日の会議に付した事件	147
○出席議員	148
○欠席議員	148
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	148
○事務局職員出席者	148
○開議の宣告	149
○諸般の報告、質疑	149
○常任委員会審査報告、質疑	152
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	156
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議員派遣の件	160
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	160
○町長あいさつ	161

○閉議及び閉会の宣告	162
○予算決算常任委員会 審査報告書	163
○総務産業常任委員会 審査報告書	164
○福祉文教常任委員会 審査報告書	166
○会議録署名	168

飯綱町告示第82号

令和3年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年 5月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 3年 6月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和3年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和3年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月1日（火曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 4号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第 5号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について

日程第 4 議案第41号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認
について

日程第 5 議案第42号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認に
ついて

日程第 6 議案第43号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認に
ついて

日程第 7 議案第44号 飯綱町総合計画条例

日程第 8 議案第45号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第46号 教育委員会委員の任命について

日程第10 陳情

陳情第 2号 接種後死亡 15,000 人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口
削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショ
ット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止
策を実行するよう求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
農業委員会長	高橋 明彦	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	徳永 裕二	企 画 課 長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住民環境課長	藤沢 茂行
保健福祉課長	永野 光昭	産業観光課長	平井 喜一朗
建設水道課長	笠井 順一	教 育 次 長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	大川 和彦		

事務局職員出席者

事務局長 梨本克裕

事務局書記 関 竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。

6月の定例会も前回の定例会同様、コロナ禍の中でありますので、一般質問の時間を短縮して行いたいと思っています。皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和3年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会6月定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位には何かとご多忙のところ、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。先週で田植えもほとんど終わり、飯綱町らしい田園風景が広がってきました。これからは果樹の作業へと移っていきますが、遅霜の影響が心配されます。生育状況を見守っていく段階ではありますが、被害状況によっては対応策を講じる必要があると思っております。

飯綱町の初代の町長であった遠山秀吉氏が他界されました。5月16日の午後、乗用草刈り機で作業中におきた事故死でありました。農機具は農業を営む上では必要なものではあります、ひとたび事故となりますと、死亡に至ることも珍しくありません。農業を主たる産業としている飯綱町であります。一層の農作業安全を呼び掛けていくとともに、圃場や農道、水路などの危険個所の改良を進めていきたいと思っております。また、農機具メーカーには機械自体の安全性を向上させるよう提唱していきたいと思っております。

遠山さんのご功績は数えきれないものがありますが、何といたっても永年の懸案事項でありま

した、牟礼村と三水村の合併を成し遂げ、飯綱町を誕生させたことであると思います。大変なご苦勞があったことと推察しておりますが、合併後の今日の飯綱町を見ますと、いかに先を見た、賢明な判断であったか。ただただ敬意と感謝を申し上げるばかりであります。飯綱町は心豊かに、安心して暮らせる、本当に良い町になってきました。行政を担当する者として、遠山様の志を受け継ぎ、議会の皆さんと共に、町の発展に尽くしていくことが責務と感じております。そんな思いを申し上げまして、弔意と致します。

新型コロナウイルスの感染状況とワクチンの接種について申し上げます。4月以降本町の陽性者は、5月25日現在で20人と、感染率も上がり、年代層も10代から90代と幅広い状況であります。引き続き、3密の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒など基本的な感染防止対策等の徹底をお願いしていきたいと思っております。また、今6月議会に提案しておりますが、各集会施設等への体温測定機の導入や備蓄品の収納庫の購入、また宿泊、飲食業等への減収に対する支援なども、合わせ実施していく計画であります。

ワクチンの接種について申し上げます。5月17日から高齢者を対象としたワクチン接種をスタートいたしました。飯綱病院、町内の開業医の先生など医療関係者の大変なご協力を頂く中で、7月中には65歳以上の接種を完了したいと考えております。

接種率につきましては、85歳以上は90パーセント、75歳以上で73パーセント、65歳以上で62パーセント程度を見込んでおりますが、接種を希望される方には、全員受けることができるよう対応していますので、ご安心頂きたいと思っております。当面高齢者が対象ですので一日当たり60人を目途に計画しております。当初、予約などで電話がなかなか通じないとの苦情がございましたが、今日まで大きな混乱もなく経過してきております。6月、7月は土曜日や日曜日にも接種が予定されており、人数も100人を超える日もあり、フル回転という状況になります。なるべく多くの方が受けられるよう、呼びかけていきたいと思っております。

私のワクチン接種について先日新聞等で報道がありました。5月7日の午後に接種を受けたことは事実であります。当日は午前中所用がありまして午後から出勤しましたが、飯綱病院からワクチン接種の意向打診がありました。「医療関係者の接種を実施しているが、4人分が余る

ので希望されるのなら受けたらどうですか。」という内容でありました。私の方からは、医療関係者の接種であり保健師など関係者に接種を徹底したらと話をしたところ、関係者に確認をした上で余るとのことでした。使用されないワクチンは、廃棄するとのことでしたので接種を受けることに致しました。今考えますと、福祉施設の関係職員とかワクチン接種に係る担当者などに、接種を受けていただくような配慮をすればよかったと思っております。

一般の方々の接種においても、キャンセル等でワクチンが余る状況が出ると予想されます。貴重なワクチンを無駄にしないよう、できる限り対応してまいりたいと思っております。

さて、今議会にご提案申し上げました案件は、報告2件、承認3件、条例1件、補正予算1件、人事1件の計8件であります。

報告案件の2件は、地方税法等の改正に伴う飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告と有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況の報告であります。

承認の3件ですが、議案第41号として令和2年度一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認は、災害復旧費等の繰越明許費の追加と変更、会計年度末における一般会計から特別会計への繰出金の清算に関するものです。議案第42号令和3年度一般会計補正予算（第1号）と議案第43号令和3年度一般会計補正予算（第2号）は、いずれもコロナ感染症関連の補正予算の専決処分であります。補正予算（第1号）は全てワクチン接種に関するもので、総額7,830万円の増額補正であります。補正予算（第2号）は、長野県が飯綱町を含む長野圏域に新型コロナウイルス特別警報Ⅱ「感染警戒レベル5」を発したことに伴い、営業時間の短縮等に取り組んだ飲食事業者に対して協力金を給付する費用で600万円。また、タクシー事業者に対し、感染症対策に係る経費を支援する費用で60万円を計上したものであります。

条例は、飯綱町総合計画条例の1件であります。飯綱町総合計画と飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合させるために、新たに条例を制定し必要なことを定めるものであります。尚、飯綱町総合計画審議会条例は廃止致します。

議案第45号令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれに1億2,183万7千円を増額し、歳入歳出の総額を83億8,673万7千円とするものであります。

歳出で主なものは、民生費で低所得子育て世帯への生活支援特別給付金事業の 866 万 2 千円、福祉事業者へのコロナ対策に伴う施設改修等の補助 420 万円、衛生費ではワクチン接種に伴う職員等の休日、時間外に係る勤務手当 391 万 1 千円、商工費では町内の飲食店や宿泊事業者を対象として、売上げが 20 パーセント以上減収した事業者への支援や前回好評でありました割引応援チケットの発行事業、またコロナ感染予防のための設備導入や備品購入に対する助成など総額で 3,200 万円、コロナ対策とは直接の関連はありませんが、強い要望を受けて住宅リフォーム補助で 500 万円それぞれ計上しました。消防費では、区や組の集会施設に対して体温測定機を配布するための費用、50 台分で 492 万円、災害関連の備蓄品収納庫 2 棟で 520 万円などを計上しました。尚、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を、飯綱病院事業会計への繰出金の一部に充当するなど、総額で 5,438 万 8 千円の財源振替を行いました。その結果、予備費に 4,985 万円を計上することができました。

歳入は、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 1 億 652 万 8 千円など総額で 1 億 1,631 万 5 千円、地域振興基金からの繰入金で 500 万円などを主なものとして計上しております。

教育委員会委員の任命ですが、梨本忠彦教育委員の任期途中の退任に伴い、後任の教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。詳細についてはご提案の際にご説明申し上げます。委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

コロナ禍の 6 月定例議会であります。議案等の説明に当たりましては、適切な資料等を用意するなど、要領よく行うよう心掛けてまいります。十分にご審議を頂き原案通りのご決定を賜りますようお願い申し上げます。

尚、最終日には令和 2 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告、令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告など報告案件 4 件と新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を財源として進めてきた令和 2 年度コロナ対策事業で、一部交付金の対象から除外されたものが出ました。補助金の一部が、3 月 31 日までに支出されなかったという、事務的なミスではありました。担当職員には懲戒処分を行いました。町長にあっても給料の減額が必要

との判断から、給料月額の特減に関する条例を提出する予定であります。詳しい内容等につきましては、改めて時間を頂きご説明したいと考えております。

以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番 原田幸長議員、7番 石川信雄議員、8番 荒川詔夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました令和3年6月飯綱町議会定例会の会期及び日程について説明申し上げます。

5月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から6月17日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、3日と4日に、会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は9名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案され

ておりますので、ご配慮をお願いします。

また、今回の定例会では新型コロナウイルスの感染防止対策として議会での取組みを運営委員で幾つか決めさせていただき、一般質問についても感染リスクを下げる目的で時間は一人 40 分をお願いしたところであります。

各常任委員会審議は 4 日に開催し、予算決算常任委員会は 14 日に開催します。

17 日の最終日は、時間を 3 時間繰り下げ、午後 1 時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 3 年 2 月分から令和 3 年 4 月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（大川憲明） 報告第 4 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定による報告案件です。

説明を求めます。土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇・説明〕（報告第 4 号）

○**税務会計課長（土倉正和）** 報告第4号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてご説明をいたします。申し訳ございません、差替え後の報告書及び議案の提案説明書1ページ上段をご覧ください。

報告第4号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年6月1日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

議案の提案説明書1ページをお願いします。

改正の理由は、地方税法等の一部改正に伴い改正するものであります。

主な改正内容は、個人住民税、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長について、医療用から転用された市販薬を購入した場合の医療費控除の令和4年度までの現行の特例を令和9年度まで延長をするものです。

軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減の延長について、消費税率10%への引上げ、その後、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率1%分を臨時的に軽減する現行の措置を、9か月延長し令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

固定資産税、土地に対して課する固定資産税の特例の延長について、土地の評価替え等により税額が増加する土地について、税負担の軽減から、前年度の税額に据え置く負担調整措置による現行の特例を、令和3年度から段階的に令和5年度まで延長をするものです。

専決処分日は、令和3年3月31日。

関係法令は、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号であります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○**議長（大川憲明）** 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 続いて、報告第5号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告案件です。

なお、本報告第5号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっています。

説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（報告第5号）

○産業観光課長（平井喜一郎） それでは、議案の提案説明書の1ページ下段をご覧ください。

報告第5号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。

去る5月27日に行われました第28期定時株主総会により決議されました内容に基づき、報告をさせていただきます。

経営状況の説明に入ります前に人事に関しまして、設立当初の目的である町の農業振興・農家支援等を担い地域農業の発展を更に目指すために代表権を持った取締役会長として峯村町長に就任をいただき、代表取締役社長として現在の平塚社長に引き続き担っていただきます。また、池内副町長にも空席であった取締役に就任をいただくことに株主総会で決定をいただきましたので、報告をさせていただきます。

それでは、経営状況についてご説明致します。なお、詳細につきましては、本定例会中の14日に行われます全員協議会において、社長の平塚様から改めてご説明させていただきますのでご承知おきください。

まず、一番目に事業概要として、部門ごとの売上げについてその概要をご説明申し上げます。

最初に農作業受託部門では、前年比98.0パーセント、金額では17万4千円減少の855万1千円となります。特に水稻において、作業受託は前年比101パーセントで昨年並みの2,669aです。自社水稻栽培の面積は7.8haで前年比113パーセント、収量は23.16トンで前年比124パーセントです。今期は出荷販売をせず収量すべてを自社販売しています。

春作業は農家数件が作付けを止めたため、面積・金額ともに昨年比マイナスとなりましたが、秋作業は、稲の倒伏田が多発し新規依頼件数が増えたため、ほぼ昨年並みの作業量が確保できました。しかし、後半は天候が安定せず予定より作業期間が延びてしまいました。

一方、そばについては好天に恵まれ更に重点管理圃場を町内5か所に設けたことで増量に繋がりました。夏蕎麦、中間播きについては雑草が多く収量が少なかったものの、秋蕎麦については梅雨が長引き播種作業は遅れたにもかかわらず、結果的に播種の時期が良かった地域、及び電柵の設置によりイノシシの被害が抑えられた地域で収量が確保され、全体の収量では前年比139パーセント、16.69トンで5トンほど増加しました。

次に、農産物直売所ですが、今年から3直売所の運営が始まりそれぞれの運営方法を引き継ぎ進めた結果、レジ売り上げでは、四季菜が前年比110.3パーセントの9,068万7千円、む〜ちゃんが9,029万4千円、さんちゃんが7,815万1千円、3店舗合計で2億5,913万2千円となりました。

今年初めての冬季営業をむ〜ちゃんを中心にイベント販売を行い、今後の可能性を確認することができました。四季菜も9時から15時まで営業し、1月から3月の3店舗でのレジ売上げ実績は1,734万円となりました。

次に、よこ亭ですが、今期の売上は前年比86.8パーセント、金額では653万1千円減少の4,301万1千円となります。コロナ下で客席数を減らし、宴会も受け入れられない状況の中、町の支援策「飲食店応援チケット」により売上げをある程度確保することができました。

食ごよみ日和は、コロナ下で営業期間が制約される中、7月8日から12月27日の間営業した売上げは764万6千円でした。

次に助っ人クラブですが、前年比125.7パーセント、金額では333万8千円増加し、1,629万4千円となります。こちらは、月20日を超えて勤務をするクラブ員が数名現れ、必要とされる農家へ出向き、りんごの作業や桃の作業に従事していただいたことで売上増となりました。

最後に三本松農産物加工施設ですが、2月1日より町からの業務委託を受けた後、リンゴジュースの試作を繰り返し行い、作業工程等を身に着けるとともに、先進加工所への研修等を重

ねることで、製造時間の短縮と品質の向上、安定化が図られたことから試飲会を3月末に行い、参加した委託希望者から直接要望がありました、1コンテナからの受注の検討や、ジャムやコンポート、ドライフルーツの試作製造も行っています。現在では、ジュースとドライフルーツの販売が可能となり、今後の売上げに期待を持っています。

2番目に決算概要について、売上げの合計は、2億5,355万8,539円で前年比128.7パーセント、5,660万6千円ほどの増加となっております。売上総利益は、1億8,575万7,517円で前年比131.3パーセント、4,431万9千円ほどの増加となっております。営業利益はマイナス376万4,710円、経常利益はマイナス198万5,613円、当期純利益はマイナス218万8,113円と、マイナス決算となってしまいました。

3番目の飯綱町の出資状況ですけれども、発行済の株総数935株に対し町の保有は750株、金額にして3,750万円、率にして80.21パーセントの保有割合となっております。

根拠法令につきましては、地方自治法第243条の3第2項、出資比率50パーセント以上の法人に関する経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。

冒頭にも申し上げましたが、詳細につきましては、本定例会中の14日に行われます全員協議会において、社長の平塚様から改めてご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し質疑を行います。後日、振興公社の平塚社長が詳細な説明を行うということですので、今日は特にこの場でぜひ聞いておきたいという方の質疑を受けたいと思います。質疑のある方おられますか。清水満議員。

○10番（清水満） 10番、清水満です。聞き逃しであれば大変恐縮でございます。今、課長から峯村町長が代表取締役就任されたとありましたが、80.21%の筆頭株主のトップが公社の代表権を持つ取締役、それは法的に良いのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私もそこが懸案と申しますか、疑問な点もありましたので、総務省また県

に問い合わせたり、法律の説明も見る中で、なること自体には全く問題はないと。ただ、町長という職務にあつて、振興公社の事務も隅々まで目が届くのかという意味での心配の疑はあります。

あえて、ここで就任をしたのは、もう一度、農家のためのふるさと振興公社だということを徹底したいという意味であり、長い間はいるつもりはありませんが、もう一度原点に戻って、職員各位に本腰を入れて飯綱町の主たる産業の振興のために、ふるさと振興公社は何をすべきなのか、そこら辺をしっかりと理解をしてもらいたいという意味で就任しました。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。樋口議員。

○11番（樋口功） 11番、樋口功です。町長が代表取締役になるのはよくわかりました。ただ、この小さな会社ですので、なぜ今すぐに二人の代表権を持つ者がいるのか、なぜ一人ではいけないのか。とんでもない赤字が出ています、コロナ禍もありますが。

日和について、議会報のアンケートを見ると、町の施設を有効に使われていないのではないのかと。これはだいぶ前から議会でも問題にしており、なぜ休業しているのかと。非常に誤解というか、そういう印象を与えている状況がずっと続いており、変化がないというところですよ。

この際、代表取締役一人でいけば良かったのではないかと。これは総会で決まったことですので、しばらくはそのまま行くのでしょうか、そんなような印象を持っておりますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 有限会社の代表権がある人は正直一人で十分なんですけど、私が現地で先頭に立って公社の仕事をしているわけにもいきませんので、一先ずの間ということで二人体制ですが、おそらく来年には一人の体制になると思っております。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。ふるさと振興公社の社長ということですが、私の記憶では、以前、副町長が社長になっていたときがありました。それで問題だかということ

になって、結局、副町長が辞めたという経緯があったと思います。あの時に経緯と似ているところがあるが、その辺の覚えがないが、問題点はどのようなのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 先ほどの説明の中で、町長については代表権を持った取締役会長として就任をいただくということです。平塚社長については、代表取締役社長ということです。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いいつなりリゾートのときに、村長がいいつなりリゾートの社長になるというようなときにも町のトップが第三セクターの代表を務めるということはいかかなものかというやりとりがあって、それにしても公団が社長をやっていたのを途中から昔でいえば平井さんが社長になってもらってしばらくやってきたという例がありました。

また、振興公社については、私が出向しているときには、代表権のある取締役としておりました。牟礼村時代はずっと村長が社長で、私は代表権があるが取締役という立場で行っていました。今度は副町長が代表権のある取締役会長という立場で近藤さんの時代は振興公社に携わっていただいていたという経過できています。

今回の代表権を持って臨むようにしたというのは、一番は日和の経営方針にしても直売所にしても荒廃地対策にしても諸々の事業について、8割を出資している町の方針にちゃんと沿った形で地域的な産業の継続や振興を図ってもらうには、トップであるべき者が就任した方が、精神が浸透するであろうということだと思い切って受けました。副町長に代表権を持ってやってもらうことも一つですが、ふるさと振興公社の中身についてあまり知るチャンスがない立場で代表権を持って動くというのも、一定の時間が欲しいということもございまして、そういうことであるのなら、法的な意味で違法ではないという確約ももらっておりますので、私が受けるかと、徹底して振興公社を地域のための振興公社にしていきたい、ということもございまして。

○議長（大川憲明） 他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了し、本報告を終了します。

先ほども言ったように、本報告に対する更なる詳細な説明及び質疑については、6月14日、予算決算常任委員会終了後の議会全員協議会で行うことにします。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告は6月14日の議会全員協議会で再度詳細な説明及び質疑を行うことに決定しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第41号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第41号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第41号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書2ページをご覧ください。

この専決処分は、会計年度末における一般会計から特別会計への繰出金の清算、また、繰越明許費の追加及び変更で、一般会計から特別会計への繰出金の増減に関するものだけだと町長の専決処分事項に関する条例の範囲内の内容のため、報告案件となるところでございますが、3月定例会後において繰越明許費の追加及び変更をする必要が生じ、この内容が本補正予算に含まれていることから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

主な補正内容は、歳出のみで、民生費で介護保険事業特別会計への繰出金が508万7千円減額になったことに伴い、予備費を増額し調整するもの。

また、繰越明許費につきましては、大雪の後の急速な雪解けに伴い圃場等が大変悪条件となり、町単土地改良事業で 130 万円、農地単独災害復旧事業で 820 万円追加、変更するものがございます。

専決処分日は、令和 3 年 3 月 31 日でございます。

なお、本件が承認案件となる関係から、これに関連します特別会計補正予算の専決処分の報告、繰越明許費等の繰越計算書の報告につきましては、最終日にご報告させていただく予定でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 42 号から議案第 43 号の一括上程、説明

○議長（大川憲明） 日程第 5 議案第 42 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について、日程第 6 議案第 43 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について、以上、予算案件 2 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行います。

それでは、議案第 42 号、議案第 43 号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 42 号、議案第 43 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 42 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ下段から 3 ページをご覧ください。

この専決処分は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、歳入、歳出それぞれ 7,830 万円を増額し、補正後の予算額を 82 億 5,830 万円とするものです。

主な補正内容は、歳出では、報酬で看護師や事務員等の会計年度任用職員の人件費など 362 万 7 千円を、役務費で接種券の郵送料など 301 万 4 千円を、委託料で飯綱病院や開業医の先生方などへの委託、予約コールセンター業務委託など 6,588 万 9 千円を計上しております。また、歳入では、ワクチン接種に係る国庫支出金 7,830 万円を計上しております。

専決処分日は、令和 3 年 4 月 1 日で、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

続いて、議案第 43 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。

この専決処分は、先に議員の皆様にお知らせしましたとおり、4 月 9 日に長野圏域に新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発令されたことから、飲食事業者、タクシー事業者の方に協力金、支援金を給付するためのもので、歳入、歳出それぞれ 660 万円を増額し、補正後の予算額を 82 億 6,490 万円とするものです。

主な補正内容は、歳出では、2款総務費でタクシー事業者への感染症対策支援金 60 万円を、7款商工費で飲食店への営業時間の短縮、休業に対する協力金 600 万円を計上しております。また、歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次分の内 360 万円を、県支出金で特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金 300 万円を計上しております。

専決処分日は、令和3年4月9日で、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。議案第42号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第42号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認

については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 43 号の質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 続いて、議案第 43 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（大川憲明） 日程第 7、議案第 44 号 飯綱町総合計画条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 44 号）

○企画課長（土屋龍彦） それでは、議案第 44 号 飯綱町総合計画条例について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書 4 ページ及び議案書をご覧ください。

制定理由について説明をいたします。町は、これまで最上位の計画である飯綱町総合計画と飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、整合性を図りながら別々に策定してまいりました。しかし、二つに分けて策定することは、事務作業や財政負担の増加につながり、より効率的に事務を進めることが必要と考え、町は、総合計画に総合戦略を包含させることにしました。そこで、新しい総合計画の定義等を明確にするため、条例を制定するものです。

主な制定内容は、総合計画は基本構想、基本計画、総合戦略により構成されると定義し、総合計画の策定手法、総合計画審議会の概要等を規定しています。これまで総合計画の策定等は総合計画審議会、総合戦略の策定等は総合戦略推進会議が担っていましたが、計画を一本化するに伴い、審議会も一本化することにいたしました。新条例でこの審議会を位置付けておりますので、条例の制定に伴い、これまでの総合計画審議会条例を廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 44 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決

定しました。

◎議案第 45 号の上程、説明、付託

○議長（大川憲明） 日程第 8、議案第 45 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 45 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 45 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第 3 号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 次分等を主な財源とした、主として新型コロナ対策に係る補正予算でございます。このため、今回提案しました補正予算の内、臨時交付金に係る事業の一覧表 A3 の別紙を、補足資料としてお配りさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。まず、議案書並びに議案の提案説明書 5 ページをご覧ください。

補正の概要でございますが、既定の予算額に 1 億 2,183 万 7 千円を追加し、補正後の予算額を 83 億 8,673 万 7 千円とするものでございます。

それでは、歳出の主な内容を申し上げます。

初めに、臨時交付金に係る事業についてご説明いたしますので、別紙「令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業《補正予算第 3 号分》」をご覧ください。臨時交付金関係の 12 事業を記載しておりますが、この内 2 番と 7 番を除く○のついた 10 事業の今回という欄の数字が補正額でございまして、一番下の集計のとおり計 5,515 万 1 千円でございます。また、2 番と 7 番の全部、⑫の一部は当初予算に計上済の事業の財源を臨時交付金に振替えるもので、集計の当初という欄のとおり 5,438 万 8 千円でございます。この合計が 1 億 953 万 9 千円となりますが、臨時交付金を 1 億 652 万 8 千円充当し、残りの 301 万 1 千円は一般財源とするものでございます。

それでは、各事業の概要を申し上げます。なお、議案の提案説明書を併せてご覧いただく場合は、臨時交付金関係の事業にアンダーラインを付けてございますので参考にさせていただきたいと思っております。

まず、1番のオンライン申請に向けた例規整備支援業務は、コロナ感染防止対策の一環として、町の条例および規則中の、オンライン申請が可能なものを洗い出すなど、例規整備等に係る支援業務を委託するもので、今回補正額は110万円、うち臨時交付金を100万円充当するものでございます。

2番の住もうプロジェクト事業は、当初予算に計上済の事業で、28万8千円を財源振替するものです。

3番の感染対策備品整備事業は、いづなコネクトEAST、WEST及びメーラプラザに非接触温度測定付き消毒機を設置し、施設利用者等の感染症防止を図るもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに60万円でございます。

4番のグループホーム環境整備事業は、グループホームわが家の吸気等の整備工事を行うもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに44万円でございます。

5番の福祉施設等感染防止対策補助事業は、コロナ感染症拡大により、福祉施設事業者等に対して、感染防止対策として経費を支援するもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに420万円でございます。

6番の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保のための、休日、時間外に係る職員の人件費で、今回補正額は391万1千円、うち臨時交付金を100万円充当するものでございます。

7番の医療体制支援（繰出金）は、当初予算に計上済の病院事業会計繰出金の内、5,000万円を財源振替するものです。

8番の農産物等販売促進支援事業は、コロナ禍における農産物等販路拡大のための配送システムを導入するもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに200万円でございます。

9番の新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業は、町内飲食店や宿泊施設での感染防止を図る

ため、飛沫、接触感染予防及び換気による感染予防に係る設備導入、備品購入等を行う事業者を支援するもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに 600 万円でございます。

10 番の飲食店等支援給付金事業は、コロナ感染症拡大の影響で減収となった町内飲食店や宿泊業者等に支援金を給付するもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに 600 万円でございます。

11 番の飲食店等応援チケット配布事業は、町内飲食店や宿泊業者等の経営支援として、感染症対応を行っている飲食店や宿泊施設で利用できる割引応援チケットを発行するもので、今回補正額、臨時交付金充当額ともに 2,000 万円でございます。

12 番の避難所等公共施設感染症対策事業は、非常食や備蓄品など当初予算に計上済の 410 万円を財源振替するもの。また、今回の補正で 1,090 万円を追加し、新たに備蓄品収納庫 2 棟、各地区の集会施設用に体温測定機などを整備するもので、本事業の臨時交付金充当額を計 1,500 万円とするものでございます。

以上、昨年度と同様の内容を本年度も継続して行うものもでございますが、臨時交付金関係の 12 事業になります。

それでは、議案の提案説明書 5 ページにお戻りいただき、次に、臨時交付金事業以外の主なものをご説明いたします。アンダーラインのない事業をご覧ください。

2 款総務費の総務一般管理費で、職員等がやむを得ない理由で新型コロナウイルス感染拡大地域との往来があった場合の抗原検査等の費用 94 万 4 千円を増額。

3 款民生費で、本年度から開始した生活困窮者就労準備事業に係る人員が確定したことで事業費に不足が生じることから 150 万円を、児童福祉一般事務費で国が行う低所得子育て世帯給付金に係る事務費、計 52 万 2 千円を、国が行う新規事業の低所得子育て世帯生活支援特別給付金で事務費及び給付金、計 866 万 2 千円をそれぞれ増額。

6 ページの、7 款商工費の商工振興対策事業で、住宅リフォーム支援事業の要望が非常に多く、またコロナ禍における支援としても必要な事業であることから 500 万円を増額。商工振興対策事業は 3,700 万円となっておりますが、臨時交付金関係の事業⑨⑩⑪及びこの 500 万円の

合計でございます。

14 款予備費で 4,985 万円を増額し、財源調整をいたしました。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。5 ページにお戻りください。

14 款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 次分の内 1 億 652 万 8 千円を、歳出で申し上げた 3 款民生費の事業の関連で、計 978 万 7 千円を増額。

15 款県支出金では、歳出で申し上げた民生費の関連で 52 万 2 千円を増額。

18 款繰入金では、住宅リフォーム支援事業の財源として地域振興基金繰入金 500 万円を増額しております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします

○議長（大川憲明） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 45 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 9、議案第 46 号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（議案第 46 号）

○町長（峯村勝盛） 議案第 46 号 教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

住所 飯綱町大字〇〇〇〇番地、氏名 飯田治夫、昭和〇年〇月〇日生。

詳細にご説明を申し上げます。

1 期目をお勤めの教育委員梨本忠彦氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期途中で退任されました。そこで、新たに教育委員さんとして、芋川区在住の飯田治夫氏をお願いするものでございます。

飯田氏は、昭和 41 年 4 月に東京教育大学教育学部に入学され、卒業後は神奈川県教職員として奉職されました。平成 19 年 3 月に定年退職されるまでの間、英語科教諭としてお勤めされ、最後は教頭、校長として教育現場で活躍されました。また、在職中はペルー共和国や中華人民共和国の日本人学校の校長などとして赴任されております。退職後も神奈川県内で教育指導専門員やアメリカシアトル日本語補習校の校長としてお勤めいただいております。

家庭のご都合で飯綱町の実家にお戻り後は、組長、区長なども務められ、地域でもご活躍をいただいております。

以上、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎陳情の付託

○議長（大川憲明） 日程第 10、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。

6月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、6月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前11時12分

令和3年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和3年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月3日（木曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	総 務 課 長	徳永 裕二
企 画 課 長	土屋 龍彦	税務会計課長	土倉 正和
住民環境課長	藤沢 茂行	保健福祉課長	永野 光昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（6月3日分）

順	議席	氏名	発言事項
1	11	樋口功	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で、旧三水村地区が過疎地域に指定されたが、町の対応は
2	6	原田幸長	1 ヤングケアラー問題について
			2 改正災害対策基本法について
3	4	目須田修	農業と観光の町としての現状と今後は
4	12	渡邊千賀雄	1 過疎法に基づく過疎地域の指定について
			2 三水庁舎の統合に伴う今後の対応について
			3 図書館の充実について
5	1	清水均	1 人口知能（AI）の有効活用方法について
			2 公共構造物の進捗状況と今後の維持管理について
			3 新規路線の開設について
			4 遊歩道、自転車道及びブレイブボード道の設置について
			5 中学生議会の「グループ政策提言」の評価について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきありがとうございます。
ございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大川憲明） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問時間は1人40分での対応をお願いいたします。

◇ 樋 口 功

○議長（大川憲明） それでは、発言順位1番、議席番号11番、樋口功議員を指名いたします。
樋口議員。

〔11番 樋口功 登壇〕

○11番（樋口功） 議席番号11番、樋口功です。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

先月16日、私たち議員の大先輩、旧牟礼村議会議員であり初代飯綱町長として町の礎を築かれました遠山秀吉さまがご逝去されました。謹んで弔意を表します。

さて、わが国では昭和の高度経済成長に伴い昭和 30 年代以降、地方の若者たちが都市部へ大量に流出し、人口の減った地方では生活基盤の確保に支障を来す、いわゆる過疎問題が起きました。そういった中で、旧過疎法は、地方の過度な人口減を防ぐ目的で 1970 年に制定されました。そういった中で、旧過疎法は、地方の過度な人口減を防ぐ目的で 1970 年に制定されました。当初は 10 年間の時限立法として始まったものの、人口減の影響を受けた過疎地域の振興や住民福祉、雇用の向上を引き続き図るため、内容を見直しした新法制定、あるいは法改正により期限延長を繰り返してきました。そして、本年 3 月末に期限を迎えることになり、新しく過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施する必要から、新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、これから私はこの質問の中でこの法律のことを過疎新法と略させていただきます。これが成立しまして、本年 4 月 1 日から施行されました。令和 13 年までの 10 年間の法律です。内容は省略しますが、過疎新法の前文で、過疎地域の役割、課題、目指す姿を明らかにしております。そこで質問します。

この法律の前文を踏まえまして、この法律の目的について質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。本年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の前文及び第 1 条に法の理念及び目的が規定されており、そこには過疎地域の持続的発展を理念とし、過疎地域における人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成を目指すとしています。

以上のことから、この法の目的は、過疎地域が特別措置の活用を通じて人口減少の緩和や産業の育成を図ることで自立し、最終的に非過疎地域を目指すことであると解釈をしております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 当町では、一部過疎地域として旧三水村地区がこの法律の対象となる過疎地域に指定されましたが、こういった理由で指定されたのか、法律第 2 条にある判断基準の内容も含め、その根拠を質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。特別措置法第2条及び第3条に、特定期間合併市町村に係る一部過疎の要件が規定されております。三水地区が一部過疎に指定された要件は、平成2年から平成27年の25年間で人口減少率が21%以上、かつ平成29年度から令和元年度の財政力指数の平均が0.64以下というものです。

ちなみに、三水地区の平成2年の人口は5,879人、平成27年の人口は4,494人で、25年間の減少率は23.6%で、法の21%以上という要件に合致し、飯綱町の3年間の平均の財政力指数は0.28で、0.64以下という要件に合致をしております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） それでは、過疎地域に指定されなかった旧牟礼村地区については、どのような状況であったか質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。牟礼地区の人口減少の状況ですが、平成2年の人口は6,951人、平成27年の人口は6,569人となっており、25年間の減少率は5.5%という状況になっております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 分かりました。これらのことにつきましては、後ほど関連して質問します。

法律第4条には、過疎地域の持続的発展のための対策の目標が7つほど掲げられております。この内容をよく見ますと、当町が平成29年から実施しています第2次飯綱町総合計画にのっとり、これまで実施してきました施策とほぼ同じ内容だと思います。

第2次飯綱町総合計画は端的に言えば、人口減少がやむを得ないにしても、計画実施後の10年先である令和8年において町の人口が1万人を割らないよう、さまざまな施策を実施していくとするものです。そして、計画実施5年後、あるいは3年間のローリング方式による毎年見

直しも含め、令和3年に前期5年の達成状況を確認することとしております。

これらの結果も含め新過疎法による施策を検討していくことと思いますが、この辺はいかがでございますか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。まさしく、今取り組んでいることについてのお尋ねだと思います。議員の認識と非常に一致しているのは、新過疎法の適用になろうがなるまいが、今、飯綱町が総合計画で進めてきている事業は、まさしく福祉からインフラの整備から教育から農業振興から、全て新過疎法に基づくような事業を実施してきているというのは明らかです。

従って、この新しい法律が施行されたことによって新たな事業をどんどん導入していくというよりも、今までの事業をしっかりと総括をした上で、次期5年について一体どういうことをしていけば本来の目的に達するのか。後ほど質問もあると思いますが、これは旧三水村だけの話ではなくて、飯綱町としてどうあるべきかということをしっかり踏まえて計画をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 新過疎法の重点分野及び支援措置の概要について、その主なものを質問します。また、これを踏まえ、現在検討されておられる対策があれば、どのようなものでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、国からの特別措置法の主な支援措置について答えさせていただきます。

過疎債で最も大きな支援措置は過疎対策事業債です。ハード及びソフト事業が対象となりまして、充当率が100%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置をされます。町長から先ほど答弁があったように、過疎債の活用でこれまで財源がなく実施が難しかった事業を新たに実現できる可能性が高まりますし、また既存事業についても、過疎債で財源が担保されることで、

既存事業の展開がより早まると考えております。

次に、地方税の減収補填措置として、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した事業者に対し、固定資産税の課税免除を行った場合、地方税の税収の75%が普通交付税で3年間補填されます。町としては、固定資産税を課税免除する税条例の改正を検討してまいりたいと考えております。

次に、国税の関係ですが、所得税及び法人税の減価償却の特例として、過疎地域内の事業者が新たに事業用設備等を導入する場合、5年間の割り増し償却が認められます。このほか、公立学校、保育所の整備等に対し、国庫補助率のかさ上げがございます。以上です。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 確認のために質問します。上水道整備は町の緊急課題であり、今後、町長が基金積立により対応していくという方針を決めたところですが、新過疎法第4条第5項に生活環境の整備とありまして、そうすると上水道整備は新過疎法の対象になるとも取れるのですが、この辺の解釈についてはいかがでございますか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。過疎債は法により対象事業が定められております。水道関係ですが、対象となるものは簡易水道及び平成19年度以降に簡易水道の統合によりできた上水道事業のみが過疎債の対象となっております。よって今後、過疎債については県と詳細に協議をしてまいります。三水上水道は上水道事業のため、施設整備については過疎債の対象外であると考えているところでございます。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 分かりました。もう一つ確認です。例えば、過疎対策で牟礼駅から北部高校への通学道路を整備するとした場合、地理的に牟礼駅から旧三水村地区までの鳥居川を境とした旧牟礼村地区の整備はこの法律の対象にはならないのでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、基本的には三水地区内で実施する事業が過疎債の対象になります。過疎債について、どのような事業に充当できるかといった個別的なケースにつきましては、今後、県と協議してまいります。過疎地域の持続的発展のために必要性の高い事業に過疎債を充当してまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 先ほど若干お答えいただきましたが、改めて財源について質問します。

いわゆる過疎債を含め、交付金などの過疎地域対策の財源にはどのようなものがあるでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。先ほど過疎法による支援策については答弁させていただきましたので、新過疎法の施行と同時に国から支援措置のある過疎地域持続的発展支援交付金の概要について説明させていただきます。

まず、町が受けられる交付金ですが、人材育成や ICT 等技術の活用を支援する持続的発展事業、2つ目として空き家の整備活用や、住宅団地の整備を支援する集落再編整備事業、3つ目として遊休施設の活用を支援する遊休施設再整備事業がございます。

それから、これは市町村ではございませんが、地域住民のグループ、地域運営組織等が受けられる交付金として、集落ネットワーク圏において、地域住民が主体になって地域課題を解決する取組を支援する過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業がございます。以上です。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 法第8条にいう過疎地域持続的発展市町村計画には、地域の持続的発展に関する目標などが記載されますが、町がこれを作成した場合に、対象事業の財源措置は十分なされるのでしょうか。上限などはないのでしょうか。この辺を質問します。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、過疎債の関係でございますけれども、過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められた地方債でありますけれども、令和3年度の地方財政計画における過疎債に係る国の地方債計画額につきましては、5,000億円となっております。毎年このように地方債計画が国で決まっております。

この地方債計画の範囲内で市町村が提出する年間所要額調査に基づき、総務省から各都道府県に過疎債の起債可能額が示され、県が市町村ごとの調整を取るというシステムになっているようにございます。計画に基づき要望した全額が起債できるか少し難しい面があるかと思っております。また、交付金などについてもほぼ同様の考え方をしているところでございます。

町としましては、何でもこの過疎対策の財政措置で行うというのではなく、特別交付税の対応としたほうが有利な場合もありますし、ほかの財源等も検討する中で、各事業に取り組むことを考えていきたいと思っております。

なお、過疎債のソフト分についてですが、これについては基準財政需要額などを基にした算式がございまして、これは上限があるとされております。ソフト分は基金の積み立てもできるとされておりますので、そういった手段も一つの選択肢として、起債可能額は有効に活用できるように対応していく必要があると思っております。

なお、先ほど企画課長から答弁のありました充当率の関係ですが、公営企業関係での過疎債の充当率というのは50%になっておりますので、その辺はご承知いただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 言い過ぎかもしれませんが、新過疎法により飯綱町は、法律上は過疎に指定された旧三水村地区と、そうではない旧牟礼村地区に二分された状態になってしまいました。

しかしながら、先ほど町長のお話にありましてとおり、法第2条による過疎地域の判断は平成27年までの状況により行われており、数値的に見れば両地区に相当の違いがあるということ

ですが、現状を見ますと旧三水村地区と旧牟礼村地区は感覚として過疎というならば大差はないように思います。先ほどの牟礼地区がだいぶ小さかった数字は何か原因があるのだろうと思いますけれども、私の見た目からすれば現状はそれほど違いはないと思います。

そういう意味では、飯綱町として両地区が同等に発展しなければならないと思うわけです。旧三水村地区はこの法律で、過疎債の活用などによりさまざまな施策で過疎対策が行われます。旧牟礼村地区においても同様な対策が必要だと思えます。

一般会計を含む予算をしっかりと確保し実施していくべきと考えますが、いかがでございましょうか。例えば、過疎地域の判断基準は法律第2条で決まっていますが、令和2年度に国勢調査が行われているはずなので、その辺の現状を教えてもらえれば理解がしやすいかと思えます。お願いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。基本的な考え方ですので、先ほども申し上げましたけれども、新過疎法の適用になって過疎債等々、また一部補助金や交付金、こういう財源措置という面ではありがたいということは申し上げたとおりです。しかしながら、受益者である町民の皆さんにおいては、それが過疎債のお金であろうが、私たちの納めた税金であろうが、違った意味の国庫補助金であろうが、それはあまり大きな意味はないと思っています。

従って、三水地区の子どもたちが高校へ行くのに過疎債が効くから補助を出すけれども、牟礼地区の子どもには申し訳ないけれども補助は出さないという、こんなとぼけた行政をやるつもりは全くありません。そのお金は、過疎債のお金であれ、こちらのお金であれ、それはどうでもいいのではないかと思います。そういう意味で町全体の計画を作っていく予定にしておりますので、ぜひその点をご理解をいただきたいと思っております。

人口についての考え方ですが、先般1万300人と正式に公表されました。隣の兄貴分のような存在でいた信濃町さんが7,700人台になってきておりましたけれども、長野県下1万人を超えている町、村がどんどん少なくなっている中、ぎりぎり1万人を維持しています。これ

をどうやって維持していくか、これが大きな行政課題だと思っておりますし、そのためには飯網町を一つとして捉えて事業を計画していくのが絶対に必要だろうと思っております。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、直近の人口減少の状況ですが、先ほど町長からも答弁があったとおり、令和2年の国勢調査の速報値では、飯網町の人口は1万300人ということになりました。地区別の人口として、これはまだ速報値で発表されていませんが、町の推計値では牟礼地区が6,151人、三水地区が4,149人と推計をしております。

この速報値及び推計値で、平成7年から令和2年までの25年間の人口減少率を計算すると、町全域では22.5%の減少、牟礼地区では18.3%の減少、三水地区では28.0%の減少ということになっております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） ありがとうございます。私がこの町にUターンしてきたころの人口が約1万2,100人、現在の数字は先ほど町長からお話のあったとおりで、毎年165人前後が減少しています。この傾向でいくと、計画の10年後の令和8年時点で1万人を切りそうな感じがします。一歩踏み込んだ対策が必要となるかと感じています。

旧過疎法、一部過疎指定が外れました隣の長野市では、対象地域においては過疎債を活用してきたわけですが、この新過疎法で外れた地域、いわゆる卒業団体の中には、これまでの対象事業について維持管理費用がなくなるという問題が発生していると聞いております。ただ、経過措置がありまして、5年ないし7年は今までと同様に対応できるとされています。

しかし、いずれにしても財政力の小さい自治体にとって、過疎対策の内容によっては後に財政の硬直化を招く結果も考えておかなければならないと思います。計画段階において対象事業の内容を十分検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、新過疎法による過疎の市町村計画では、過疎債による施設整備に際しては施設マネジメントが重要であることから、公共施設等総合管理計画への適合義務が新たに設けられています。

財政の硬直化を招かないために、過疎債を活用できる事業であっても、必要性及び優先順位等を厳しく検討し、計画を策定する必要があると考えております。また、過疎市町村計画には、新たに目標、達成状況の評価等に関する項目を追加することがこのたびの計画から義務付けられています。事業結果を評価するだけでなく、PDCA サイクルに基づいて、評価結果を改善、改革につなげていくことが重要であると考えております。

町過疎計画は、持続可能な町、自立できる町、過疎からの脱却を目指すものでありますので、その目的を達成できるような計画にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 過疎新法を適用するに当たりまして、住民に対する説明会や住民意見の集約の予定、あるいは計画の策定など、全体のスケジュールについて概要を質問します。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。住民意見の集約につきましては、令和3年1月に実施いたしました第2次飯綱町総合計画後期基本計画策定に関するアンケートを活用するほか、町過疎計画案につきましてパブリックコメントを実施いたしまして、町民の意見を過疎対策に生かしていきたいと考えております。

また、町過疎計画の策定スケジュールにつきましては、県が策定する長野県過疎地域持続的促進方針と整合性を保ちながら、7月ごろまでに町計画案の策定並びに計画案についてのパブリックコメント及び県との協議を実施いたしまして、9月定例会に町過疎計画案を議案として提出していきたいと考えています。議決をいただいたところで町過疎計画を公表して、国に提出することになります。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11 番（樋口功） 最後になりますが、信濃毎日新聞の掲載記事によりますと、これだけ過疎対策をやっても過疎は止まらないと言う人もいますようです。旧過疎法による過疎地域は 817 でした。そこからの卒業団体は 45 です。率にすると 5 %、財政力のアップか、あるいは人口流出の歯止めがかかったということでしょうか。この法律の目的である過疎からの卒業は大変なことだと推測されるわけです。

事業の計画を立て、それを実行することはできても、過疎をこれ以上深刻にしないというものではなく、過疎から卒業できるようにするためには、行政と地域が常に連絡をし、言葉は適切ではないかもしれませんが、本気になって地域住民と共働、共に動き、持続可能な地域づくりという点を重視し、対策事業を進めなければならないと考えております。

この本気度について、町長に質問します。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 行政はいつでも毎日本気でやっているということを、まず申し上げたいと思います。私が就任して 2 期 8 年目でございますけれども、例えば水路のことについても、芋川用水、倉井用水、普光寺用水、日影用水、そして道路についても里道線、岩崎線、小宮山線、予算書を見ていただくとどのぐらい重点的に必要なところへ予算を付けてきているかご理解いただければいいのではないかと考えています。

そういう事業を実施しても、なおかつ町全体として人口減少、過疎のほうに向いているというのは非常に残念なのですが、財政力が 0.64 を上回るなどということは、飯綱町はひっくり返ってもなかなかあり得ません。今 3 割自治です、0.28、0.3。従って、人口の減少率をいかに抑えるかが過疎からの脱却の大きなキーワードだと思っています。

そういう意味では、住宅に関する施策や支援もあったり、新しく町自体が住宅を建設するということがあったり、空いている福井団地等々の再利用をもう一度促していくという方法もあったり、大きな意味で住宅政策を徹底した方法でやっていくのは、町の立地条件としても過疎からの脱却の面白いキーワードではないかと考えております。

その方向へひとつ頑張っていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 樋口議員。

○11番（樋口功） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 樋口議員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩に入ります。再開は9時50分といたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時50分

◇ 原 田 幸 長

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名いたします。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い、順次質問いたします。

病気の親の世話や家事などに追われる18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と呼び、その実態について政府による初の全国調査が行われました。調査では、厚生労働省と文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて、公立中学校と全日制高校の2年生や通信制高校の生徒らを対象に行ったものです。

その結果、中学2年生の約17人に1人、率にして5.7%、高校2年生では約24人に1人、率にして4.1%が、世話をする家族がいると回答しました。

世話の内容は、祖父母の身体介護、兄弟の保育所への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を1人で担うといった、手伝いと呼べる範囲を超えたものが多いそうです。

また、世話をする頻度では、ほぼ毎日が中学2年生の45.1%、高校2年生で47.6%、中学2年生、高校2年生ともに、平日1日平均で約4時間を世話に費やしており、約1割は7時間以上と答えたそうです。

このヤングケアラーに対しては、厚労省と文科省によるプロジェクトチームがこの5月をめ

どに支援策をまとめるとの新聞報道がありました。そこで質問させていただきます。

1点目に、当町におけるヤングケアラーの実態についてお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 地域包括支援センターでは、町内ケアマネジャーからの聞き取り、また介護予防ケアマネジメント等を担当する中において、介護面で家族状況等の把握に努めています。その中で、ヤングケアラーといわれる状況の実態把握はございません。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会の立場でお答えをさせていただきます。

保育・義務教育の現場では、今のところ把握している案件等はありませんが、子ども自身がヤングケアラーだと認識していることが少ないため、まずは発見することが重要であると考えております。関係機関や関係課とも、共通の認識のもと早期発見に努めてまいります。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 表面化しづらいヤングケアラーという問題ではございますが、私も母親の介護を一時期していたことがありました。私の父親と私と妻の3人で24時間体制を組みまして介護をやっていたという立場から、この新聞報道を本当に胸が痛くなるような思いで見させていただきました。

プロジェクトチームでは、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、探し出すことが大事としていますが、教育委員会と地域包括支援センターはヤングケアラーの実態調査を行う予定があるかどうか、お伺いします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 実態調査については、今後は教育委員会と連携を調整する中で、現時点では地域包括支援センターとして今までどおり家族状況等の実態把握に努め、各介

護、医療事業者等と連携し、調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会では、今のところヤングケアラーに特化した実態調査を行う予定はございません。ただ、既に小中学校では、いじめアンケート調査や学校自己評価など、児童生徒に対しましてさまざまな調査を行っております。今後はそういった調査の中に、ヤングケアラーに関する内容の調査も盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。プロジェクトチーム立ち上げでの趣旨文では、「ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、福祉・介護・医療・教育等といったさまざまな分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で、支援を行うことが重要である」と示しています。

また、児童憲章の3本柱には、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とされ、第2項には、全ての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられると示されております。

平成30年3月に作成された厚労省の家族介護者支援マニュアルにおいては、家族介護者に対するアセスメントや自己チェックの実施を相談窓口で活用することを促していますが、対応した事例があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 実態把握ができないため、家族支援者マニュアル記載のアセスメ

ント、自己チェックシートの例にあるような相談窓口の事例はございません。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 繰り返しになりますが、教育委員会では今のところ保育・教育現場での事案はございませんので、教育委員会等への相談案件もございません。

先ほど申し上げましたとおり、子ども自身がヤングケアラーだと認識していることが少ないことから、厚労省のマニュアル等の活用もそうですが、保育士、教職員研修などで早期発見・支援のための認識を高め、現場において児童生徒などの遅刻や欠席、また忘れ物や提出物の状況などを確認する中で把握をしたり、子どもたちとの対話や保護者懇談の中で発見に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 今、教育委員会のほうでも回答いただきましたけれども、厚労省と文科省におけるヤングケアラー支援に関わる取組として、令和3年3月17日付通知文の中で、文科省の取組として、厚労省において作成されたヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートを周知するとされていますが、教育委員会ではアセスメントシートの活用は予定はあるかどうか伺います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。保育園の保育士、学校の教職員はヤングケアラーの存在を把握しやすい立場にありますことから、研修等を通じまして認識を高めるとともに、アセスメントシートなどの活用により、早期発見、早期支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。同じく、文科省の取組として、ヤングケアラーを含め、家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対して、福祉的な支援につなげるため、スクールソーシャ

ルワーカーの配置計画はあるか、伺います。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、当町では令和元年度から町独自に配置をしまして、児童生徒の観察や相談、また、保護者・教職員からの相談に対応しております。令和元年度は延べ 325 時間の活動を行い、令和 2 年度からは保育園にも派遣をしまして、活動の範囲を広げております。

今後も県から派遣いただいているスクールカウンセラーとともに、関係機関との連携や相談機能の充実、子どもたちの支援を充実させてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6 番（原田幸長） スクールソーシャルワーカー等を活用して福祉機関につなぐなどのきめ細かい支援が効果的に行われるよう、スクールソーシャルワーカー等がヤングケアラーを支援した事例を収集して、各教育委員会等に周知するとされています。

スクールソーシャルワーカーから教育委員会へ報告があった事例はあるかどうか、お伺いたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。スクールソーシャルワーカーの活動の中から、教育委員会への助言等はもちろん幾つかいただいておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、ヤングケアラーに関します問題については当町では今のところ該当がございませんので、スクールソーシャルワーカーからのそういった報告等もいただいております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6 番（原田幸長） 今の時点ではおられないということです。また引き続き注視しながら、ヤングケアラーが誕生しないようにやっていっていただきたいと思います。

成蹊大学の澁谷智子先生は、埼玉県の高校 2 年生 5 万 5,000 人のヤングケアラーの実態調査

の分析をされた方です。その方が、なぜ子どもがケアを担うことになるのかについて、2点にわたって自由意見を述べています。この意見についての所見を町長と教育長にお伺いします。

1点目、誰がヤングケアラーを支援できるのかをお題として、ケアを必要とする家族の状況を把握した上で、ケアをする子どもの立場に立って話を聞いたり、相談に乗れる専門職はいるのか、お伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。ヤングケアラーは、日常的に介護を要する業務を行っている子どもたちということですが、一応これにこだわらず、児童福祉法という法律において、市町村の責務として子どもに関していろいろな実情を調査するとか、また知り得た情報を提供するとか、相談内容によって必要な調査を行う等々の法律の義務がありますので、その意味では市町村がそこを逃げるものではなく、やはり誰が支援をするのかと言えば、国はもちろんですが、市町村も地方公共団体としてその責務を背負っていると解釈しています。

今のところ、それを専門にお答えする専門職はいるのかということになりますと、今、教育委員会や福祉のほうで申し上げたとおり、担当する機関で対応させてもらっていて、特段の専門職というのは置いてございません。以上です。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育委員会から一言申し添えさせていただきます。

教育委員会の体制については高橋次長が申し上げたとおりですが、少し補足しますと、今、教育委員会の体制としては県からのスクールカウンセラー、それから町独自で契約しているSSW（スクールソーシャルワーカー）と、そのほかに教育委員会所属の保健師が1人おります。この春に子育て支援センターが開所しましたので、今そちらに詰めています。実はこの保健師は保育園、小学校、中学校のいろいろな相談事にもずっと対応しております。

例えば、子どもたち、または家庭の困り事というのは、学校では、子どものアンケートとか

面談での訴え、それから保護者からの相談によって認知します。学校を経ずに直接教育委員会のほうに地域の方を通したり、直接親御さんから相談があったりもします。そういうときは、保健師が窓口となって対応しており、その保健師が学校、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、それから児童相談所と常に連携を取っています。

また、相談活動で、専門の方や、児童相談所の人 came ときは、そこに必ず保健師が立ち会って、それをまた福祉のほうにつなぐということをやっています。

今、社会でヤングケアラーのことが問題になっています。飯綱町の人権教育推進委員会の中に、人権擁護委員会の方も委員として参加していただいています。その方がおっしゃるには、今まではそういう人たちが統計上は引きこもりとか、不登校としてカウントされているケースも実際にあるということをお聞きしました。なるほどと思って私も認識を新たにしましたところ。

今後は、いじめ・不登校の対策の中で、その背景にヤングケアラーなどの問題がないか、そういうことも注視してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） ありがとうございます。次に2点目です。ヤングケアラー支援は何を目指すのかをお題として、家族の力が以前よりも弱体化していることを考慮しないまま家族の助け合いに頼る形では、子どもや若者にそのしわ寄せが行き、ヤングケアラーは子どもの権利さえ守られない現状があります。

そのような子どもの権利擁護は誰ができるのかについて、町長にお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） こういう事態が生じてきているのは核家族化、母子・父子家庭の増加等々によって、必然的に2人、3人で暮らしていれば、誰かの具合が悪くなればその分を補わなければならないというのは当然のこととして出てきてしまうのですが、先ほど申しましたとおり、本来、児童憲章等々でも子どもを大切にしろという推奨をしております。やはり私は、行政が

最後にしっかりその辺をケアしていくべきであろうと思っています。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育委員会の立場としてお答えいたします。

新しく子育て支援センターができたわけですが、建物ができる前から飯綱町が何に取り組んでいたかということです。実は、県立大学の先生のお話によりますと、今、若いお母さんの8割はアウェー保育だそうです。アウェー保育というのは、自分の生まれ育ったところとは無縁の場所で子育てをすることです。また、そのお母さんの7割～8割は、自分が困ったり悩んだりしているときに、相談に乗ってくれたり助けてくれたりする人が身近にいるかという答えに対して、「いない」と答えている。

それからもう一つ、若い女性へのアンケートによりますと、半数以上、6割か、その数字をうる覚えで大変申し訳ないのですが、初めて抱く赤ん坊が、自分が生んだお子さんだそうです。それは、少子高齢化の中で、昔は20代前半から30代後半ぐらいの長いスパンの中で女性は子どもを3人、4人と生んでいたと。私もそうですけれども、弟が生まれるとその弟を抱いたり、オムツを取り換えたり、そういうことを経験しています。今は女性の結婚年齢が上がってきていて、20代後半から30代前半のほんの短い間に1人、2人のお子さんを育てる。そういう中で、初めて抱く赤ん坊は自分が生んだ赤ん坊で、なおかつアウェー保育で、誰も相談する人がいない。そういう中で、お母さんが産後うつになったりして、そのしわ寄せが幼い子どもに向かってしまうという不幸なケースが後を絶たないわけです。

そういったことを少しでもなくして、お母さんたちを支援しようということで子育て支援センターができました。そこはお母さんたちや子どもたちの交流の場であると同時に、県立大学と提携を結んでいろいろな研修などの学びの場でもあります。働きたいお母さんを支援するワークセンターの場、それから相談活動や健康診断などをワンストップでやって、飯綱町だったら孤立することなく安心して楽しく子育てができるというものを目指してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） ありがとうございます。公明党は菅総理に子ども家庭庁設置を提言し、総理は「重く受け止める」と語っていましたが、これが実現されましたら、この機関を通じて重く支援されていくのではないかという期待を持っておるところでございます。

次の質問に移ります。改正災害対策基本法がこの5月20日に施行されました。自治体が発令する避難情報について、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。また、災害弱者の被害を減らすため、個別避難計画の作成を市町村の努力義務としました。

災害時には地域で暮らす高齢者の情報が周囲に伝わっていることが重要です。個人情報保護法との兼ね合いもありますが、情報開示を緊急用として認める必要があると考えますが、現状により踏み込んだ個別避難計画の作成を行うかどうかについて、お聞きします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、現状というところですが、飯綱町地域防災計画におきまして、発災・緊急時には、要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めることとされております。

このため、関係支援団体、民生・児童委員ですとか、消防署、消防団、警察署、それから自主防災組織等には、このような場合には情報提供を行うということになっているところがございます。また、現在本町で作成しております要支援者名簿、要支援者登録台帳ですが、これは災害時等における地域での支援を希望する方を登録しております、支援を受けるために必要な個人情報を提供するという事に同意した方となっております。そのため、緊急時に備えまして、先ほど申し上げたような関係支援団体へあらかじめ情報提供をすることも可能となっているところがございます。

より踏み込んだ個別避難計画の作成というところですが、現在の要支援者名簿は支援を希望する方を登録しているところですが、今後の個別避難計画の作成に当たりましては、この要支

援者登録台帳を担当しております保健福祉課とも連携をしまして、要支援者についてさらに精査をさせていただくとともに、避難所の情報ですとか避難経路の記載など、その要支援者に合った個別計画というものを検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 要支援者の人数は、どのくらい支援してほしいという人がおられるのか、お聞きします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 避難行動要支援者名簿についてです。先ほど総務課長が言ったとおり、ご本人の同意があった対象者については、関係機関のほうへ提供を進めております。

この名簿につきましては、新規の追加、また民生委員等による年1回の更新等をしておりまして、直近では数が257人となっております。以上です。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 要支援者数が257人という話ですが、いざ災害が緊急事態などが起こった場合、支援をされる人が257人で、支援をする人は何人ぐらいになるわけでしょうか。そうすると、支援をするほうは1人当たり何人ぐらい必要になってくるのか、お伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。先ほど申し上げましたこの登録台帳の関係ですが、そこに避難支援者の状況を記載していただく欄がございます、避難支援者を4名まで記載していただくような欄を設けております。ただ、全員の方がこの4名を記載されているかどうかというのは、すみませんが、保健福祉課のほうで全てを確認しているかどうか分かりませんが、いづれにしても4名ということで、できるだけ大勢の支援者を記入していただき、実際活動していただきたいということをお願いしているところでございます。

ただ、避難支援者についても、要支援者でダブっている場合も出てきているかと思えます。

その辺はまた個別計画というものを整理していく中できちんと把握をしまして、対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 避難支援者の数ですが、現時点で把握してございませんので、後ほどご報告を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員。

○6番（原田幸長） 現状よりもより踏み込んで個別避難計画を作成していただいて、1人の民生委員が30人も40人も要支援者を抱えることのないように、きちんと作成をしていただきたいと希望しまして、私の質問を以上で終わらせていただきます。

○議長（大川憲明） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ただ今より暫時休憩とします。10時40分に再開したいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの原田幸長議員の質問に対して、永野保健福祉課長から、人数を調べてあるので報告したいということでさせていただきます。永野課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 先ほどの原田議員からの質問で、介護者要支援者名簿の避難支援者の数ですが、要支援者257名に対して支援者447名です。よろしく申し上げます。

◇ 目 須 田 修

○議長（大川憲明） それでは、一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号4番、目須田修議員を指名いたします。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇〕

○4番（目須田修） 4番、目須田です。町の総合計画の中で、子育て、教育、医療、介護、建設水道等生活環境そして財務、PR、こういった部分を除き、今回、農業を中心とする産業に絞って、通告に従い質問してまいります。

基幹産業と生活基盤の安定のために、農業と観光の町としての現状と今後を問います。マイクはこのぐらいでいいですか。

1番、地方創生推進事業、地域活性補助事業などの国等からの補助事業について伺います。

アとして、農業関連でICT採用事業について現状と今後を伺います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。ICT 農業推進事業関係につきましては、農場管理に有効なデータをタブレット端末等を介して効率的に収集する仕組みを構築し、その収集データ等を研究、分析することで優良農産物の生産や改良などに役立てるとともに、経験に基づく農業だけでなく、データ活用により新規就農者や経験の浅い農業者など、誰でも気軽に生産性、効率性の高い農業経営を始めることができるユニバーサルな農業環境整備を目的に、平成27年度の地方創生先行型交付金を活用して、実証実験として参画農家を募って取組を開始したものです。

現状は、気象観測センサーを町内7か所に設置し、気象データの観測、公開を行っているほか、RPA システム、ロボットで自動化することで仮想的労働者といったシステムを使った病害虫の自動予察の取組を展開しています。

一方、気象センサー等の導入から6年間取り組んでいるICT農業ですが、気象条件だけでなく、さまざまな要因が関係する農業においては、気象データの活用によるICT農業の推進だけでは当初目的の成果につなげる観点からは限界があるほか、ICT活用の労力や費用面などの点でも課題が多いため、広く普及させていく段階に至っていないのが現状です。

そこで、今後は気象センサーのデータ活用による環境整備に向けた取組は継続しつつ、新たに農作業の省力化、効率化といった方向からのICT技術活用の実証実験を農家とともに実施し

ながら、農家のニーズに沿った ICT 活用の仕組みを構築していく予定です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 次にイとして、アップルブランデーは現在どのような状況ですか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。アップルブランデーにつきましては、地方創生加速化交付金を活用し、平成 28 年度に新商品開発事業として株式会社サンクゼールさんへの業務委託により実施したもので、蒸溜機器は自社で購入しています。平成 29 年度から製造を開始し、商品化されたのは平成 30 年度からになります。初年度、約 2,000 リットル、3,800 本の製造量でスタートし、昨年、令和 2 年は約 1 万 2,000 リットル、2 万 1,000 本と約 6 倍の生産量までになっています。

昨年から全国のサンクゼールの店舗で販売を開始し、販売量も伸びているということですし、3 年熟成の琥珀ブランデーの販売も開始され好評を得ているとのことで、新たな特産品製造の観点から、一定の成果が得られていると評価しております。また、本アップルブランデーは昨年の「東京ウイスキー&スピリッツコンペティション 2021」という日本で唯一の国際コンクールにおいて、1 年熟成のホワイトブランデーが銅賞、3 年熟成の琥珀ブランデーが銀賞を受賞したということで、特産品としての付加価値化、町の PR にも大きく寄与しています。

さらに、アップルブランデーを活用したスイーツ開発やアップルブランデーとりんごジュースをミックスしたポムという新商品を 1,000 本販売するなど、アップルブランデーを使用したさまざまな新商品開発にも取り組んでいる状況です。

今後は、町内の飲食店や菓子製造者等での利用促進を進めるとともに、安定した供給先の確保と販売量の増加に向けた取組や、さらに幅広く商品の周知、活用を促していく取組等を、株式会社サンクゼールと共同で引き続き進めていく計画です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答でご質問します。まず、平成 28 年度からスタートし、平成 30 年

度の商品化、令和2年度は1万2,000リットル、今の回答ですとこれで合っていると思うのですが、今後もこの数字を続けていくのかどうか、それが一つです。

それから、基本的に3年で商品化というお話をされましたが、カルバドスなどは最低でも8年、12年がやっとおいしいといわれるような状況で販売されています。お店で売るのは12年から16年というカルバドスを出して、初めて一人前というような商品なわけですから3年で評価された、一定の成果があったとお答えいただいています。今後この数字をどのように展開していくのかお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。現在の年間約1万2,000リットルの数値は最低限維持されていくものと思えますし、量産についてはサンクゼールに確認しなければならぬので、それについてはまた確認して報告をさせていただきたいと思えます。

また、8年熟成または12年熟成という観点から、本当の成果が出るのはそのくらいになるのではないかということですが、1年熟成のホワイトブランデー、また3年熟成の琥珀ブランデーがそういう受賞をしているということからすれば、現在でも一定の評価がなされているということで、町としては承知しております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 数字について伺います。スタートが平成28年度でどのぐらい補助金を出されたのか、その後続けているのか、数字をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） すみません。細かなデータが現在手元にございませぬので、後ほど調べて報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答ですが、いろいろ調べてというのはいつ回答になりますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。午後の開会前に報告をさせていただきたいと考えております。

○4番（目須田修） よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 次に赤塩焼ですが、このままで行くと時間が不足しますので次回に回したいと思います。

2番、農地問題の対策についてお伺いします。農地と農業人口の減少についてのざっとしたデータを申し上げます。これは全国の数字ですので、わが町のデータを回答願います。

1960年からの50年間のデータですが、農地、畑、果樹園は25%の減です。水田は30%の減、農家は40%の減です。この原因の一つに農業従事者の高齢化があります。農業人口のうち、65歳以上は40%増です。つまり、高齢者の負担が大きいという意味ですが、農家で中心的に働く人の65歳以上の割合は10年前で60%いました。

問題を申し上げます。このデータですが、農地の減少、水田の減少、農家の減少のわが町の数字をお知らせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。2020年農林業センサスの数字でございます。

耕地面積が1,740ヘクタールです。それから、総農家数は1,240戸ということになってございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、50年でパーセンテージ、減少の数字をお願いしたのですが、5年もしくは10年での比較はお願いできますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。2015年の耕地面積は1,750ヘクタールです。2020年が1,740ヘクタールと先ほど申し上げましたので、マイナス0.6%となります。総農家数ですけれども、2015年が1,406戸、2020年では1,242戸でございます。11.7%のマイナスということでございます。以上です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） これの問題点をお聞きします。耕作放棄地の増加、これに対する対策はどのようになさっていますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。過去3年間の耕作放棄地面積の推移、農業委員会による農地調査ですけれども、それを見ますと、耕作放棄地は増加傾向にございます。昨年度時点において耕作放棄地の面積は181ヘクタール、率にして9.4%の放棄地率となっております。農業者の高齢化、中核的担い手の減少という現状を鑑みれば、今後も耕作放棄地は増加していく恐れが危惧される状況にあります。

今後の取組ですけれども、今年度から新たに荒廃農地利活用促進交付金という制度を創設しまして、荒廃農地の再生に対する支援、事業費の2分の1、最大で一反歩当たり20万円を実施することで、遊休農地の減少対策と担い手への集約を進めているほか、町が特定農地貸付けや農園利用方式等の制度を積極的に推進、活用し、市民農園等の場づくりを後押しするなど、さまざまな形で荒廃地対策を展開し、耕作放棄地の増加防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 耕作放棄地の対策として、地主はソーラーパネルの設置を受け入れたりしておりますが、このソーラーパネル設置等の問題点はありますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。太陽光パネルを設置するには、農地からの転用が必要になりますので、その転用が許可された後でなければ設置できないということがあります。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 農地の転用は農業委員会の許可、それからルールが条例としてあるということですが、具体策として、広範囲のものを分割して申請して許可を得ている物件があると思うのですが、これはどのようにお考えですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農政の話ではなくて違う話になっていますので答弁させていただきます。

分割して出す、出さないというのは事業者の考え方によるのですが、考えられるのは、一定面積以上は許可が必要で、届出で済むのと許可で済むのと大きな違いですので、それはその辺りの考え方によってやっていると思われま

す。また、農地については先ほど申し上げましたとおり、農地転用、農地法に基づく第5条の転用の許可が必要になってきますけれども、もう一つ、農業振興地域の整備に関する法律というものがござります。通称農振法。これを太陽光のために除外していくというのは、私はかなり厳しいハードルだと思います。

町も極めて慎重にそういうものについては対応しようと考えております。ついでに、景観条例等々の制定もこれから関係してくるだろうと思っております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 次に、問題点の2として、農業従事者の高齢化と担い手問題をお伺いします。後継者対策はどのように考えていますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。農業後継者につきまして、昨年度は新規就

農者、後継就農者も含み3名、昨年度までの5年累計で11名となっております。年間3名前後、農業後継者が就農を始めている状況です。

今後については、これまでも全国的な就農相談会等へ積極的に参加していますけれども、こうした就農相談の積み重ねにより新規就農者を獲得してきた実績があることから、就農相談会等への参加を継続していくとともに、既存農家の後継者への支援も含め、就農希望者等に対する技術指導や資金、住宅、農地貸借などへの総合的なサポート体制を町独自に整備していくことで、担い手、後継者の確保を進めていきたいと考えてございます。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 3番に行きます。不動産調査と管理についてです。空き家、山林、宅地、畑、水田などの所有者について、不明になる前の対策です。全国所有者不明土地研究会によると、25%が所有者不明となっています。不明になる前の対策をお伺いしたいのですが。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは私から、空き家等宅地の所有者不明になる前の対策について答弁させていただきます。

まず、町では空き家の実態調査を過去に行っておりまして、町内の想定空き家が357件あったわけですが、昨年度、人口増推進室において、目視による現地調査を行っております。目視の結果、空き家として活用できそうな物件の所有者約100名に対して、空き家の利活用に関するアンケートを送付しております。また、区長、組長への通知や町広報誌等により、空き家バンクの広報を積極的に行っているところです。

その成果ですが、令和2年度の空き家バンクの実績ですが、26件の空き家バンクの登録の申請がございまして、うち14件が登録を完了してホームページで公開しており、そのうち4件が売買の成約となっております。

空き家登録の申請があったものは、全て宅建協会に間取り図の作成や写真撮影などを依頼して不動産物件として仕上がったものから順次空き家バンクに登録し、ホームページで公開をし

ているところです。別荘を含め、空き家を不動産物件として仕上げ、情報を公開することで、空き家の流通が進み、ひいては移住者の増につながるということを実感しているところでございます。

続きまして、宅地につきましては今年の2月に空き地バンク制度を創設いたしまして、まずは手始めに福井団地内の未建築の宅地約90件に対して今後の土地の活用に関するアンケートを送付しているところです。

また、広報誌等でも空き地バンク制度の広報を行っているところです。令和2年度の空き地バンクの状況ですが、11件の空き地バンクの登録申請がございまして、うち9件の登録が完了、ホームページで公開をしているところです。今のところ、空き地バンクによる宅地の売買の成約はございません。以上でございます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員に1つお答えをしておきたいのですけれども、所有者が不明になる前の対策はどうしているかと。所有者が分からないと困るとするのは、役場の事情としては固定資産税の通知書を出さなければならないわけです。これをどこに送っていいのかわからない土地はいっぱいございます。従って、これは職権でできるのですが、Aさんが亡くなった場合、相続者になるべき人がどこにどういうふうにいるというのは担当の、例えば税務なら税務係のほうで各市役所をお願いをしたりして、公用でそれぞれの家庭の子孫がどうなっているかというのを調べさせてもらって、その関係者に、誰か代表で税金を納めてくださいという通知を出して対応しております。

その他で不明者になる前にということになりますと、それぞれあると思いますけれども、今度から森林台帳の整備に税金を使えるようになったのですから、そのようなこととかもありますけれども、基本的には役場は固定資産の土地台帳の関係でそういうふうに調べておることだけ前提で申し上げます。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。私有財産である土地は、関係法令等により所有者の責任によるものと定められているので、町が踏み込んだ管理をすることは難しいと思われまます。先ほども町長が申しあげました相続人代表の届出の関係でございますけれども、それに基づきまして農地についても連携を取って管理者等の確認をしております。

ただし、山林については、先ほども町長から申しあげました森林経営管理法によりまして、森林環境譲与税を活用する中で、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認する調査を計画的に行い、林業経営者とのマッチングを行って進めていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） イとして、別荘及び別荘地の現況と荒廃対策等の問題点をお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。保健休養地について、荒廃対策とは異なりますけれども、雑木等が成長し繁茂している区画も多く見られ、全体的に暗くうっそうとしている場所があるなど、別荘地としてのイメージダウンにも影響を及ぼしかねないことから、毎年希望者を募って個人負担をいただき、予算の範囲内で間伐を計画的に実施していますが、今後は森林環境譲与税を活用しながら、なお一層別荘地としての環境を整えるための間伐を行うことにより、明るく、訪れたいくなるような別荘地を目指していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 次に行きます。4番、信州大学のコラボ事業についてお伺いします。あと、いちご研究は現在どのような状況になっていますか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。信州大学との共同研究事業として取り組ん

できました四季成りいちごの栽培実証研究は、昨年度で3年間の研究を終え、飯綱町におけるいちご栽培の適性と可能性の高さが実証されたところです。

今年度からは実験ハウスを活用して、地域おこし協力隊や地元集落営農組織が試験栽培としていちご栽培を継続実施し、直売所での販売や加工品としての活用などを開始していく予定です。また、新たに試験栽培ハウスを1棟増設し、同様に地域おこし協力隊、集落営農組織等により試験栽培を実施しながら供給先や販路等の確保に向けた取組を行っていく予定です。今後はこうした試験栽培と販路の構築を進めながら、生産の普及と産地化等に向けた支援体制づくりを併せて検討していきたいと考えております。

なお、共同研究でご指導いただいていた信大の大井特任教授を、今年度から野菜栽培全般のアドバイザーとしてお迎えし、引き続きいちご栽培について支援・指導をいただきながら、併せて町の野菜栽培の底上げと有機栽培等の推進に向けた取組を展開していく計画です。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） イとして、りんご研究のほうはどうでしょうか。特に、商品化の意味でお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。りんごを使用した加工品開発を進めるため、信大が製法特許を持つ果皮蜜と呼ばれる酵素処理により、果実の果皮に含まれる色素を抽出した糖蜜液で、ポリフェノールの含有率の高さなど、健康、美容等の機能性に富む食品を活用した加工品の開発研究、製造指導等を平成30年度から昨年度まで信大に業務委託してきました。

その結果、町内産りんご果皮蜜の高機能性が実証され、さまざまな加工品開発への可能性も見込まれることから、加工施設の建設に合わせて信大から酵素処理機器を譲渡いただき、加工施設で果皮蜜製造ができる体制が整いました。

そこで今年度から、本格的に果皮蜜の製造及び果皮蜜を使用した加工品開発を進め、町の新たな特産品として確立できるよう取り組んでいきます。なお、加工施設での製造技術が現段階

では少し不安定なことから、引き続き信大の支援を受ける必要があり、また果皮蜜の商標は電通が所有していることから、商品名の検討が必要になること、あるいは電通と信大との連携による商品化の方向も模索が必要と考えております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 信大のほうで開発されたという果皮蜜の製法のパテント料というのは今後ずっと払っていくのでしょうか。それともコラボしている事業として金銭的には成り立たないのかどうか知りたいのですが。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。町が製造するに当たって、そのような費用はかからないと承知しております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 5番として、町の直販施設、飲食施設、加工施設の運営について、継続が可能、あるいは期待できる運営なのかどうかお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。3直売施設の経営状況は昨年度の損益計算書によると、各店舗ともプラス収支、飲食店については、よこ亭はプラス収支ですが日和はマイナス収支でございました。

また、加工施設については、現在は試験運用の段階で、次年度からは公募により運営事業者を決定していく計画です。現在は、マイナス収支となっておりますが、今年度の収支、運営状況を踏まえて、運営体制の方針を決定していくものとしています。計画では原則、委託費なしでの委託を想定しておりますが、実情により委託費の有無を検討する必要があります。

従って、昨年度の状況及び過去の収支状況を踏まえても、大幅なマイナス収支だった日和は、昨年度は運営体変更の初年度でもありまして、営業日数も少なかったことによるマイナスを除

いては、おおむね安定した経営がなされており、全体としても運営は継続可能と考えますし、それぞれ継続すべき事業であると認識をしております。

また、6次産業化の観点からも、これら施設は連携、一体的に運営し、全体としてプラス収支にしていくことで継続的、発展的な事業になるものと認識をしております。

○議長（大川憲明） 目須田議員。

○4番（目須田修） 第三セクターのふるさと振興公社に依頼しておりますが、ご提案します。

農業振興は基幹産業であり、わが町にとって重要な産業なので、赤字でも運営は必要です。一方、販売部門は黒字でなければならないと思います。そこで、生産品販売と農業振興を分離したらどうかと思いますが、検討に値する提案でしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 充分検討に値すると思います。というのは、一緒にやっているメリットは、農業の振興部門の赤字を販売部門で埋めて、何とか会社は独立採算でやっていってほしい、町からの支援はもう期待しないでほしいというのが一緒にしている理由なのです。販売というような事業を、町が80%近く出資している会社がいつまでも継続していくのがいいのか悪いのか。一定のところ商工会等を通じて町内で商いをやってみたい、食堂をやってみたいという人たちに経営を委ねていくというのも一つの考え方ではないかという意味で検討に値するとお答えしたいと思います。

○議長（大川憲明） 目須田議員、あと2分で終わります。

○4番（目須田修） ありがとうございます。観光の部分を次回に回します。

12月の私の質問で、終わりに、幹部に女性の起用をお願いしました。副町長も代わりましたので、幹部候補の育成を期待したいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（大川憲明） 目須田議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終わりました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時 0分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けますが、その前に、午前中に目須田議員からあった質問に対して、平井産業観光課長より答弁がありますので、先にそれをやらせていただきます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） それでは、目須田議員からの質問に対しまして、アップルブランダーの新商品開発事業の委託料についてでございます。平成 28 年度に業務委託費として 1,350 万円をお支払いして、新商品の開発を行っております。既に商品が完了しているということですので、今後はそういう費用は発生しないということでございます。

もう一点、りんご研究の商品化という中で、パテント料のお話がありました。製法特許については信大が持っておりますが、現在は試験製造のためパテント料は不要ということでございます。今後、製造が確立され、販売し、収益が上がっていく段階においてはパテント料が必要になってくるということで、その時点で信大と協議をして、契約をしていくということになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（大川憲明） それでは、一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 12 番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄です。質問通告によりまして、順次質問いたします。

最初に、過疎法に基づく過疎地域の指定についてお伺ひいたします。令和 3 年 4 月 1 日に第 5 次となる過疎法が施行されたわけでありましたが、質問事項の 1 番、指定された理由と、目指す目的については、午前中の同僚議員の質問に答えられておりますので、次に進みたいと思ひます。

今後、町の対応について、持続的発展に向けてどのように対策を講じるのかお聞きします。

この過疎法の第4条に、過疎地域の持続的発展のための対策は、目的を達成するために地域における創意工夫を尊重し、多様な人材を確保すること等の目標に従って推進されなければならないということが明記されております。その点も含めて、今後どのような対策を講じるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。先ほどの樋口議員とのやりとりの中でこの問題についても触れ、感じていただいたと思っております。新過疎法が制定されたから、新たにこういう事業をどんどんやりますという基本的な考えはございません。既に持続可能な社会にするために、町は総合計画等々でそういう事業に着手しております。従って、その財源を一般財源で段取りしなければならないところを、交付金なり、過疎債の起債を使えるということで、事業に取り組みやすくなったことは言うまでもございません。

議員がご質問になられておりますので、私が特に思い付いてやろうと思う点については少し申し上げます。先ほど申しましたとおり、県道とか、水路とか、農道とか、そういうものについては、既にかなり重点的に取組を展開してきているのはご理解いただきたいと思います。そこにプラス、具体的に人口増対策に伴う住宅建設等々に積極的に取り組んでもいいのではないかと。また、先ほど、地域の活性化のための人材の育成・確保等々についてもお話がございました。これは、地域をリーダー的な意味で引っ張っていくような人も必要でしょうし、農業後継者なども一つのそういう立場の人であると思います。多方面にわたって人材を育てていくというのは飯綱町全体に言えることですが、そういう点では一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

ただ、過疎地域に指定されて、財政的にはいろいろいいものがございますが、雰囲気的な意味では少し暗いイメージを持つという方もいらっしゃるかもしれません。私は全く違った考え方で、三水地区は赤東、倉井、普光寺、芋川、非常にいい意味で一つのまとまりのある4プロ

ックに分かれており、そのブロックごとに中心になると思われるような地域がちゃんとイメージ的に存在している。その4つのブロックの核を中心に事業を展開して、その地域一帯を活性化させていくというのは、私はこの10年で取り組むには非常に面白い取組になるのではないかと考えております。そのようにご理解いただければと思います。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、町長から大卒からの観点で先についての考え方を表明されました。まさに町の持続的発展はその点にあると思います。

担当課でもいろいろ検討されていると思うのですが、特に県との協議が非常に重視されて連携されるという内容が多いということを知っています。ですから、対策についても担当課で大いに協議されることについての考え方をお聞きします。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、私からは、本年9月までに策定する町過疎計画の現状についてお答えさせていただきたいと思っております。

町の過疎計画につきましては、これから役場内の各課に各分野での現状と課題、それに対応した施策について提出を求めていく予定でございます。ですので、町の過疎計画に盛り込む具体的な施策については、現状ではまだまとまっていない状況です。これから県とも協議しながら、そういった施策をまとめてまいります。

ただし、先ほど町長から移住者を増やすために住宅施策に力を入れていくという答弁がありましたが、有利な国の支援措置を活用しながら、人口減少スピードの緩和とか、産業の育成振興、デジタル技術の活用による地域課題の解決など、総合計画との整合性を図りながら、法の趣旨にのっとった対策を計画に盛り込んでいくような形になると考えております。以上でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 先ほども触れたのですが、過疎法の遂行に当たっては、やはり住民との

共働により飯綱町ならではの施策を展開して、人口増や地域づくりを図ることが非常に大切だと思います。町長からも、やはりこの地域の良さや立地条件を生かして、住宅に関する施策を大いに推進しながら人口増を図るといったことが表明されました。私も非常に発想としてはいいのではないかと思います。

やはり飯綱町の立地条件とすれば、都市近郊型町村でもある点を生かして、住みやすく近隣の町村に通いやすいまちづくりをしながら、人口増や地域づくりを図ることが重要だと思います。それに対しての見解と考え方をお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それについては、議員と私は全く意見を同じくしております。おっしゃるとおりで、まさに初日のあいさつの中でも申し上げましたが、私は自負ではないですが、飯綱町は間違いなく心豊かに住みやすい素晴らしい自治体として十分成長してきているし、立地条件的にも、気候的にも、長い間の積み重ねてきた文化、風土的にも、素晴らしい町としてこれからも存在し続ける要素をたくさん持った町だと思っています。

その意味では、今回の過疎法の事業を上手に使いながら、住民の皆さんとその方向に進んでいくのが町の在り方だと思いますし、農業も大規模農業だけではなく小規模農業の人たちも一緒に進んでいきたいというのも、持続可能なまちづくりの一つだと捉えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 有利な起債とも言われる合併特例債並みの支援が受けられるといった点もありますので、大いに有利さを生かして、日ごろ「日本一女性が住みたくなる町づくり」とか、今まで行われてきたことを着実に進めることが大事だと思いますので、ぜひこのチャンスを生かして、飯綱町の良さを、過疎化脱却に向け、卒業団体になるように大いに取り組んでいただきたいと思います。

次に進みます。三水庁舎の統合に伴う今後の対応についてお伺いします。

現在、庁舎建設事業が順調に進んでいるところであります。役場第二庁舎の完成に伴い、三

水庁舎の行政機能が1カ所に集約されて、行政サービスの向上が見込まれるところであります。

しかし、現在行われている分庁舎の一部機能を残すことも住民サービスの一助につながり、それを望む声や要望が住民の中にあります。

そこで、この一部機能の窓口を残すことを考えることができないかという点でお伺いしたいと思います。位置・場所としては、現在のりんごパークセンター、またはコネクト EAST 内などが考えられるわけですが、この辺について検討する考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そのようなご希望があるということは、正直言って、何が何でもというほどの強い要望だとは受け止めませんでした。できることならそういうサービスを残してもらえればありがたいというお話は地域の懇談会の中でもお聞きしました。

今時点の私の考え方としては、恐縮ですが、窓口サービスも含めて1カ所に集約したいと思っております。旧牟礼につきましても高岡地区、また、三水との合併で三水地区というような感じが出てきております。

窓口のサービスのようなものを残してあげるというのも一つの行政サービスだと承知しておりますが、諸証明の発行程度の窓口でしたら、デジタルトランスフォーメーションという感じで全部電子的な申請で交付される時代がもうすぐそこに来ています。県にもそういう機関ができて、あと3年後ぐらいに市町村はそういう計画を作らなければならないぐらいまで来ております。そういう意味の窓口でしたら、ぜひしばらくの間はご協力をしてほしいと思っております。

しかし、これから地域と一体になった行政を進めていくという意味では、単なる窓口サービスではなくて、これは今お話のあった三水第二小の EAST と、牟礼西小の WEST 辺りを使って、その地域の行政サービスをどういうふうにするか。これは一種の地域おこし協力隊ではないですが、公務員の立場を持ったような人がそこに張り付いて、地域の行政振興、地域振興に当たるといような考え方で、行政サービスを地域にもっと持ってほしいという希望が多いとな

れば、その方向で少し研究はしていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、住民票や戸籍の交付ぐらひは、今やっているところに置いてほしいという点については、ぜひ住民の皆さんのご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 確かに、今デジタル化も進んで、そういう面での便利さもこれから大いに出てくると思います。しかし、現在、役場が分庁方式で行われてきて、非常に地元密着型で住民サービスが評価されてきたという点を今後の中に生かすとしたら、しばらくの間でも一部機能を残しながら、いろいろ機能については考えられると思うのですが、特にお年寄りの皆さんとか、非常に億劫がられる皆さん方、そして地域にあることによって、その地域の皆さんの一つよりどころにもなるのではないかと思います。

交通手段も、デマンドとかそういう交通網も配備されていますので、それらを利用することも可能ですが、当面は遠くなる地域の皆さんに配慮する形で、どういう形にしる、一定の機能を持つ窓口を置いてほしい声が要望としてありますので、考えてもらいたいと思ひ、今回取り上げました。

今、町長の話の中にもいくらかそういった点で望みがあるような考え方も示されたのですが、その辺はぜひ検討されて、できないものか考えてもらいたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一般質問で正式に質問を受けた事項ではございますし、十分考えて対応したいと思います。

○12番（渡邊千賀雄） では、そのような方向で検討していただきたいと思ひます。

次に、3つ目の質問としまして、図書館の充実についてお伺ひいたします。図書館は申すまでもなく、交流、憩いの場としたり、情報発信の場、子育て、学びの場として、生涯学習や社会教育施設として、活力と憩いのある町づくりのためにも有効だと考えます。

現在、町には町民会館の図書室、一般開放の飯綱中学校の図書館、それとりんごパークセン

ターにあります太郎文庫があると思います。現在、各図書館、図書室等の利用状況についてどうなのか。その辺について最初にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） その前に渡邊議員、指名される前に質問を始めないでください。今そうなんです。だから、どこで質問を始めてしまうのかと思って。ちゃんと手を挙げて、私が指名してから質問してください。それだけ注意です。

それでは、今の質問に対して高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 私からは、教育委員会が管轄する町民会館にあります公民館図書室と、飯綱中学校図書館の一般開放の状況につきまして、お答えいたします。

まず、公民館図書室の利用状況でございますが、令和元年度までの利用者数が年平均、延べ4,400人、貸し出し冊数は1万1,000冊でございます。令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止措置により公共施設を一時休館した際、本の貸し出し数を1人3冊から20冊に変更して対応をいたしました。その結果、利用者が増え、ぜひ続けてほしいとの声ございましたので、年度途中ではありましたが、1人10冊に規則を改正し実施しました結果、利用者数は3,090人、貸し出し数は1万5,900冊に増えております。

また、中学校図書館の開放利用状況です。令和元年度までの利用者数が年平均、延べ2,100人、貸し出し冊数は4,600冊で、令和2年度におきましては、利用者数1,225人、貸し出し冊数4,029冊と、こちらは減少しております。昨年度はコロナウイルス感染症の関係で学校休業がございましたので、休業中、図書館の開放も中止しましたことから減少となっております。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） それでは、りんごパークセンターの山本太郎文庫について、利用状況をお答え申し上げます。

山本太郎文庫については、貸し出し簿に所定事項を記入し、自由に借りられる形となっております。リピーターが大変多い状況でございます。

なお、現在は紙ベースの貸し出し簿に個人情報が含まれているため、ある程度の期間において裁断処分しており、統計的な貸し出し実績は取りまとめておりません。直近の令和3年1月28日から5月24日までの利用状況につきましては、貸し出し数が70冊、利用者は延べ22名となっております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、各図書室・図書館等の報告がありました。非常に有効に利用されていると思います。そして、さらに蔵書数を増やすなどの対応をすれば、もっと図書館の機能が充実したり、利用者も増えるのではないかと思います。

そういう点で、現在、町民会館の図書館スペースは非常に間借り的な感じの構造でありますし、図書室としての最良の場、環境とは言えないのではないかと思います。私はこの件に関しまして、平成30年9月議会でも提起したことがあります。その際に、教育長は図書館を広く使いやすいものにする計画でいるという当時の考えを表明されました。そうした考えに基づいての進捗状況、それについての見解をお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。平成30年9月議会で答弁申し上げましたとおり、手狭になった公民館図書室を広く使いやすいものにしようということで検討を重ねております。町民会館内の模様替えや、小学校の跡地などの公共施設の利用、または新設など、さまざまな角度から検討を重ねております。

現在、役場庁舎の建設に伴いまして飯綱福祉センターの取り壊しが決定し、サークル活動などで利用されておられた皆さんが現在は町民会館を利用されております。その一方で、これまで町民会館を拠点に活動しておりました子育て支援センター事業が、施設完成に伴いまして町民会館を利用しないことになりました。

また、今年度庁舎完成に伴いまして、三水庁舎として利用しているスペースを町民が利用可能になったとき、町民会館の利用状況等を見て結論を出していきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今後考えていくということです。

今、いろいろ箱物が多く建てられて非常に町民も期待していることが多くなってきています。そういう中で、例えばりんごパークセンターの三水庁舎跡の現在の建物を、先ほどの山本太郎文庫と合わせて図書館とするとか、そういった既設の建物を利用しながら充実させていくということも考えられると思います。

今、検討されるとおっしゃいました。ですから、大いに図書館の機能を充実する方向で、現在の建物を利用する方向も含めて検討してもらいたいと思います。

そのことについて、今後図書館の在り方検討委員会等を設置して、大いに町民の皆さんにも知恵を借りたり、町の考え方を進めていくためにも、そういったことをやられてはどうかと思います。

そういう点では、現在、歴史ふれあい館もリニューアルを含めて検討委員会を立ち上げ、町民参加のもとでいろいろ計画されているようなこともありますし、図書館でもそういったことをやりながら、図書館に関心を持ってもらいながら、町民にとって充実した図書館ができる方向に検討するのはどうかと思います。それを含めて教育長にお願いいたします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご提案ありがとうございます。公民館図書室、それから中学校図書館の利用について、より充実した町民に開かれた図書室をとということを教育委員会としても大変大事なこととして考えているわけですが、時代の流れの中で、今、読書、それから図書室の在り方というものを根本的に見直す時期に来ていると考えます。

今、学校でもそうですが、ICT 学習が進む中で、例えば昔は図書室に行って百科事典なり、辞書なり、いろいろな資料を借りて、そこで調べていました。今はもうタブレット一つあれば、教室にいながらにしていろいろな資料が簡単に入手できて、学習効果もすごく上がっています。そういう中で、皆さんもご承知のように、今、長野でもそうですが大きな書店がどんどん店を

閉じています。なぜかと言ったら、電子図書が大変広がっているからです。

それから、貸し出しなども便利になって、今、飯綱町でもやっているのは、例えば町民会館の図書室で借りた本を飯綱中学校で返すというような便宜も図っているのですが、それが今は長野市との広域連携の中で、タブレットとかそういうものを使って、飯綱町の本だけではなくて、市立図書館や県立図書館の本も自由に借りられるようになる、そういう時代を迎えています。

ですから、町の図書室の本を充実させるという視点だけではなく、もっと総合的な未来志向で住民の人が本に触れる、または読書しやすいような環境づくり、システムづくりというものを併せて検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 町長の考え方はどうですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 馬島教育長に素晴らしい答弁をしていただいて感心しておりました。全く同感でございます。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、教育長から今の図書館の在り方、そして現在進んでいる図書館機能といったことも含めて考え方を示されました。

私は大いにそういう点を発揮してもらうためにも、図書館の機能を充実させながら今のデジタル化、そして今の通信機能を発揮するような図書室機能を含めて、町民に提供する場として考えて進めてもらいたいと思います。

その点で、在り方検討委員会等をつくって町民の知恵を借りることも大事ではないかと。また、関心を持ってもらうことも一つの考え方ではないかと。そして町民の知的文化を大いに広げたり有意義にしてもらうためにも大事な施策ではないかと思っています。その辺の考え方をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 繰り返しになるかもしれませんが、在り方検討委員会をつくる、つくらないというのは、例えば飯綱町に新しい図書館を建てるとか、新しい施設を造るといときは、在り方検討委員会を設立して、一から、どういうふうにやっていくかというのを広く意見を求めてやっていかなければいけないと思います。しかし、新しいシステムづくりとかは、在り方検討委員会を立ち上げてどうのこうのというよりは、できるところからどんどん進めていって、進めながらまたさらにそれを改善していくということになると思います。在り方検討委員会うんぬんはともかくとして、そういったことはできるところから進めていきたいと考えております。

また、今はやはりデジタル化というのは実際に飯綱町でも取り入れつつありますので、今後とも進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 非常に前向きに考えておられることが分かりました。ぜひ進めていただくように要望しまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

ただ今より暫時休憩に入ります。再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

◇ 清 水 均

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号1番、清水均議員を指名いたします。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） 議席番号1、清水均です。通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、人工知能 AI の有効活用方法についてです。SDGs にもあるように誰一人取り残さないということであるが、独り暮らしの高齢者が孤立しない環境づくりのため、タブレットやテレワークの貸し付け等により、人と会話のできる最先端技術を駆使し、人工知能を搭載した AI スピーカーを使った、高齢者の体調管理確認や安全確認を取り入れる実証実験を進めている下伊那郡大鹿村の例を紹介してみます。

NTT 東日本地域 ICT 推進部と提携し、昨年 10 月に開始したようです。村内の 20 世帯が参加し、うち 10 世帯ではスピーカーと連動したセンサーが高齢者の心拍数や室内の気温などを把握し、保健師らが確認できるようになっているようです。

また、独り暮らしの K さん（87 歳）宅では、スピーカーが「薬は飲みましたか」といった薬の服用や食事などの質問に K さんが答え、結果は家族にも LINE で定期的に届くようになっております。例えば、K さんが眠れないと答えると娘が心配して電話をしてくれるとのこと。スピーカーは夜も話し掛けてくれるので心強いと言います。

このように、独り暮らしの人にも安心して過ごせるように、健康寿命に相いれると思うが、この方法を取り入れる考えはないか、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 質問を大変多く受けておりますので、答弁は本当に簡単に申し上げたいと思います。AI の便利さは十分承知をしているのですが、現在のところ、ご意見のようにすぐ導入するという予定はございません。

ただ、先ほどの大鹿等々、先行自治体の実態等々はこれからも把握して検討してまいりたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） これからは高齢者の方が多くなりますから、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、別荘地の空き家を活用したリゾートテレワーク施設等を導入し、若者の人口増を推進

できる考えはないか、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先日、白馬、小谷、大町の一帯でリゾートテレワークのお話が新聞記事に載っていましたが、飯綱町も非常に別荘地帯が多くありますので、魅力のある一つの試みであると思っております。長野県が行う信州リゾートテレワークのモデル地域に県内 12 の市町村が加盟しているのですが、町はその一つに指定をされております。

これからも、コネクト EAST、コネクト WEST 等々の受け入れ施設も機能を発揮していくと思っておりますので、いろいろなものを利用しながら都会の若い人たちに魅力のある仕事場の一つとして、検討していきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） ぜひご検討のほどよろしくお伺いいたします。

次に、少し忙しいのですが、公共構造物の進捗状況と今後の維持管理についてです。いろいろなコネクト EAST、コネクト WEST、メーラプラザ、三本松直売所、いちごハウスの各建設総事業費、それらの事業費の国、県の補助金と補助対象外、地元負担金を含めますが、そして本年単年度の総収入、総支出、年間維持管理費の状況について町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 町長ですか。

○1 番（清水均） 担当課長でもいいです。

○議長（大川憲明） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 私からいろいろなコネクトとメーラプラザについて答弁をさせていただきます。

最初に建設費と建設管理費等を合算した建設事業費等です。まず、いろいろなコネクト EAST の建設事業費は 2 億 2,241 万円。事業費のうち推進交付金額は 9,295 万円です。いろいろなコネクト WEST の建設事業費は 2 億 5,094 万円。事業費のうち推進交付金額は 1 億 198 万円です。メー

ラプラザの建設事業費は3億8,148万円。事業費のうち推進交付金額は1億172万円です。なお、この推進交付金、国の補助金の補助裏につきましては、いいづなコネクトについては交付税措置率30%の一般補助施設整備事業債を充当し、メーラプラザにつきましては交付税措置率70%の合併特例債を充当しております。

続いて、それら施設の維持管理費の収支についてお答えいたします。まず、カンマッセいづなが管理するいいづなコネクト EAST と WEST につきましては、支出が正確に分けられないため、いいづなコネクト全体の状況をお答えしたいと思います。

まず、昨年度のいいづなコネクトの収入ですが704万円、支出は年間維持管理費等で3,066万円、収入から支出を差し引いた町の実質的な支出額は約2,300万円となっています。本年度からカンマッセいづなが指定管理者となりまして、協定により利用料収入はカンマッセの収入になりますが、町がカンマッセに支払う指定管理料は、最大で本年度から2,000万円となっておりますので、この時点で前年度より300万円ほど町の実質支出額が減額になります。また、テナント賃料などカンマッセの収入が増加すれば指定管理料を減額する協定になっておりますので、さらに町の実質的な支出額が減少すると予測をしております。

続きまして、メーラプラザの運営状況についてお答えいたします。メーラプラザは昨年度から町社協が指定管理者となり、施設を管理しております。昨年度のメーラプラザの収入は207万円、支出は町社協への指定管理費等で1,049万円、収入から支出を差し引いた町の実質的な支出額は840万円です。本年度については収入及び支出に大きな変化がないため、町の実質的な支出額は年間800万円程度と予測をしております。以上です。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 私から三本松直売所、それからいちごハウスの関係についてお答え申し上げます。ただ、総事業費の中の交付金等につきまして資料を持ち合わせていないので、後ほど改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、三本松の直売所につきましては、建設に関わる総事業費2億2,663万円ほどとなって

います。こちらにつきます単年度の総収入はゼロです。指定管理により施設を管理しており、施設運営での収入として販売手数料、登録料、年会費等は指定管理者の収入及び運営経費となるため、町への収入はございません。単年度の総支出です。こちらにつきましては571万7,000円ほどとなっています。こちらは施設の管理上の経費は指定管理者が支出するため、土地の借地料571万7,000円ほどのほかは、原則的に町からの支出はございません。ただし、町の発意に基づく施設の修繕、備品購入費等、町が負担する経費も状況により発生する場合があります。年間の維持管理費も同様でございまして、土地の借地料ということで571万7,000円ほどとなっています。

続きましていちごハウスです。いちごハウスについては信大との共同研究による業務委託事業として、平成30年に技術開発委託を実施しております。こちらについては執行額が1,085万6,160円と、うちハウスの建設費が927万3,960円となっています。また、令和元年度、令和2年度についてはそれぞれ研究委託費として信大と300万円で委託契約をし、研究を実施しております。建設に関わる総事業費ですけれども、ハウスの建設等、中の費用も含めて1,838万8,488円ということです。単年度の総収入はゼロです。こちらは栽培開発研究委託の事業であり、町への収入はございません。単年度の総支出、これは令和元年度ですけれども54万9,118円です。これにつきましては、ハウスの電気代、灯油代、修繕費、消耗品費等の執行です。こちらは令和2年度も同じぐらいの金額になるものと見込んでいます。年間の維持管理費につきましても同様で、54万9,118円ということで先ほどの説明のとおりです。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 次に、これらの施設についての利益還元による長期計画というのも必要だと思うので、それについてお願いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） すみません。もう少し詳しくお伝えをいただきたい。今、申し上げたのは、いずれも町所有の施設を指定管理によって管理をしてもらっているという施設です。利益を受

けるのは指定管理を受けた人たちが利益を受けるという解釈で、そういう人たちが施設整備の費用を還元していくということは考えていないことです。

もし、施設を運営している人たちが購入するなり、何をするなりということであれば、その施設を運営している人が金融機関から借入れを起し、その償還は利益の中から償還をしていくということになるのですが、指定管理は毎年幾らだということで指定管理を受けて、受けた人たちがカンマッセなり、振興公社なりが運営していくということになっていますので、還元していくという中身についてももう少しご説明いただければありがたいです。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 例えば、WEST、EASTにしても食堂とか入っていますよね。そのもうけがあるから、その分についての還元をどうかということです。例えば、長期計画で返済していただきたいということは必要ないということですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もちろん、例えば EAST や WEST にはラーメン屋さんが入っていたりしますが、そちらの皆さんはテナント料ということで一定の使用料と水道、ガス、電気については別枠のメーターを付けるなり、そういうことをして施設を利用してもらっているので、そこで一生懸命頑張って利益を上げたのはその事業者の利益ということになります。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 例えばの話ですけれども、ジュースや何かを売っているところがありますよね。自動販売機も全部その会社でやっているということですよ。電気料とかそういうことでやっているのだったらいいですけれども、ただ借りて、もうけや何かを自分たちで持つていくのではなく、その分を返済してもらったらどうかということだと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 事業者の人は債務を持っていません。借りたお金はないです。町からも借

りていないです。ただ、ご自分が店を開くための営業資金なり運転資金はどこからか工面した
かもしれませんけれども、そういう意味では、まず施設そのもの自体では、もうけてもらっ
ても返済をする相手がいないということです。

先ほど振興公社の在り方について少しお尋ねがありましたけれども、土地代だって今、町が
出しておりますけれども、ぜひそのぐらいは稼ぎ出して自分たちの費用として計上してやっ
ていただくような形になる。または EAST、WEST のカンマッセさんもぜひフル回転で頑張っ
たいて、利益を上げる中で維持管理費、電気、ガス、水道等々の費用についても、全額とま
でとは言いませんけれども、かなりの部分は事業者が負担しているのですよというふう
にやっ
たらうと、施設を造った町としては一番ありがたいと思います。

あとは、もうかった皆さんのところへ給料も出ているのですから、住民税も上がってく
れば、新しく引っ越して来てくれた人たちの交付税の措置もとの計算にもなります。違
った意味では私どもにメリットが出てくるわけであって、ぜひそういうことで頑張
って基礎的な固定費を稼ぎ出していただければと思います、これからもやってい
きたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 分かりました。次に移ります。

3番目は新規路線の開設についてです。県道60号線長野荒瀬原線について、飯綱病院
までは区間のバイパスが完成したが、その先に鉄道と、鳥居川があり、狭い道路が
あります。その箇所を通過するには、高架橋を架けなければならないため、高
架橋の整備には多額の経費が必要となります。

それに代わり、飯綱病院から牟礼小学校の西側を通過して、小玉集落の国道18
号線に合流する計画案を関係各所に提案する考えはないか、町長にお伺いいた
します。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。長野荒瀬原線については県道であり
ますので、県が事業主体となって複数箇所改良工事を現在行っているところ
です。ご指摘のとおり、飯綱病

院から北側につきましては、しなの鉄道、鳥居川など、いわゆる難所といわれるところを通過する必要があることから、高架橋などの改良については多額の費用が必要になるというところ
です。

ただし、議員の提案される牟礼小学校の西側を通る国道 18 号に合流する路線についてですが、こちらのルートをもし選択したといたしましても、八蛇川、滝沢川の一級河川、それから小学校の通学路、しなの鉄道の踏切など、難所とされる場所は幾つか通過する必要があります。地形的な考慮もすると、沢を 1 つ越えていくような形になりますので、やはり高架橋など必要ということが考えられる部分になります。また、用地の取得など、詳しく積算してみないと分からないのですが、費用的にも決して安価な対応ではできないと考えます。

現在、本路線を利用して国道 18 号から荒瀬原線へ通行する車両が多いということはこちらでも認識をしております。現道の地域の皆さんから、今、現道の長野荒瀬原線の改良についてもご要望を多く頂いておまして、まずはそちらを県道改良して行っていただきたいということで、町から県に要望を挙げていきたい。

また、令和 2 年の 9 月議会でもお答えしたとおり、現在は深沢地区で事業を実施しているところですので、今のところは飯綱病院側から北側については、町道の部分改良などを含めて検討を続ける中で、県へ要望していきたいと考えているところです。

また、県で長野荒瀬原線の路線の認定の変更、それから計画の変更などで見直すことがあれば、それについては町でもそれに伴って例年県に要望している中に含め、地域の皆さんの意見も伺いながら、要望を挙げていくように考えております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1 番（清水均） それについてめどが立つか立たないかということも必要ですが、大体どのくらいの期間で県と調整していることでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今の長野荒瀬原線が鉄道を越えていくあのプロジェクトについては、県

会議員さんの情報ですけれども、県議会の中で話は挙げたよという報告を受けています。県が具体的に調査費を上げて動き出すには、私はまだまだ相当な時間を要するだろうと想像しています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 現在の既設を改良するという事になれば、課長が話ししたようなことはいつごろに持っていくようになりますか。今、改良が始まっていますよね。それがいつごろまでの予定をしているかということですが。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。実際のところ工事は始まっている状態でありまして、随時工事を進めている中ではあります。一応踏切の付近、それから栄町の交差点の付近については、今年度から来年度にかけて県で、用買に係る補償やその他、内容の検討をさせていただいて随時進めていくということをしている段階です。現在、計画されている全線がどのぐらいで出来上がるとかについては今のところ把握はしてございません。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） ぜひできるだけ早く開通させるようにお願いしたいと思います。

次に、福井団地から番匠を通り長野市豊野町に抜ける町道の計画は導入できないかということについて、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 現状においてもかなり細い道ですが、福井団地にお住まいの一部の人たちが利用しているという車はよく見受けられます。そういう道路があれば便利であるということはあると思いますが、福井団地の住民の皆さんが長野等々へ向かうための一つの道路として町道を改良するとなれば、番匠地区の急な坂辺りをどう解消していくか、また月見川の沢をどうやって渡していくか、これももろもろの問題が出てきます。

バイパスがあれだけ開通している中で並行する同じような町道というのは、今のところ少し財政的にも厳しいと判断しています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 分かりました。次に進ませていただきます。

遊歩道、自転車道及びブレイブボード道の設置についてです。福井神社と福井団地の間、及びその周辺は緩傾斜で杉林や広葉樹が多く、近くで森林浴が楽しめるため、散策客やハイキングに来る方も非常に多く見られます。保育園園児の散策も多く来ているようです。

これからは後期高齢者も増加し在宅者も多くなるとともに、健康寿命の延伸と子どもたちの健やかな健康と成長を図るため遊歩道、自転車及びブレイブボード道の設置をしていくのはどうか。

現在、子どもたちは道路で自転車及びブレイブボードの遊びをしており、非常に危険な状態です。9月にも質問をしたのですが、あれは若者住宅の前でやってもらうということで話しをしたのですが、検討ということで終わりました。今度は両地区の関係でどうかということで、町長にこのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員のご指摘といたしますか、ご意見のとおり、非常に福井団地地区を中心に利用をされている皆さんが結構いらっしゃるというような報告も受けており、また、散策道は環境がよろしいというお話も伺っています。すぐに来年度こういう事業を実施したいという、そこまで煮詰まっておりますけれども、一つの公園的な候補地として検討をしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） ぜひお願いいたします。

次に、中学生議会のグループ施策提言評価についてです。中学生の提言に対し、町長は移動図書館、休耕地を県外者の体験場とする、駅前を魅力のある通りにするなどについて考えてい

きたいと講評しているが、この提案についての検討結果はどうなっているか、町長にお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 子どもたちにどんな形で移動図書館の答弁をしたかいろいろ調べてみたのですが、あまり定かではありません。健康維持をするための本とかをそろえておいたほうがいいのだろうという中の延長で話があったのかもしれませんが。

先ほど図書館についての話もございましたけれども、図書館の在り方というのは長野市にもバスで移動している図書館があります。そんな意味で考えてもいいのではないかと。図書館そのもの自体を建設するというのも大事だけれども、メーラや EAST や WEST を使ってそちらに来ていただくとか、移動図書館が2週間に一遍来てもらい、本を借りてもらうとかという意味で話をしたのですが、今のところ具体的に図書館については答弁するほどの内容の検討はございません。

また、休耕地を県外の人体験の場にするということですが、これについては半農半Xもありますけれども、菜園付きの宅地分譲や何かについても、農地付きの分譲地を魅力の一つにしていくとか、そういう意味で具体的に取組を始めております。先ほどの荒廃地を優良農地に転換していくために、最大20万円の支援もしていきたいという制度を新しく発足をさせたり、取り組んでいると申し上げたいと思います。

駅前の魅力のある通りについても、確かシャッターにペインティングをしたらどうかとか、いろいろご提案があったと思うのですが、駅前の整備については栄町の皆さんが公園を造りたいというようなアタックが出てきたり、ボランティアで花壇を作るなり、いろいろな美化運動をやっていたり、それに併せて非常に良い傾向だと思っておりますが、1軒、2軒、3軒とあそこでお店をやりたいというような人たちが出てまいりました。

そのようなことで、玄関口である駅前の魅力のある通りについて、栄町の駅前通りについては具体的に幾つか動き出してきていると感じております。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） 中学生議会のせっかくの提案ですから何とか1つでも2つでも実行していた
だければと思います。

わずか少し時間があるものですから、町長の今後の構想についてどんな感じですか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今年は選挙の年ですので、その後の考え方はどうだということですか。

○1番（清水均） 考え方でいいです。

○町長（峯村勝盛） 今、実は役員の会長さんがお亡くなりになってしまったというようなこと
もあり、地域では平出地域、番匠地域ではもう少し頑張れというお話もありますけども、改め
て役員会で相談をしていきたいという状況です。

○議長（大川憲明） 清水議員。

○1番（清水均） ありがとうございます。

以上で質問を終了させていただきますが、感染症拡大の中、飯綱町民が安心して過ごせるよ
う願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大川憲明） 清水議員ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

お諮りします。明日、6月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間
を1時間繰り上げて午前9時に開くことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、6月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでし
た。

散会 午後 2時27分

令和3年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和3年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月4日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	総 務 課 長	徳永 裕二
企 画 課 長	土屋 龍彦	税務会計課長	土倉 正和
住民環境課長	藤沢 茂行	保健福祉課長	永野 光昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（6月4日分）

順	議席	氏名	発言事項
6	3	中島和子	1 「男女共同参画社会」住民への周知と理解そして実現に向けさらなる取組を
			2 公民館図書室の整備について
7	9	伊藤まゆみ	1 高岡地区でのパワーリハビリの実施を
			2 健診事業の受診率の向上を
			3 飯綱東高原ゴルフ場の指定用途変更の地元及び利用者への丁寧な説明を
8	5	瀧野良枝	1 町の有機農業への取組姿勢は
			2 新庁舎での住民対応は十分か
			3 職員のメンタルヘルス対策を
9	8	荒川詔夫	町農業の今後のあり方について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきありがとうございます。
ございます。

これより本日の会議を開きます。本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。昨日の清水均議員からの質問に対し、推進交付金額の補足説明を平井産業観光課長、お願いいたします。

○産業観光課長（平井喜一郎） 昨日の清水均議員からの一般質問に対する回答でございます。

三水直売所の建設に係る総事業費2億2,663万1,914円の中で、推進交付金の額が5,125万円となっています。

続いて、いちごハウスですけれども、建設に係る総事業費1,835万8,488円のうち、推進交付金が542万8,000円ということです。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大川憲明） それでは、一般質問に入りたいと思います。日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力お願いいたします。

◇ 中 島 和 子

○議長（大川憲明） それでは、発言順位6番、議席番号3番、中島和子議員を指名いたします。
中島和子議員。

〔3番 中島和子 登壇〕

○3番（中島和子） 議席番号3番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

全ての女性が輝く令和の社会へ、第5次男女共同参画基本計画が令和2年12月25日閣議決定されました。

男女共同参画社会とは、今、皆さんが耳にしていると思われます。男女が社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野への活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、また文化的利益を享受することができ、そして共に責任を担うべき社会です。

計画では、2030年代には誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位ある人々の性別に偏りが無いような社会を目指しています。飯綱町でも昨年度基本計画に基づき、また、女性活躍推進に関する計画に位置付けるとして、第2次飯綱町男女共同参画計画が策定されました。

まず、計画策定趣旨についてです。これまで平成23年から10年間進められてきた第1次計画には、理解は深まりつつあるが、実感には至っていないのが現状であったと記されています。その理解の深まりに対して実感が得られなかった要因をどのようにお考えか。なかなか進まない現状への見解をお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。浸透しない原因はということで、計画の中でも幾つか要因を挙げておりますけれども、住民意識調査の結果分析から、さまざまな要因が考えられますが、一番の要因は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担意識がまだ解消されていないところにあると考えております。意識改革や意識の醸成は簡単にできることではありませんけれども、より効果的な啓発事業を継続して推進していくことが肝要と考えております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） そして第2次計画の課題といたしまして、内容を継承しつつ複雑に変化する

る社会環境や個人の意識、生活の多様化に対応した新たな課題を探る中で、さらに取組を進めるように方針や施策を示して、町民一人一人がどのように関わっていくかを明らかにしたとあります。課題と改善点が精査され、具体的な施策と内容が示された計画が出来上がったと思います。計画の実現に向けたさらなる取組を期待したいところです。

今後、町民の皆さんへの意識改革を目指し、整備された計画を幅広く周知していただくための方策をお聞きします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 計画の周知につきましては、現在、町のホームページに男女共同参画計画と住民意識調査の結果を公表しております。また、計画書の製本を本年度事業としまして既に業者に発注しており、作成次第、関係機関等へ配布する予定であります。計画書の概要版も作成し、全戸へ周知していく予定であります。

理解を強化するための方策としましては、策定した計画内容に基づき事業を推進していくとともに、飯綱町男女共同参画推進委員会において、計画の進捗状況の管理や男女共同参画を推進するための施策の調査、研究などを行いまして、より効果的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

この計画の策定にご尽力いただきました飯綱町男女共同参画推進委員会の委員の皆さんは、各種団体から推薦いただいた方々ですので、おのおの団体へ持ち帰り計画の推進を率先して行っていただくようお願いしています。

なお、例年行っていますフォーラムも2月に計画しておりますので、そういった機会を通しまして計画の周知なども行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今、周知の方法についていろいろお聞きいたしました。完成した第2次計画の概要版を各家庭に配布ということでした。

配布と同時に、町民の皆さんが同じ場面で共有できるような意識啓発の推進の仕方にも工夫

が必要と思われませんが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今の議員のご指摘のとおりに制度ができて、それが推進されなかったり、浸透しなかったりしては意味がないわけです。

こういう取組というのは、例えば、それまでは土曜日は半日で日曜が休みというのが、土日を休みにしますよという制度だったら、何月何日からとやったらパッと浸透するわけですが、こういう本当に意識改革を伴う改革というのは、なかなか制度を整備して、すぐそれが実行に移せるかというやはり時間が掛かります。だからといって諦めてしまうのではなくて、ずっとそれをやり続けるということが一番大事かと思っています。

第1次計画のときでも、やはりまだ完全に浸透しているわけではないという評価はありますけれども、全く前進がなかったかと言うと、決してそうではありません。それが第2次になって、1次のとくと比べると、これだけ変わってきたねということ进行分析しながら地道に根気よくやっていきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 第1次計画の推進体制の整備では、男女が認め合い、お互いを尊重して日常生活や地域活動の場で共同参画の実践を重ね、その経験から男女共同参画の機運が醸成された段階において、飯綱町男女共同参画社会づくり条例の制定を目指しています。

そして第2次計画の推進体制の整備でも、進捗状況を踏まえた推進委員会で検討するとあります。条例の必要性として考えられるのが行政による取組だけで達成できるものではなく、町民の一人一人の意識改革や自主的な努力で連携する共同の取組が必要です。地域の特性を勘案した男女共同参画社会に向けて、基本的なルールを確実に守ることを義務付け、基盤となる条例の整備が必要とされています。

長野県内の状況ですが、計画の策定が77市町村中56市町村、72.7%が策定済み。そのうち条例は29市町村で、半数以上が制定済みとなっています。今回、第2次計画を策定する中で条

例制定の意見はなかったのかお聞きいたします。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。計画の策定には先ほど申し上げましたとおり、推進委員さんに関わっていただきまして、その会の中で検討を重ねてまいりました。住民の意識改革というところでさまざまなお意見をいただきましたが、条例制定につきましては、現段階でもう少し慎重に検討していきましようということで、積極的なご意見等は委員の中からはいただいておりません。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 第1次計画では共同参画の機運が醸成されていないということでした。理解から実践に向けて次の段階に進むためにも、施策を総合的かつ計画的に推進するための法的根拠として実効性のあるものにする条例制定は必要と考えます。今後、検討はされますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 条例の制定は町長の提出になりますのでお答えしたいと思います。考え方は教育委員会と異にしているわけではなくて、同じ方向に考えております。

議員おっしゃるとおり、これからの社会は男女共同参画という大きなもとで地域づくり、社会づくり、まちづくりをしていくのは絶対必要なことだと承知しております。ただ、町民や事業者の皆さんに、一定の義務を果たしていただくようなものを制定するということについては少し慎重に対応したいと思います。

さすがに長野県内19の市は全部制定をしておりますけれども、制定しないということではなくて、推奨的な意味の条例ですので、それぞれ中身には各特徴があるのではないかと考えております。その点も踏まえ、慎重に対応していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、現在の町の推進委員についてですが、女性の割合がかなり多くなっています。ジェンダーギャップや、その役割分担への理解、そして生活の中にある参画社会への課題解決に向けて性別による固定的分担意識を改めることや、男性の意見もしっかり届くようにそれぞれ半数の参加がないと平等性に欠けると思われます。

現在の男女比率をお聞きすると、その現状をどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 今、議員からご指摘のありました男女比率の関係ですが、様々な分野での男女比率の問題があるかと思えます。細かいデータを手元に持ち合わせておりませんが、先般、総合計画審議会の検討委員会も始まりました。その中では20人のうち11人が女性委員というような状況もございます。これは一例ですけれども、そうした中で女性の皆さん方の考え方といったものも、まちづくりや地域づくりに取り入れていくというのが非常に大事だと考えております。

そういうことも意識しながら、町の様々な業務の中で女性の皆さん方の参加というものをお願いしながら、この計画にあるような理念に寄り添えるような形の行政の進め方をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今の20人のうち11人というのは、飯綱町の男女共同参画推進委員の比率ではないですね。総合計画の委員ですね。

私がお聞きしたかったのは推進委員の比率なのですが。

○議長（大川憲明） 俺もそう思ったんだよ。だからそっちだよ。少しお待ち下さい。教育委員会すぐに出ますか。馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） すみません、遅くなりました。

男女共同参画委員の男女比ですけれども、各団体から代表の方に出ているのです

けれども、すみません、正確な数はまたお答えしますが、たぶん男性は今2人、あと残りが女性だったと思います。総数が何人か今パッと出てこなくて申し訳ございません。

○3番（中島和子） 今後、比率について、その現状をどういうふうにお考えかということも併せてお願いします。

○教育長（馬島敦子） 男女共同参画については、やはり今、男女平等ということで考えると、できるだけ女性の意見を取り入れるということころでは、今、女性の委員さんが大変多いということは心強いことだと思っています。実際に、会議の中でも女性のいろいろな意見が出されることで会議が盛り上がっていると思っています。

ただ、女性だけでいいかということ決してそうではなくて、その中でやはり男性の意見や立場といったものも反映していくことが大事だと思います。比率が、女性が多いからいいのか、男性が多いのがいいのか、それともぴったり半々がいいのかというのは、どれが一番いいということはないですけれども、結果として今、男女共同参画は各種団体から代表の方を選出しているんですけども、出してくださる団体でも男女共同参画ということ意識して女性の代表を送ってきてくださっていると理解しております。

いろいろな委員会があるのですが、男女比で見て女性が多い委員会も幾つかあります。やはり貴重な委員会だと思っておりますので、今後も活発な活動をしていけたらと思っています。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に、町の現状をお聞きいたします。まず、行政では庁舎内推進体制として男女共同参画計画庁内推進会議を設置し、各課、各機関と相互調整を図って施策の推進を行い、行政が率先して男女共同参画のモデル職場となるように取り組んでいるとお聞きしています。

3年ほど前でしたが、女性管理職の職員構成の今後の見通しについてお聞きいたしました。町長は職員の年代構成から見ても、今は一定の経験、研修を踏まえて準備していく時期であり、年功序列の考えはないとのお答えでした。

そして、前回の3月議会の同様の質問に対しましても、「女性の管理者が誕生したときには、お手並み拝見というスタンスで女性リーダーを迎えるようなことは話にならない。職員たちが全員で協力体制をどう組むかが本当の男女共同参画であり、そういう基盤はだいぶ培われている」とのお答えでした。女性職員の方にとりましては大変心強い言葉であったと思われます。そして、間近にいらっしゃる女性教育長の存在も大きな後押しになります。

県の統計では、飯綱町の女性職員の占める割合は55%以上とありました。今後、女性係長の配属から課長の誕生も期待される中、基盤はだいぶ培われているとのお話でしたが、実現したときに女性へのプレッシャーが掛からないような職員の教育体制の意思統一は十分であるか。また、女性自身が自信を持って挑戦できるような研修体制はあるのか改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。役場の職員の女性登用という問題かと思えます。基本的な考え方につきましては、職員の昇格等につきまして、男女に関係なく職員個々の人事評価等を考慮して行っております。また、女性職員の管理職等への登用につきましても、現状は女性職員の年齢構成等の面もございまして、現在の管理職の中には女性職員はいない状況というのが実情です。いずれにいたしましても、男女の性別に関係なく適材適所で人材配置を行っていくというのが基本の考え方と考えております。

なお、先ほど年代のお話を申し上げましたけれども、将来に向けての女性の管理職への登用につきましては、やはり職員自らも、女性職員も含めまして町の職員として自分がどうあるべきか、いわゆるキャリアプラン、キャリア設計といったものを若い年代のうちからしっかり職員として考えていくことも必要だと認識をしております。自分はこの分野の仕事をしたい、将来のためにはこういう時期にこういう仕事したい、あるいはこの分野のプロフェッショナルになりたい。それから中堅やベテラン職員であれば、これまでの経験を踏まえてこのポジションに就きたい。そういった面も含めて、人事の面談等を通じまして、具体的なキャリア設計というものを職員個々に促していく。そうした中で、将来的に女性管理職の登用が進んでいけるよ

うな形に持っていきたいと考えております。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 今お聞きしました、女性の皆さんへの研修体制みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。女性職員だけを対象にした研修会というものは、明確には今のところありません。市町村職員研修センター等を通じて様々な職員研修に参加をさせているという状況です。そうした研修の中で男女を問わず色々な研修に幅広い職員を参加させる中で、女性職員の能力アップというものを図っていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 一部補足をさせていただきたいと思います。

昨年度、久しぶりに女性の研修会へ出席をさせていただいた職員がおりました。女性リーダー研修会というのがありまして、係長職で2名行く予定でしたが、1名、急きょ都合が悪くなり、1名がその研修会に参加させていただいて、今後のリーダー育成というところで研修を積んでもらっているという状況です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 行政での女性活躍社会は、地域の役員構成にも大きく反映いたします。現在地域の女性活躍の場は大変少ないと感じています。町内では平出の協議委員や小玉地区の議長などがいらっしゃるようですが、他の地域の現状はどうでしょうか。男性社会の状況下では、女性は手を挙げにくいものです。

そんな中、行政からの推奨により集落創生事業において若者や女性が事業プランから参加されました。地域活動に女性が関わる大きなきっかけになったと感じています。その皆さんがいずれは地域の役員として活躍できることを期待しております。

一方で今、定着している男性体制の組織になじめるか心配もあります。昔からの体制を変えていくのは難しく、私も組の総会等で女性役員の選出を提案しておりますが、1人の声ではなかなか届きません。少子高齢化に伴う人口減少時代には、当然女性の進出が求められます。今からその体制の整備をしておくことが必要です。

しかし、今回意識調査の記載で気になる点がありました。女性自身が責任ある役職に就くことに消極的であるという結果です。女性の意識改革への支援体制も大きな課題だと思われま。将来に向け、地域の役員の中に女性が加わることが自然であるという考え方を浸透させることが望ましいと考えます。役員体制はその地域の責任において決めることではありますが、女性の参画を推奨するような行政の力もお借りして実現できないものか、支援体制の見解をお聞きします。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。地元の区・組の役員等へ女性の方々の参加もどうかというようなお話かと思えます。先ほどもお話しいたしましたように、地域の活動の中で女性の皆さん方がやはり入っていただけたというのは、地域づくり、村づくりという中では、女性からの視点、あるいは女性ならではの視点を取り入れていくということは、男性だけというような視点ではなく、幅広く、あるいは柔軟な発想で物事を進めていく上では、非常に重要なポイントと認識しております。

令和2年度の住民意識調査の中でも、この計画にありますけれども、女性が自治会の役員になることについてどう思うかという問いに対しまして、男女の合計では9割以上が大変良い、あるいは、いてもよいというような回答にもなっております。そういう中ではやはり住民の皆さんの意識というものは、一定のかなり高いレベルにはあるのではないかと認識をしております。

しかしながら、現実的には、今、議員がおっしゃられましたように、なかなか女性の役員の皆さんが少ないというような状況です。やはり先ほどから話が出ております固定的な役割意識

の分担、あるいは女性も自ら役職に参画する意識を持っていただくような、そういった意味で両面の意識改革というものが必要になってくるだろうと思います。そのためには元をたどっていきますと、家事や育児の男女間との役割分担といったものも含めて、なかなか意識を浸透させていかないと現実には難しい面もあろうかと思えます。

こうした点も踏まえながら、町では例年、区長、組長会議、あるいは状況に応じまして集落での懇談会等も行っております。

また、先ほど教育長からも答弁がありましたように、さまざまな機会を通じたこの計画の周知というようなこともあります。そうした中でやはりなかなか一朝一夕にすぐに解決できるというものではありませんので、時間を掛けながら浸透していくような形で進めていければと考えているところです。以上です。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 次に子どもの学校教育についてお聞きしようと思いましたが、子どものころからの意識付けは大変重要だということを申し上げまして割愛させていただきます。

次に進みます。内閣府では6月23日から1週間を男女共同参画推進週間に定めています。ここで参画社会を推進している他の市町村の取組をご紹介します。

1年に一月を推進月間と定め、啓発のためのイベント開催でティッシュの配布やパネルの展示によるアンケート調査をしたり、コミュニケーションを取りながら、またキャッチフレーズの募集など関心を持ってもらう活動に力を入れている市町村が幾つかあります。

住民の皆さんの意識を深める機会として推進週間や月間を定めることはいかがでしょうか。あるいは町民講座、人権講座など各イベント会場での企画に合わせた啓発活動も効果的と考えます。それらの取組についてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 貴重なご提案ありがとうございます。

男女共同参画、それから女性が社会で輝ける社会づくりのためには、いろいろな計画や方策

が必要だと思うのですが、住民目線での取組というのが一番大切かと思っておりますので、イベントに合わせたりとか、例えば、町で独自に週間を設けることというのは、今ここですぐご返事はできないですけれども、男女共同参画委員会の中でまた検討するとかして、住民目線での取組の場を広げていくということはこれからも努めてまいりたいと思っております。

貴重なご提案ありがとうございました。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） ほかに、男女共同参画社会課題の解決策を目指して開催される国内最大級の大会で、日本女性会議への参加の市町村もあり、女性だけでなく男女共に参加しているという報告もあります。

日本女性会議ですが、今年度は10月に甲府市でリモート開催の予定です。担当課の職員または推進委員の方に研修をしていただき、町民の皆さんへの浸透に寄与していただくことを検討されてもよいかと思っております。

取組はいろいろ考えられますが、町では総合計画において「日本一女性が住みたくなる町」を重点テーマの一つとして掲げています。町外からも注目され、女性たちには大変意義のあるテーマです。

そして、飯綱町が男女共同参画社会づくり、女性活躍推進に向け、町民が一つになった取組をアピールすることで、日本一女性が住みたくなる町にも大きく反映いたします。また、住みたくなる町への一つの条件にもなると考えられます。

今回、第2次計画の策定に併せ、例えば日本一女性が住みたくなる町へ男女共同参画推進の飯綱町など、皆さんからのキャッチフレーズを公募することで意識付けと機運を高めるためのチャレンジにもなると考えます。町のニーズに応じた取組を大きな流れとして捉え、それぞれの2つのテーマの相乗効果を図ることへの見解はどうでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 素晴らしい提案だと聞いておりました。

日本一女性が住みたくなる町という背景は、何回も申し上げていますが、女性だけがとてもいいねと思うということではなくて、女性を含めた家族なり、親子なり、友人なりがみんな幸せを感じるようなまちづくりを目指すというキャッチフレーズでやってきております。

私は今、議員のおっしゃるとおりの啓発活動、やはり役場あたりが率先しなければと自分にも言い聞かせておりました。女性が担当したり、女性がやってきたら世の中が少し変わってきたねというような現実が見えてくると、素晴らしい啓発といたしますか、やはりすごいなと感じていただけるのではないかと思います。

女性の素晴らしい課長や町長が誕生して、素晴らしい町が動き始めたというような形になれば、最大の啓発ではないかと思います。そんな世の中になるように精いっぱい努力したいと思います。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） 男女共同参画社会は長年取り組まれている大きな課題の一つです。しかし、この言葉がある限り、永遠の課題とも言われています。国の組織においてさえも不適切な発言もあり、とても残念に思うことが多々あります。

そして今回、町の調査でも実感、実践へ深まりの進展が見られないことが分かりました。この課題を将来の若者に託すのではなく、私たちが少しでも住みやすい社会を整えておくこと、今、一人一人がしっかり向き合うことが求められていると考えます。

次の質問に行きたいのですが時間も少なくなりましたので、公民館図書室の整備について、これは昨日いろいろお聞きしましたので一つだけお聞きいたします。

図書館の整備についての昨日の答弁では、「今後の各施設の状況により、町民会館の使用状況も変わることを踏まえて模様替え等を検討する」とのお答えでした。また、教育長からは時代の流れで見直しながら総合的な未来志向で考えていくとの答弁があり、今後への期待が膨らみました。

配置の検討としては今回、議会モニターの方の声にもあった閲覧室の整備をお願いしたいと思います。

そして要望ですが、今ニーズがあるブックカフェの検討も視野に入れてみてはいかがでしょうか。借りた本を手にコーヒーを飲みながらゆっくり時を過ごす。そんな空間があればと考えます。

公共図書館は今、多様化の時代を迎えています。公設民営ブックカフェを運営しているところもあります。今後、図書館の機能を十分備えた新たな町の図書館整備への展望を、昨日お聞きしましたけれどもお伺いしたいと思います。

○議長（大川憲明） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 公民館図書室の改善については、大筋のところは昨日申し上げたとおりです。今、例えば閲覧室をよくするとか、それからブックカフェというようなお話もありましたが、そういうことも含めて今後、町民会館全体の役割という中で、そこに公民館図書室をどう位置付けるかということは検討して参りたいと思います。できるだけ町民が使いやすい、そしてただ本を借りるというだけではなく、そこでリラックスしたくつろぎの時間が過ごせるようなものを目指してまいりたいと思っています。

また、実際にどういうふうになるかというのは、昨日、次長からも話がありましたけれども、いろいろな施設の総合的な活用の在り方を見る中で、具体的に施策を実行していきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 中島議員。

○3番（中島和子） これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（大川憲明） 中島議員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は9時55分をお願いします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時55分

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほども言いましたように、教育次長から最初に答弁をお願いします。

○教育次長（高橋秀一） 先ほどの、中島議員からの男女共同参画推進委員の男女割合等の正確な数字をお答えできませんでしたので申し上げます。計画策定をしました令和2年度は、委員の総数が11人で、男性が先ほど申し上げましたとおり2人、女性が9名です。

ちなみに令和3年度につきましては、男性が1名増えまして12人でお願いする予定です。よろしくお願ひいたします。

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（大川憲明） 一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9番（伊藤まゆみ） 通告に従いまして、3点順次お聞きをしてまいります。

まず1点目、高岡地区でのパワーリハビリの実施をということでお聞きをしてまいります。パワーリハビリテーションは健康寿命延伸に大きな効果を上げています。利用者からは、家の車庫まで行くのに1回休まないに行けなかったのに、休まずに行けるようになったなど、体力の向上を実感でき、畑仕事も自分自身にとっては十分にでき、日々の生活が前向きになれたとの声が寄せられています。

旧牟礼西小学校（いづなコネクトWEST）の後利用の説明会の席上でも、ジムとパワーリハビリテーションでは利用層が異なるので、ぜひ設置をしてほしいとの声がありました。また、健康維持の事業への参加者が少ない男性もパワーリハビリテーションへの参加は多く、バランスの良い筋力の維持、介護保険給付費、医療給付費の抑制にもつながり、活力あるまちづくりに寄与するものと考えます。

3月の予算審査の折、保健福祉課長から赤東の利用状況を見て検討したいとの答弁がありました。町長からは9月を目途に何とかするようにと担当に指示を出したとお聞きをしていますが、その見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。パワーリハビリについては福井団地で第1号を開設いたしました。その後、第二小のEAST、そしてメーラプラザの3会場はいずれも大好評でして、赤東地域についてのEASTの加入登録も30名を越えて、日数を増やして対応していかなければならないというような状況だと報告を受けております。

また、西小、コネクトWESTにはもう一つスポーツジムが開設をされ、実質的に今、運営をしておりますので、その辺の絡みが少しあるという課題はありましたけれども、パワーリハビリとスポーツジムは内容が少し異なってきますし、運営自体が事業収入を目的としています。私どもが今、福井団地とメーラ、EASTをやっておりますのは、どちらかといえば保健福祉課が窓口になって対応をしているというパワーリハビリです。

そんなことを勘案しまして、何とか9月議会に予算的な工面をした上で提案をしていければと、そんな準備を始めたいと思っているところです。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） このパワーリハビリの事業は介護予防に大きな成果を上げるとともに、地域の活性化と地域力の向上にも寄与すると考えています。

今それぞれの地域で介護保険事業の総合事業として通所Bという形の中で取組も進められているわけですが、このパワーリハビリも地域で支える介護予防の一環と考えることができると思います。地域の方々がインストラクターとしての研修を積み、そこでよく知った方々と日々の生活を通す中でも、関わりが深い方たちと一緒に継続して長く進めていくということが、これから先を考えたときに大変重要であると考えています。

そういう意味においても、このインストラクターの継続的な養成とスキルアップが必要になってくると思いますが、この点についての考えをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。インストラクターの養成につきましては、社会福

社協議会に委託しまして行っております。

赤東の例といたしましては、まずインストラクターの説明会から始まり、インストラクター指導のためのフォローアップ講座等を2回開催しております。しかし、研修を受けてもなかなか実質指導に移らないという方が少し多く見られて、赤東につきましても、メーラにつきましても、インストラクター不足が懸念されているところです。

そういう観点から、引き続きインストラクター養成の講座をもっと進めて、実質指導ができるような体制を整えてまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 張りのある生活が認知症予防にもつながるとされています。特に運動も重要であるとされております。

インストラクターには、やはり介護の認知症に対する知識というものも、私は必要であるのではないかと思います。この点の研修についてはどのように行われ、これからどのようにしていきたいと考えていますでしょうか。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 認知症の研修ということでよろしいですか。

○9番（伊藤まゆみ） そうです。

○保健福祉課長（永野光昭） 認知症の研修につきましては、このパワーリハビリに関係することとよろしいでしょうか。

○9番（伊藤まゆみ） インストラクターの認知症の研修ということですか。

○保健福祉課長（永野光昭） すみません。失礼しました。

インストラクターの認知症の研修につきましては、先ほど申し上げましたとおり社会福祉協議会に委託しております。まず地元の会の立ち上げから始めていただいております。その中で今度始める場合には、西地区の方のインストラクターの説明から始まりまして、会ができ次第、多くの方に呼び掛けていただきまして、インストラクターになるための講習や研修等を受

けていただくような体制で進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） インストラクターに認知症の関係の研修が行われているか否かについては、どうも把握をされていないようではあります。今、オレンジパートナー養成講座というものも毎年10名を定員に行われているところでもあります。そのようなときに紹介もしながら、こういう講座も受けてみてはいかがでしょうかということはやっていると思いますので、そこなども取り入れながら、これから先、75歳を越えれば2人に1人が認知症になっていく可能性が高いというような報告もあります。自らのこれから行く先を考えたときにも、一つの大きな道しるべといたしますか、どのようなことに気を付けたらいいのか、どのようなことを周りと一緒に動いていったらいいのかということを考える上でも、決して無益なものではないと思います。

その辺のところも町としては提起しながら進めていっていただけると、地域で支える介護予防というものに深みが増して、これから先につながっていくのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） インストラクターが全てのいろいろな意味の能力を持って対応していくというのは理想的で素晴らしいと思います。

おっしゃるとおり、認知症は非常に誰もがが一番怖い症状で、なるべくそういう状況にならないように希望している一人ですけれども、いろいろな資格を持っている人も社会福祉協議会にはいらっしやいますし、例のボケたっていいやさうんぬんの運動も、最近少ししぼんでいるような雰囲気もあります。いろいろな機会を見つけて、認知症を防ぐ研修みたいなことも併せて取り組むようなことを社会福祉協議会にお願いをしていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） とにかく皆さんがやはり健康で、できれば長生きをしたいと、寝たきり

で長生きはしたくないと望んでおられます。そして、またできれば自宅で終焉を迎えたいと望んでおられる方も多いということは、介護保険のアンケートの中でも十二分に出ています。今、飯綱町においてもそれを支える体制というものは、町長も頑張っていていただいぶ整ってもきているのではないかと思います。

介護は、家庭の中だけで行うということでは行き詰まり、到底無理だという中で、やはり制度の根本的なものである介護保険の介護の社会化という中において、地域でいかに支えていけるのかというところが、今後の課題となっていくというところで、私たちの任期、町長の任期もあと半年を切った中においては、このところも重要な課題の中の一つであろうと思います。

町長が大変力を入れてパワーリハビリも進めていただいている中では、高岡地区でも順調に利用者が増えて、皆さんが健康で楽しく農作業をしながら長生きをしていただけるようにと希望して、次の質問に入らせていただきます。

健診事業の受診率の向上についてお聞きをしております。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、昨年度健診事業の受診率が大変低迷しているとお聞きをしています。予防接種が進めば受診も進むかとは思いますが、希望者全員の接種が終了するにはもう少し時間が掛かると思われます。また、女性特有のがん検診の受診率は平時でもなかなか伸びていません。

そこで、まだまとまっていないと思いますが、健診の関係の受診率について把握をされているところで結構ですので、お聞かせいただければと思います。

平成元年度の行政報告書によりますと、特定健診の関係の受診率は町の目標 51%に対して 43.9%でした。がん検診の女性の関係でいいますと、子宮がん検診は 16.2%、平成 30 年度が 16.7%からマイナス 0.5%。乳がん検診においては、平成 30 年度が 25.8%で、令和元年度は 19.4%と大変大きく落ち込んでいます。大腸がんについては 30 年度が 6.6%、令和元年度は 7.8%と若干伸びたということではありますが、まだまだ受診率とすれば大変低い状況にあると思います。

無料クーポンなども 5 歳刻みで出していただいておりますが、なかなかこの受診率が伸びてこないというところで、昨年度コロナということで、なお落ち込んでいるとお聞きはしていま

すが、実数が分かったところをお聞かせいただければと思います。担当課長お願いいたします。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。特定健診の受診率ですが、令和2年度の昨年は集団健診ができなかったため、個別健診で受診者は560人です。これは今、暫定の数字です。受診率につきましては25.4%です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今、聞きました女性特有のがんについて把握はされていないでしょうか。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 女性のがんの検診ですが、受診率の統計を取る調査が3種類ほどありまして、その中でどの数字を取ってよろしかったか分からなかったもので、伊藤議員にいつも健康推進係で聞かれている受診率については、現在把握できておりません。よろしく願いします。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） これで9月の決算時の行政報告書において数字が見えてくると思いますが、あまり期待はできないと思っています。

昨年度は、集団健診を特定健診においてはやらないということの中においても、また受診率が下がっているということは否めないと思うのですが、今年度は集団健診も入れながら個別健診も行っていくというような状況で進めていただいているということでもあります。

この点について今後どのような考えでおられるのか。これからも今までどおりに両方使っていくのか、それとも飯綱病院にお願いをして、これからはやっていくという方針でいくのか、その辺についてどのような検討がされているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。集団健診につきましては、今年からまた北信病院の医師等を派遣していただきまして町民会館で6回行っております。今後につきましては、引き続きそのような体制で行っていく予定です。既に3回ほど集団健診を実施しましたが、一昨年とほぼ同じ受診率で推移している状況です。以上です。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今年度中、今後もこのまま行うのか、来年度も含め、今後このまま行うのかについてどのような検討をされているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 大変お待たせしました。お答えします。本年度はコロナの影響で北信病院にお願いしたのですが、昨年は飯綱病院でやる予定でした。来年度は、また飯綱病院と協議して進めてまいりたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 予算審査の折には、なかなか個人で病院まで行けないという形の中で、集団健診でないと受診できない方もおられるということが分かってきたと、当時の山浦保健福祉課長はおっしゃっておられました。その点についても十分検討した上で、多くの方が受診しやすい体制をどうつくるのかということも含めて、来年度については検討していただきたいと思います。

次に、受診率の向上というものについてどのように取り組まれるかは大きな課題になっているところです。特に、特定健診の受診率は国民健康保険税の保険者の加算の数値にも関わってくるというところで、新型コロナウイルスの関係での落ち込みをどう評価されるかは分からないとまだ言われているわけですが、やはり多くの方々が年に一回は健診を受けて、自分の健康状況をきちんと把握していただくことが重要であるという位置付けでありますので、ここを町の目標に沿うような形で伸ばしていくことが重要であると考えます。この点についてどのように考えておられるかをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的なことですので、また細かい点は課長から申し上げたいと思います。

健診については、飯綱病院の伊藤院長にいろいろな意味で前向きに捉えていただいて、集団健診も北信病院の歴史が長いのですけれども、飯綱病院でも受けるよというような形で移行し始めたときに、コロナでくぎを打たれたみたいな、頭をたたかれたみたいな状況になっております。

3年ぐらい前に、全部500円以下のワンコインで検査ができるんですということを、私は一生懸命、議会の答弁でも申し上げてきました。カレーライスよりも安い値段でがん検診が受けられるんですよという意味で、もう一回皆さんにPRをしていきたい。また、このマスクを徹底したらインフルエンザにかかる人はほとんどいなくなりました。やはりドックや検診を受けるとかなりの影響が違うんだよと、元気になって病気にならないんだよと、早く見つかるんだよというようなPRも併せて行い、もちろん土日の女性等々の検診からクーポンの配布、こういう事業も引き続きやる中で、担当課と相談しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 特にがんに関しては2人に1人が発症するという形の報告をされている中で、早期発見、早期治療がこれから先については大変重要であるということがいわれています。

また、女性の特に乳房検診に関しては、休日検診をやっていただいて、だいぶ受診も増えたという経緯もありますので、そのところも上手にPRをしながら、多くの方々が受診しやすい体制もつくっていただくことが重要であると思います。

やはり、受診率向上へしっかりPRもしていただくということが大事であると思います。今、症状として何もないから健康だということにはならないというところ、見えないところでさまざま異常が出てくる可能性もあるのだというところを分かっていただくことがやはり大事だと思います。

もう一点お聞かせいただきたいのが、総合健診にオプションで脳ドックを付けていただくことはできないかということでもあります。今、50歳を過ぎたら年に1回は脳ドックをということを推奨されているドクターも増えておられます。なかなかがん検診というものが日常化といたしますか、私たちの中で受けなければならない検診の一つだと認識の上でだいぶ定着をしていますが、脳ドックまでやはり受けていくというところにまでは至っていないと思います。

先日、長崎先生ともお話をさせていただいたのですが、今、飯綱病院でも「どんどん担当看護師が受けたほうがいいよと言ってくれているけれどもな」というふうにおっしゃってはおりましたが、なかなかそこまでの思いというものが町民にまで伝わっていないのではないかと思います。オプションでもこれが入ってくれば、こういうものも頭の中に入れて置かなければいけないとなっていくのではないかと思います。この点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大川憲明） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。総合健診にオプションで脳ドックは実施できないかということですが、オプションとして脳ドックの検査項目であるMRI、MRAや頸動脈超音波検査を実施はしております。

啓発につきましては、総合健診案内通知、ドックの通知ですが、その中にオプション検査項目ということで同封し進めております。特に脳ドックの必要性を啓発するということはありませんが、そのような重大な疾患にならないような啓発も、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 脳腫瘍の場合は、悪性、良性はあまり関係なくて、できている場所が重要だということをお聞きしております。早期発見をしていくことが延命と元気に復帰されることに関しては重要であると思いますので、ここのところは積極的に啓発をしていただきたいと思います。

次に、飯綱東高原ゴルフ場の指定用途変更の地元及び利用者への丁寧な説明をということで

お聞かせをいただきたいと思います。

飯綱リゾートスキー場と東高原ゴルフ場の引き渡しの折、10年間は現状維持で変更の折は町と協議をすることとされてきました。3月定例会最終日の議会全員協議会での会社側の説明の折、議員側からは飯綱東高原ゴルフ場の指定用途変更の地元及び利用者への丁寧な説明を行い、着工を慌てないで行うことは無理なのかとの指摘もありました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、説明会は上村区では行われたものの、東高原区や顧客には書面のみで不誠実であるとの声が寄せられています。

6月の広報いいづなに、7月25日の日曜日に天狗の館で説明会を開くとの広告記事が載っていましたが、関係者には個別に通知は出るのでしょうか。

また、水関係の計画書等は課長に確認をした時点では出されていないということでありました。その後はどうなっているのでしょうか。下流域の農業用水となる大事な水であり、懸念の声が寄せられているところです。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。令和3年3月24日付、飯綱東高原ゴルフコース指定用途の変更についての協議に対する回答の中で、指定用途の変更に当たり、地元区の上村区、東高原区ですが、そちらの区や別荘地等関係者、関係者とはゴルフ場利用者、ペンション等宿泊事業者ですが、そちらへの説明機会を早急に設け、説明責任を果たした上で用途変更に着手することと、町からの意見を付して回答をしています。

今後、飯綱東高原観光開発株式会社に対して丁寧な説明と誠意ある対応を重ねてお願いしていきたいと考えております。

なお、東高原区民を対象とした説明会を開催する計画でしたが、コロナ禍で開催を断念せざるを得なく、お知らせ文を区内全戸に配布し、友の会等の利用者にも同様のお知らせ文を郵送、さらには申し込み等で電話をかけてこられた方には、その都度説明をしてご理解をいただけるよう対応はさせていただいていると聞いております。

宿泊事業者対象の説明会につきましては、6月27日に改めて開催の準備をしていると聞いております。

また、水利権の関係で中宿区に対する説明の中でも、中宿からは同意をいただいておりますけれども、今後の開発につきまして増設をしていく際に、トイレについてはくみ取り方式を当面採用していきたいと申しておりました。食事等については現在の施設を利用していくと聞いております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 水の関係の計画書はもう提出されているのでしょうか。必要ないということでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。これから増設する場所にありましては、グランピング、宿泊する施設だけを設置していくということです。水を使うトイレなどについては、簡易水洗でくみ取り方式ということで外には出さないということですので、今のところの範囲では霊仙寺湖内に使用した水が流れ込むということは考えられないことから、特に計画書を出していただくことは考えておりません。

いずれにしましてもグランピングの詳細な計画が決まった時点では、協議書として挙がってくるものと承知しております。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 100棟を超えるものを建設していくというようなことをお聞きしています。それになればそれなりの人数が来るということの中で、環境の問題ですとか景観の問題とか、さまざまところで懸念される部分があると思います。その点については地元の方たちも大変大きく懸念をされているというところもありますので、十分な説明をしていくことと、町としても十分に見守っていただくことが重要だろうと思います。

新しい信頼関係を築いていっていただくということが重要であると思いますし、東高原を抛

点とした発展も町にとっては大きな明るい材料になっていくものだろうと思いますので、それがマイナスにならないようにというのが重要だと思います。特に地元や関係者と力を合わせて、町も共に飯綱東高原の発展に取り組めるように、町としてどのように関わっていくのが重要だと思いますが、その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大変大事なご指摘を頂いたと思います。

今回、東高原に来ていただいたファースト・パシフィック・キャピタルは長いお付き合いをしていただく会社だと承知をしております。それだけに議員おっしゃるとおり、地域の一員として地域全体の発展に寄与するようなことを基本理念として、ぜひこれからも仕事を進めていただきたいと思います。町としても直接関与できることと、指導をさせていただく立場といろいろな立場がありますが、大事な場所でもありますから、仲介の労を取るような形も大いに果たして、いい意味で下の水利権を持っている農業も観光も一体となった了解の取れた開発につながるよう、町としても努力していきたいと思います。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 持ち時間が終わりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇ 瀧野良枝

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号5番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔5番 瀧野良枝 登壇〕

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。通告のとおり質問いたします。時間が短くなっておりますので、簡潔なご回答にご協力をお願いいたします。

初めに、町の有機農業への取組姿勢についてお伺いいたします。国においても、先般みどりの食料システム戦略が正式に決定され、環境負荷の改善という面での有機農業の推進や数値目標が提示されました。そのための各種支援事業も展開され、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解促進、技術開発や情報発信などへの支援も示されております。また、長野県においては2050年ゼロカーボンを目指しており、温室効果ガス低減のため、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を推進しております。また、町内においても有機農産物への関心は高く、自主的に勉強会を開かれているグループもあると伺っております。

農産物の高付加価値化、地産地消のさらなる推進、遊休農地の活用、SDGsの推進、地域活性化など、有機農業を取り巻くさまざまな波及効果が期待できる中で、町の取組と今後の展開について町長の考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まず、有機農業は本当に取り組むべき課題ということで進めていきたいと思っています。農産物の付加価値を上げるとか、地産地消の推進、遊休農地の解消、いわゆるSDGsの推進、これらは今後の農業振興の上で向かう大きな方向として捉えて、地域型、持続型の農業の推進をしていきたいと思っています。

今後の展開として、私が今年予算査定の中で特に力を入れたのは、有機農業、サステナブル農業、持続可能な農業をこれからも意識をして進めていかななくてははいけない。それが飯綱町の大きな特徴になるだろうということをキーワードの一つにして、議員のおっしゃるような有機農業を進めていきたいと思っております。

まだスタートですので、一步ずつしっかり進んでいきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） かなり前向きなご回答をいただいたと思います。次の質問にまいります。

有機農業を町内で推進していくために、新規参入者を増やす出口戦略、また、栽培した農産物の販路確保という出口戦略について、それぞれお伺いいたします。

有機 JAS 認証を得ようとする場合、金銭的負担や事務手続きが煩雑であるというハードル、また、認定されている資材の購入等の負担があります。有機 JAS 認証を得ようとする農家への支援について、町の考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。現在は有機等の認証制度取得や、認定資材等の購入などに対する独自の支援制度はありませんので、今後、支援策等を検討していきたいと考えてございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今後、支援策を検討していただけるということですので、町としてはその後、希望者への積極的な情報提供を重ねてお願い申し上げます。

また、JAS 認証を受ける際のさまざまな規制について、遊休農地を活用することで緩衝地帯の縮小や転換期間の短縮等が可能になる場合もあり、国でも複数の耕作放棄地などをまとめて有機 JAS の圃場に転換する取組への支援も示されております。

現在、町でも問題となっております耕作放棄地の対策として、有機農業を活用するという点について考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いいご指摘だと思います。有機農業の導入を検討したときに、まず、有機農業で作った農産物だと1人で言っても駄目で、認めてもらわないと駄目です。そして、2年以上化学肥料などの物質をまいたことがない土地で作られたものという条件があるので、そういう意味では、荒廃地で3年も5年も何も作っていないといえれば一つの候補地にはなると思

ます。

ただ、後ほどの答弁にもあるかもしれませんが、簡単に有機といっても非常に大変で、信州大学農学部卒の先生に聞いたところですが、化学肥料を使わず有機で野菜を作るとすれば、堆肥を30センチぐらい入れてもらわなければ駄目で、これはビジネスとして成り立つかというお話を聞きました。なるほどと思いました。ただ、いろいろなことはあるかもしれませんが、私は学校給食、保育園、または直売所辺りは、有機だということでやっていけたらと思っています。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 遊休農地を活用することで、従来からの慣行農業をされている方とのすみ分けという意味でも、町での包括的な管理というのも大切かと思えます。

また、現在はJAS認証を受けずに有機とかオーガニックという表示をして、不特定多数の消費者に販売することはできないというのが原則となっております。JASのほかの認定認証制度としては、持続性の高い農業生産方式を導入しているエコファーマーですとか、化学肥料と化学合成農薬の使用量を原則50%以上減らして作られる信州の環境にやさしい農産物といった制度もございますが、今、有機の認証制度で注目されているのが、PGSという参加型認証という制度です。

これは、消費者と生産者が中心となって農場の調査や認証を行い、お互いの信頼関係でつながっていく仕組みで、地域に焦点を当て、手の届く実際的な表示確認として小規模農家の参入、消費者の意識向上、地域内流通の発展に効果があるとして注目されています。

実際にこのPGSを導入するには国際的な手続きが必要ですが、この考えを基にして、まずは有機農産物の町内取引をターゲットとして、町独自の認証制度など、例えば飯綱町の野菜ということで「iベジ」という認証を確立し、展開を図っていくという考えについてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 現在、町独自の認証制度はございませんので、先進事例等を参考にしながら、これから研究を進めていきたいと思えます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、農産物のブランド化については後ほど触れさせていただきます。

次に、新規就農者、転換者への支援についてお伺いいたします。本年度、町は有機栽培推進支援アドバイザーに400万円の予算を計上しており、予算審議の中では、町の条件に適した有機野菜栽培の実証実験を行い、生産振興も促進するという回答がございました。先般からの学習会が始まったということですが、このアドバイザーの具体的な役割と期待する効果についてお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 今年度から、信大工学部の大井特任教授と専属のアドバイザー契約を結びました。これは、昨年度まで四季成りいちごの実証研究を担っていただいていたご縁から、引き続きいちご栽培についてご支援をいただきたかったことと併せまして、大井先生は野菜栽培の研究分野における第一人者でございますので、町の野菜栽培の底上げ、栽培農家の拡大、町の郷土野菜、特産野菜の育成、それに加えて有機栽培の指導、支援をしていただくという考えで、町としてアドバイザーのお声掛けをしたものでございます。

有機栽培に限ったアドバイザーというわけではなく、野菜栽培全般における振興支援をしていただくことが役割になります。具体的には、いちご栽培支援と、今年度から実施している野菜塾の講師が主な役割になりますけれども、野菜栽培や販売などに関することであれば、いろいろご支援をいただけることになってございますので、さまざまな場面でご活躍していただくつもりでございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 参加者の感想もお聞きしましたが、有機農業への関心の高い方から、また、先ほども土づくりについてとても良い話が聞けたというお話もお伺いしました。また、新規就

農者という意味では、農業をしている方以外で、農外からの新規参入者の約4分の1が有機農業を実施しているというデータもございます。こういった意味でも、新規参入者というところに有効ではないかと考えます。

引き続き多様な担い手確保の観点からお伺いします。以前、学校給食の質問の際にもお話をいたしました愛媛県今治市の取組ですが、安全な食べ物の作り手育成を目指して有料で実践農業講座を実施し、その実践場所として、農薬や化学肥料の不使用を入園条件とした今治市民農園を開設しています。

また、有機給食で全国から注目を集めております長野県内の松川町では、1人1坪農園の推進で、ふれあいガーデンを市民にあっせんし、有機栽培研修会を実施し、実証圃場で栽培された農産物を学校給食へも提供しています。

そこで、市民農園による新規参入者の取り込みについての考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。市民農園開設や民間事業者によるアスリートの農業実践プロジェクトなどが進んでいますので、こうした動きと大井アドバイザーによる支援とを連携させていく形を町として進めていく予定でございます。

先月開講した野菜塾も、今後の取組過程の中で発展、拡充をさせていくことで、さまざまな担い手の確保につなげていきたいと考えています。

また、市民農園等による入口確保だけではなく、新規就農希望者や小規模家族経営農家、現在の栽培作物にプラスアルファを考えている農家などはオーガニック志向が高いと思われますから、こうした農業者の皆さんを持続可能な農業の担い手として取り込んでいける支援策についても、引き続き積極的に検討をしていきたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、他の自治体では、農家が最寄りのバス停に野菜を持ち込み、野菜バスが回収し、買い手の最寄りのバス停に届けるという野菜バスというシステムがあります。高

齢農家や家庭菜園など、多様な担い手確保に向けた取組ということでございます。当町においては直売所などを拠点として運用し、これによって公共交通の新たな可能性としても考えられますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろいい提案をありがとうございます。ただ、原点として、議員がおっしゃっている担い手は、飯綱町の主たる農業を主な仕事として、それで生活をしていこうという担い手の農業者とは若干性格を異にしている。一つは生きがいであり、一つは自分らしく、健康のためにもなるし、ましてや荒廃地をわずかでも防ぐというような取組の中で作っておられるというのは、私は違った意味で農業の持っている素晴らしさの一つの表れだと思います。

バスの提案についても、平出地区では長野牟礼線が走っていて、長野市からお年寄りの方は250円ぐらいで来られるので、バスを利用した皆さんには農産物を安く提供するということで交流を図ったらどうだというご提案をいただいたこともありました。

やはり、私は今度ふるさと振興公社の業務も少し手伝うようになりましたので、今いただいたようなもろもろの提案を現場に少し反映をさせて、検討してみたいと思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） この次の質問につながるのですが、学校給食などへ有機農産物を供給していただく際に、主たる農業に携わっている方だけではなくて、プラスして高齢な農家さんや家庭菜園といった、それこそ利益ではなくて生きがいと先ほどおっしゃいましたけども、すごく大変だけれども子どものためにだったら頑張りたいといった方たちの気持ちをくみ取るという意味での取り込みという意味で質問しました。

では、続きまして次に農産物の安定供給体制の構築という出口戦略として、公共調達としての学校給食や、保育園の給食への有機農産物の活用についてお伺いします。

現在も飯綱町の給食においては地産地消に積極的に取り組み、さまざまなアレルギーを持つお子さんへの対応に細心の注意を払い、決められた時間内に衛生的に調理をしていただき、現

場の皆さまには大いに敬意を表するところでございます。また、給食費においても、本年度の保護者宛のお知らせでは、食材の値上がりはあったものの保護者負担金は値上げをしないということで、町としての支援も充実していると感じております。

有機農産物を給食に取り入れるには、栄養士の方との連携による数量確保、品質、規格、金額や栽培計画などの調整。また、現場の調理員さんの洗浄やカットの作業など、まずは現場の方の理解が一番重要だと考えております。

学校給食、保育園給食への有機農産物の活用については、既に今年度に動きがあるとお聞きいたしましたので、現状と今後の展開をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。町では、今後の方向としてオーガニック給食のまちづくりを考えていますので、これから学校給食、保育園給食等への有機食材導入の体制づくりを進めたいと考えております。

実は、JAS 認証を取得し、町内で有機栽培を行っているくらじか自然豊農株式会社に昨年度末にお声掛けをし、学校給食で試験的に供給をいただきました。また、保育園でもくらじか自然豊農株式会社から食材を提供いただくよう、昨年度から準備を進めていましたので、保育園が希望する食材の作付けを行っていただき、今年度から一部導入をしていく予定となっております。

共同調理場でも、くらじか自然豊農株式会社からの食材を試験的に導入していく準備を進めていますので、それぞれ状況を見ながら、本格的な導入に向けた体制を整えていきたいと考えております。

以上のように、町では今年度からオーガニック給食を目指した取組を、くらじか自然豊農株式会社との連携により試験的に始めたところですが、本格的にオーガニック給食を実現していくとなると、生産サイドと調理サイド双方の要望や課題があり、その折り合いをどうつけていくかが重要なポイントになります。その意味からも、今年度実施するくらじか自然豊農株式会

社との取組を実証の場として、それを踏まえて体制をつくっていかねばと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） くらじか自然豊農株式会社の関係ですが、その野菜を試食した調理員の方から感想をお伺いしまして、とてもおいしかったとおっしゃっていました。やはり現場の方がそういう声を上げてくださるといのはとてもありがたいなと思いました。

実際に、私も CSA という地域支援型農業という制度で、くらじか自然豊農株式会社に料金を前払いして、そしてこの農家を支えるというか、後で野菜を受け取るというシステムに参加しまして、野菜が届くのを楽しみに待っているところでございます。

生産が不安定になりがちな有機農産物ですが、くらじか自然豊農株式会社のような法人で、ある程度の規模で取り組んでいただくことにより安定供給につながるのではないかと考えます。

ちなみに、千葉県いすみ市は学校給食に地元産有機米を導入していることで有名ですが、2021年度版の住みたい田舎ランキングの首都圏エリアでは総合1位を獲得しており、既に5年連続で1位で、子育て世代の移住が増えているとのこと。また、給食に使用しているお米の「いすみっこ」が、日本航空ファーストクラスの機内食に採用されたそうでブランド化にも成功しています。もうかる農業、また、移住促進につながる可能性も秘めていると考えますが、町長の考えを改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 最後の目標としてはそこまで持っていけたらと思います。今、最後に統計的な魅力のある市だというお話がございましたけども、人口増につながっていくのではないかなという思いもございます。

ただ、過程としては、まだまだりんごやももを有機栽培で作ることは、今の時点で私の頭では考えられませんし、有機米も、おそらく無農薬や化学肥料なしで1反分600キロ取れといっても無理な話だと思います。これは保障するような形で米農家と協議をして進めていく。いずれにしても、飯綱町の子どもたちは保育園から学校まで、とにかくオーガニックで、有機の野

菜と米で育っていくということは、本当に目指す方向だと思います。一緒に頑張っていきたい
と思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） まさに有機給食、オーガニック給食が飯綱町の魅力の一つとして、広く PR
していただく方向になればと期待いたしております。

次の質問にまいります。農水省の調査では、オーガニック農産物を購入したいという消費者
は 64.6%と高い水準で存在していますが、気軽に手に取れる環境がないことが消費拡大につな
がらない要因の一つであるとのこと。

前回の議会日よりモニターさんの意見の中にも、移住者の方がオーガニックを買える場所が
ないと困っていたというお話がございました。そこで、直売所における特設コーナーの設置に
ついての考えをお伺いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。有機 JAS 認証のある農産物以外は、有機や
オーガニックと表示することは法律で禁じられていますし、直売所への出荷物は生産履歴が 100
パーセント明確でないこともあって、特設コーナー設置や差別化表示がしにくいという問題が
あります。

ですが、町内には、先ほど紹介しましたくらか自然豊農株式会社の農産物や、エコファー
マー認定を取得している出荷者の農産物等がありますし、ほかにも環境負荷の少ない農産物を
生産されている生産者も存在します。法制度に基づく認証を得ている農産物については、生産
者へのインセンティブの面から、また直売所への誘客という面からも、特設コーナーの設置や
差別化表示はとても効果的なことと思います。そうした認証制度を取得している農産物につい
ては、直売所において特設コーナーを設置し、積極的に PR していくように指導してまいりたい
と思います。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 安全な農産物を求める方というのは積極的な情報収集をしますし、どんな遠いところからでも買い物に来てくださると思いますので、直売所の新たな魅力づくり、ほかの直売所との差別化にもつながると思いますので、積極的な取組を期待いたします。

富山県砺波市では、夏休み中に収穫される地元野菜は、冷凍加工や乾燥などを行って給食に提供するなど有効活用を図っているとのこと。三本松直売所においては加工所も運用を開始しておりますので、そういった可能性も広がると考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。加工施設では果樹に限らず野菜などの加工も今後進めていきたいと考えていますので、先進事例を参考にさせていただき、そのような加工が可能かどうか検討してまいりたいと思います。とても可能性のある取組の一つだと感じております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 付け加えさせていただきます。先ほど答弁で言おうかと思ったのですが、今年認めていただいているハウス 10 棟 20 万円の補助は、もう既に大変お申し込みが多いように報告を受けています。あれも実はオーガニックを狙っていることです。病虫害をなるべく少なくする。または、よそからの消毒散布の飛散を防ぐ。また、期間を長くする等々のいろいろなメリットがあるのですが、狙いは有機農業もあるということを報告いたします。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 以前の質問でも、直売所で給食食材の過不足調整機能を持たせていただきたいというお話をしました。直売所においても、野菜が少なくなるシーズンに乾燥野菜を販売することで、常備菜として活用していただくようなラインナップを整えることができるのではないかと考えます。

また、食の循環利用という点からお伺いします。平成 29 年の調査で、長野県内の学校等給食生ごみの処理状況は、野菜くず、食べ残しの堆肥化、肥料化を実施している小中学校が 53 市町村、保育所で 52 市町村とのことです。

上田市では、市民が電気式生ごみ処理機で乾燥させた生ごみや、上田クリーンセンターで無償配布される生ごみのダンボールコンポストを持ち込むと、JA で買い物ができるポイントがもらえ、そして持ち込まれた生ごみは JA 堆肥センターで堆肥化されて市内の農家で活用されているとのことです。

食の循環利用についての考えはいかがでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。町でも持続可能な循環型農業を目指していますので、とても参考になる事例かと思えます。現在、町内の主だった残渣は可燃ごみ処理している状況ですけれども、今ご提供いただきました事例を参考に、そうした循環型の仕組みを町でも確立していければと考えます。

なお、東高原観光施設運営会社では、今年度から観光施設から排出される残渣を用いて試験的に堆肥化処理を行う取組を実施する予定でございます。この実証実験の状況を見て、うまく循環型の仕組みとして機能していけば、学校給食等、町内の残渣や剪定枝、下水汚泥等へと、その処理範囲を拡大し、循環型の一つの形をつくっていければと考えてございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 地域循環による低炭素社会、自然共生社会の形成に向けて前向きな取組をぜひ期待いたします。以上、多分野にわたりさまざまな効果が波及できる可能性がある有機農業について質問してまいりました。さらなる前向きな取組を期待いたしまして、次の質問にまいります。

続いて新庁舎での住民対応について、以前も業務改善も含めて質問いたしましたが、今後三水庁舎からの引っ越しがあり第 2 庁舎も稼働する中で、住民対応の体制は十分に整えられてい

るかお伺いいたします。

総合案内担当の充実、タブレット案内による担当窓口へのスムーズな誘導、時期的に集中する手続きについては優先的に案内表示をするなど、住民の方にとっても使いやすく、職員の皆さんにとっても効率的に働ける環境づくりについて、どのような対策を取られているかお伺いいたします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。窓口、総合案内につきましては、現在、税務会計課の会計系の職員2名が担当をしているところです。そこで、来庁者の方にはもちろんご案内をさせていただいておりますし、会計系の職員が迷っているような方を見掛けた場合には声掛けをするなどの対応をさせていただいているところです。

現在の状況を見ますと、この窓口案内に見える方は1日10名から20名ぐらいということは聞いており、今の段階では兼務の対応でできる範囲かということは考えておりますが、第2庁舎の完成により、これがどの程度増えていくかというのは検証して対応していかなければいけないと感じております。

時期的、臨時的に増えるような申請もあるわけですが、こういったものについては案内の方法等を工夫する必要があるかを感じていますが、当町の規模であれば総合案内というようところで選任の職員を置くことまでは必要ないかと今は思っています。いずれにしても、そういった時期的、臨時的に増える申請などについては、分かりやすい案内や誘導を表示するなど、しっかりした対応を取ってまいりたいと考えているところです。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） また、お昼時間の対応については、以前から住民の方からご意見が出ているところですが、例えばお昼の時間に対応した職員がしっかりと落ち着いて住民対応ができるように、対応後に休憩時間を延長し、別室で休憩できるような体制は整っておりますでしょうか。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お昼については職員が交代で当番というような形で窓口対応させていただいています。職員にもよるのですけれども、お昼をその時間に食べずに後で食べるというような場合は、第1庁舎1階の隅にリフレッシュルームというようなものを設けましたので、そこでしっかり休憩時間を取ってもらって、午後の勤務に備えてもらうというような体制は取っているところです。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、クレーム対応についても再質問になりますが、住民の方から、担当職員との打ち合わせの中で解決していたはずの問題が、別の担当者に代わったら引き継ぎがされておらず、同じトラブルが発生したというクレームをお聞きしました。

また、別の方からは、窓口の配置が変わって個別対応ができている分、窓口で対応している職員が後ろにいるほかの職員から見えづらいので、ファローする体制がなく、窓口でかなりの時間を要したというようなご指摘もいただきました。

クレーム対応も含め、住民対応についての考えを改めてお伺いします。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） クレーム対応についてのご質問かと思えます。基本的に役場を訪れる住民の皆さま方への対応といたしましては、まず気持ちの良いあいさつ、そして役場を訪れた方々には、先ほど総務課長から申し上げましたように、困っている方には声掛けをするなど、日ごろの小さなことから丁寧な対応をしていくことが基本というふうに認識しているところです。

ただ、こうした日頃の窓口対応の中でも、クレームというようなことが起きる可能性があるわけですし、そういったことについては担当者一人任せにするということではなく、係内、あるいは同じ課、さらにはクレームの内容に応じては課長会議等で取り上げるなど、全庁で問題を共有するといったことを通じながら、対応について万全を期していきたいと考えております。

それから、議員からご指摘がございました人事異動によって引き継ぎが不足している中でのクレームというようなこともございました。どうしても4月の人事異動時はそういうことが発生しやすい時期に当たるわけですが、住民の皆様にとって、そういったことがクレームにつながるようなことがあってはいけないということは基本的な認識として持っているべきだと思います。

そんな中で、事務の引き継ぎ等につきましても、単純な引き継ぎで終わらせることなく、状況によっては引き継ぎ後であっても前任者に確認をしたり、あるいは前任者に直接来てもらって説明を聞くといった柔軟な対応をする中で、クレーム対応には万全を期していくと考えております。

また、新庁舎になり窓口が個別化された中で、特に困っている職員が生じた場合には、同じ係、あるいは同僚職員がフォローに当たれるように、日ごろから職員間のコミュニケーションを密にして、係、あるいは課内でチームワーク良く仕事ができるような体制について周知徹底をしてまいりたいと考えております。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 全庁的にクレームに対しても情報を集約し、取り扱い手順に基づいて対応することにより業務改善がなされ、職員の皆さんの業務の効率化にもつながるかと思えます。

続いて、メンタルヘルスの関係について、時間が限られておりますがお聞きします。全国の地方公務員の安全衛生調査によりましても、令和元年度の病休者は年々増えていて、令和2年度はさらに増加すると予想されています。そこで、町の病休者の現状をお伺いします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。令和2年度の役場の療養休暇の状況でございます。療養休暇と休職者もおりまして、役場では6名という状況でございました。うち1名は現在も休職中という状況でございます。議員がおっしゃるとおり、やはり令和元年度よりも1名ほど増えているという状況でございます。それから病院でございますけれども、現在3名の方が休

職中というような状況でございます。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、コロナ過ということで本当に医療関係の方、病院関係の職員の皆さん、自治体の職員の皆さんは、身体的、また心理的な負担が重くなっているのではないかと推察しています。また、先般ワクチン接種の関係でも、担当部署以外の方も休日も含め出勤していただいて、かなりフォローに入っていただくようでございます。そういう意味でも、今まで以上のメンタルヘルス対策は取られているか、改めて最後にお伺いします。

○議長（大川憲明） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。メンタルヘルスについての対策でございます。

まず1点目に、職員に対するストレスチェックの調査を行っております。昨年度は対象者134名のうち高ストレスと判断された人が15名で、その職員につきましては専門家による面談の希望の有無を調査しながら対応しております。

2点目といたしまして、昨年度から町の委託によりまして、精神保健福祉士によります心の健康づくり相談室を開催いたしまして、悩み事などを相談できる体制を整備いたしました。常時数は2名でございます。

3点目といたしまして、労働環境面では5日以上の子休取得、あるいは早出、遅出出勤といった制度も活用しながら、職員に周知をしております。

4点目といたしまして、新たに産業医として中野市の佐藤医院の杉浦先生と契約を締結させていただいております。体調の不調を訴える職員の相談、あるいは職場関係の改善に向けて取り組んでおります。

5点目といたしまして実際に休職になった職員への復職支援についてですが、試し出勤などを行いまして、復職に向けて万全な対応を取っていきたいとしているところです。以上です。

○議長（大川憲明） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） コロナ過で、引き続き職員の皆さまにはご苦労いただくことが多いかと思

いますが、実効力のある対策をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大川憲明） 瀧野議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 時 2 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◇ 荒川 詔夫

○議長（大川憲明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位 9 番、議席番号 8 番、荒川詔夫議員を指名いたします。荒川詔夫議員。

〔8 番 荒川詔夫 登壇〕

○8 番（荒川詔夫） 議席番号 8 番、荒川詔夫です。まず質問に入る前に、先月、初代飯綱町遠山元町長の作業事故死に接し哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

私は、昨年 21 歳の青年の農作業事故を厳粛に受け止め、さきの 3 月定例会で農作業事故防止の対策を講じられたく申し上げましたが、再び悲惨な事故が繰り返され、残念至極に思います。つきましては、町長の初日のあいさつで農作業事故防止に向けての言及がされましたが、再度、本腰を入れて撲滅に向けた抜本対策を講じられたく、強く申し添えます。

さて、本題に入ります。町の基幹産業である農業は、第 2 次飯綱町総合計画により施策が展開されておりますが、町農業や農家の現状を顧みますと、今まさに世代交代期を迎え、就農者の減少等により厳しい姿が目の前に迫っていると思います。このため、持続可能な農業を目指して、主として人材確保と農地の両面から、町農業の今後の在り方について通告に従い伺いますので、町長から所信と見解を簡潔にお聞かせください。

日本一のりんごのまちづくりの現状と成果及び今後の重点施策についてお聞きします。第 2 次飯綱町総合計画は、平成 29 年度から 2 期目に入り、今年度で 5 カ年の前期基本計画の最終年を迎え、それらを踏まえて、りんごの生産量、品質、ブランド化、農家の反響等の現状認識と、今までの取組の成果について伺います。

まず、生産量について、日本一のりんごのまちづくりを重点事項として掲げられている割には、生産量の無把握状態は政策遂行上、適切かどうか疑問を持った次第です。そのため、JA ながの飯綱支所管内の直近 10 年間の集荷数量を調べました。結果は、年々集荷量は減少傾向を呈していました。もちろん、集荷数量と生産量は一致しませんが、生産量は減少していると推察したところです。なお、生産量は産地形成上、重要なファクターのため、生産量の把握の是非を含め、増産に向けた具体的な目指す施策についての見解をお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。荒川議員とは農業関係について何回も討論、議論を繰り返してまいりました。従って、基本的な農業振興の考え方等々については、そう毎年変わるわけではないので、基本的な方針についてはお互いに思いを同じくしているというように感じしております。

今お尋ねの生産量の減少に対しての考え方についても、前回議論をしたところでございます。確かに JA の数字を見ますと、これは生産量も落ちてはいるのしょうけれども、系統出荷率も落ちてきているのではないかと推測しております。といいますのは、農家ご自分で販売網を開拓して販売をしている。こういう計算は、ここ 10 年～15 年の間に、宅急便を含めてかなりの数量を成してきているのではないかと思います。

ただ、後継者不足、高齢化、農業就業人口の減少等々により、耕作面積の減による生産量の減少というのは引き続き続いていると解釈しております。従って、産地として維持をしていくには、この対策が現在における一番重要な課題と私は捉えております。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 私もこの農業問題については、今、町長の答弁にございましたように再三お聞きをしております。しかし、やはり町の施策と現状の農業、農家をめぐる情勢は、若干乖離をしているという考え方で改めてお聞きしているということをご承知いただきながら、時間もありますので、ぜひ簡潔に答弁を求めます。

次に品質については、近年、贈答用の品質が品薄状況と聞き及んでおります。高齢化と気象条件変動等の要因により、JAの集荷にも品質低下の現象が見受けられました。品質は産地形成上、これもまた重要な要素であります。よって、現状を踏まえまして、品質の向上へのこれからの具体的な考え方を町長にお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 耕作するときの条件により品質はいろいろ左右されると思います。けれども、私は、JAなどとのタイアップの関係で品質の向上を図っていく、または私たち自身、農家個々の研修等々により品質の低下を防いでいく。一言では尽きないかもしれませんが、品質の維持というものは重要なことですので総合的に対応していくしかないと判断しています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） それでは次に入ります。

ブランド化について、私の見解としては、産地が明確なイメージと特徴を持ち、それを消費者に共有してもらうことが必要だと考えます。共選所のセンサーや選果基準により、味や食感はもとより、形状についても高い評価を得ていると私も承知しております。併せて、栽培方法などを含めて、何らかの形で日本一と打ち出せるほどの個性を持っているのか、現状を踏まえてのブランド化への思いをお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そこら辺は基本的に少し違うかもしれませんが、徹底したブランド化を追い求めていくという方針であれば、私は正直言って、JAとも歩調を合わせる中で品質の高いものを作っていくための栽培方法を徹底していかなければ、日本一の品質を誇るという、そこまでレベルアップするのは大変だろうと思います。生産量という面においても、農家がそこまで一緒に応えてくれるかという問題についても、大きな課題だろうと思います。

私はそれよりも、今ぐらいの栽培の中で高いといわれる品質を維持していくようなスタイル

というのが、飯綱町の品質維持という意味ではポイントであり、キーワードかと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私の見解は今申したように、午前中にもございましたが、いろいろな栽培方法などを総合勘案する中で飯綱町のりんごのブランド化ではないかと思ひまして、取りあえず町長の思いを聞かせていただきました。

最後に、日本一のまちづくりを重点的に掲げられておりますけれども、生産者から施策を含めて何ら実感が湧かないという声を耳にしております。私もりんごを栽培しながらそういう思いがしております。

以上を踏まえながら、日本一のまちづくりの経緯を踏まえて、総体的な今までの取組に対する成果と、農家の反響等への町長の思いを聞かせたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 厳しいご意見を聞いたと思っております。大したメリットを受けていないという反応がかなり多くの農家からあるというのであれば、今の農政は考え直さなければいけない。どこが不足して農家に満足を得てもらうことができないのか。いろいろな補助制度を考えたり、りんごについてもブランド化の関係や、コロナだといえは贈答品等々の輸送料を見ようとか、市場でも高い評価を受けてきているとか、現在のお歳暮等々を見ても、10キロ当たり、5キロ当たりの単価が他の地域よりも高く売られているとか、そういう程度のもものではまだ物足りないという、そこまでのご意見を聞くとは思っておりませんでしたので、改めて何が不足をしているのか考え直したいと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、町長もそういうような感じですので、情報収集をしながらPDCAサイクルではございませんけれども、今後、皆さん方の意見を聞く中で施策を展開していただきたいと期待しております。

次に、町が10年後も果樹産地化を目指すには、ただ今申し上げましたように、品質と生産量

の確保をいかに維持するかを考える必要があります。

つきましては、さきの定例会で質問したとおり、現在、長野市若穂山新田地区で取り組んでいる農地中間管理機構関連整備事業により受益者負担ゼロで圃場を整備して、担い手へ園地がリレーされるような生産基盤等の充実強化は、品質と生産量の確保を図る意味でも一つの方策であると思います。

つきましては、町長は当該事業導入に賛意を示され、具体的には倉井地区、平出地区名を挙げられました。しかし、事業導入に当たっては、一番大変な仕事になるわけですが、事前に地権者等へ理解と同意を得るために最低3年のタイムラグを見込むと、現状を顧みますと、工事の完成までには今後5年から10年を要するために、私はまさに待ったなしという思いであります。

よって、町長からもう少し踏み込んだ具体的なスケジュール等の考えと、さらに、最後に決意等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 若穂地区でやっている事業は、本当に農業をやろうという人たちに農地を集約するというのが大きな条件になっております。その代わり個人の地元負担は要らない。ただし、町は負担をしていくわけでございます。そういう事業ですので、必要性は感じますけれども、先ほどのご意見のとおり、農家がどの程度それを欲して、そして農業というものに対して意欲的に取り組む強い熱意の中で町は何か考えるべきではないか、何を考えているのかというような態勢、そういう気持ちが醸成されてくるようなものがやはり欲しいと思います。どうでしょうかと町に言われたから実施をしたというスタンスでいる限り、先ほどの何をやってもあまり農家が喜んでくれない現状があると、こういうことの二の舞にならないように、やはり農家と、本当に将来どういうふうにしてやっていくのか、その点も話してみたいと思います。

一番は、議員もそうですけれども、全体を考えるよりも自分の農地をこの後、自分が一体ど

ういうふうにしていくつもりなのか、それをまず考えていただく。また、息子や娘の後継者に、どういった農業経営を約束してくれるなら若いうちから農業をやれよと勧められるのか。そこから辺を考えると、一体、町はどういうことをしてあげればいいのかということが少し見え隠れしてくるのではないかと最近はあるように思いました。

そんなことも踏まえながら、まだ地元の皆さんの熱意も聞いていないし、もちろん話し合いに出掛けたこともないので、皆さんの気持ちというものをまず確認というか、話し合いの場を持って話題にしていきたいと思います。やりたいという気持ちは強いものがございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今の町長の答弁では、いい事業なので積極的に取り組みたいという町長の決意は分かりました。これからの農業を見ますと、やはりもろもろの心配事を前提に行政を推進するというだけでは、なかなかこれは前に進まない。要は、町が本当に熱意と将来展望において、こういう飯綱町にするという強い意欲を生産者に示さないと、なかなか前に進まない。いろいろな問題があると思います。

時間の関係で、これ以上町長とキャッチボールはできませんので次に進みますけれども、一応、そんなようなもっと前向きに事業を推進するというので取り組みをいただきたいと思えます。

次の質問に入ります。町農業の維持存続と農地の荒廃化防止への対策についてお聞きします。5年前の農林業センサス調査結果の飯綱町基幹的農業従事者は1,430人で、そのうち65歳以上の高齢者の割合は73%に及び、うち85歳以上の従事者は91人でした。あれから既に5年が経過しました。しかし、いまだ詳細部分は公表されておりませんが、農業従事者の高齢化が進み、他の要因、例えば病気や農作業事故によるけが等も複雑に絡み、離農や規模縮小も相まって、借り手との間にギャップが生じ、耕作放棄地の加速による農業の衰退も危惧されます。特に、後継者の見込みのない農家は行く末を案じながら、自分一代限りとの思いを抱きながら、日々汗をかかれていますのが現状と思われ、地域の衰退に合わせ行く末が案じられます。

農水省の2020年農林業センサスの結果、確定値が公表されました。国の動静を見ると、5年

前の農業従事者は208万人から48万人が減少し160万人になり、若者を農業に呼び込み定着させる施策を強化することが俎上に上がっています。

町では、第2次飯綱町総合計画中、長期目標として累計新規就農者数を20人と見込んでおりますけれども、後期基本計画の中でたぶん見直しをされると思います。10年後の新規就農者確保に当たっての見通しと、できれば裏付けがございましたらお聞かせください。以上です。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 見通しができれば本当に代わりにやってもらいたいぐらいです。それが分からなくて、今非常に苦勞しています。ただ、希望は1年に3人から4人は何とか新規就農者を確保していきたい。10年たてば40人です。

具体的なというお尋ねですけれども、本当に1人か2人でも毎年出れば大変うれしいです。今、地元の高校とのタイアップにより、高校生が地域学習みたいなことをやって、りんごを非常に取り組んでもらっております。その中から1人でも2人でも飯綱町でりんごをやってみたいというような人がいれば、大学・農学部への進学の道を開け、卒業したら受け入れ農家の用意もしてあり、そしてそこで訓練を受けたら4年、5年の後には農地を借りるなり取得して、自立した農業経営に入っていくような人を毎年育てていく。これは、校長先生とそんなようなこともできたらということでやっておりますので、何とか確保していきたい。

もう一つは、午前中に瀧野議員ともやりとりがありましたけれども、専業農家ではなくても、いわゆる半農半Xの担い手、この飯綱町の立地条件だからできるというような担い手の確保というのを併せて進めていきたいと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 今、私は町長の答弁を聞いて、なぜ町が長期計画を立てているかということとは、やはり10年後の飯綱町の姿を描くということです。それについて、その裏付けという目標数値をきちんと立てて、前期、後期、そしてさらに3年後の実施計画、そういうスタンスで今、施策が展開されているのですけれども、一応、町長の見解はそうにお聞きしまして、

次に入ります。

次に、現行情勢を踏まえると、一層荒廃農地増が見込まれ、持続可能な農業に水を差す結果になりかねません。荒廃農地の解消に当たって、個々の力では、課題解決は到底不可能と思われます。つきましては、当面の課題解消策として、特化した地域おこし協力隊や汗をかく人、例えば農業に意欲と関心を持ち、挑戦への思いを抱いている皆さん方の人材確保により、農業の実践的な核として責務を任せ、多様な就農、例えば半農半Xという皆さん方も含めながら呼び込むような対応も必要かと思っております。

なお、これらの就農に関心を持たれている皆さん方への指導等は、町内の担い手に委ねることも一つの方策と思われまますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご存じなかったら失礼に当たったと思っておりますけれども、既に地域おこし協力隊で1名、農業を目指してやりたいという人を採用しております。また、今年度も募集をしております。

おっしゃるように、いわゆる地元にかかわらず、首都圏からでも農業をやりたいという人について門戸を開けることをしないと、新たな担い手は確保できないと思っております。従って、そういう事業についてはしっかりやっていきたいと思っております。

その皆さんたちがどういうふうに技術を習得していくかは、ICT 農業という意味では、りんごを作るといっても今は防除暦があるから、このぐらいになればこんな消毒をやればいいというのは分かります。しかし、もし防除暦がなかったら、りんご栽培は素人にできるはずはないと思っておりますけれども、ある程度の基礎知識がある中で、細かな経験や、そういうものはおっしゃるとおり JA の技師のお力も借りたいし、専業農家の力も借りてやってきたいと、それはご意見のとおりだと思います。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） もう一つ、人口減少や、先ほど申しましたような高齢農家の離農の加速を

見据えながら、地域の農地の将来像を描く人・農地プランについて、私は再三質問をしております。あえて再度見解をお聞きするわけですが、やはり人・農地プランを実質化しながら、担い手へ農地の集約化、集積を積極的に図るということで進められておりますけれども、どうも地域住民の皆さん方には、そこら辺の周知状況が徹底されていないと思います。

これも行政の果たす喫緊の大きな課題であります。今後の飯綱町農業の在り方にも関連するため、再度、恐縮ですが見解を伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに人・農地プランはいまひとつ実効性が出てこないと感じております。

三水地区が4地区、牟礼地区が大きく2つの地区に分かれておりまして、一つは、作らなければいけないという人・農地プランであったかもしれませんが、私は、それはそれとして、もう少し規模等も含めて細かな、願わくは集落ぐらいの単位で受け皿になるべき農業団体、そういう法人組織をやはりつくっていく。個人の担い手もですが、生産法人、農事組合法人、これを何とか手掛けていきたいというのが持論として努力しているところでございます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） ぜひ取り組みをいただきたいと思います。もう一つ併せまして、今度は農地の利活用の面からお伺いします。条件不利地解消については、私は除外基準を作りながら、除外地活用には、例えば粗放的な農地利用や荒れる前に計画的に林地にするなどを試み、その前段といたしまして、該当農地を地図に落とし込み目標地図化の上、地権者の理解を得ることも不可欠であり、農作業事故防止等々を図る観点から有効な手段と考え、早急に着手されることも町の大きな課題と思います。是非を含めた考えをお聞きします。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに、農業振興地域の整備に関する法律で農用地区域に指定しているのが、あまりにも軒下や山際まで指定をしていることによって、違った意味では農地以外にする

のが非常に制約を受けて難しいという点もあります。しかし、今の時代になりますと、農地としては除外してもいいのではないかと思うような場所がございます。農振法の除外に行くと、具体的に家でも造るとか何かするという目的もないのに外す必要はないでしょうと、何か目標を持ったなら相談に来てくださいという話が大体今までの一般論でした。

今おっしゃるとおり、それは同意を得ての話だと思いますけれども、農地不適地だと思われるようなものについての一つの物差しはつくるかもしれませんが、そういうものの後利用というものをしっかり考えた上で同意を得ながらやっていくということかと思います。確かに、図面に落としてそういうものを見ていくというのは大事なことだと思います。

一つのデータとしてはいいのですが、町としてそれをやるということは、荒廃地をなくすという意味もあるかもしれません。けれども、その代わり、残った農地についてはかなり補助をつぎ込んで支援していくということを前提にするから、ほかの農地については除外をしたり、制約をしたりということにつながっていくのではないかと思います。そういうものなくして、非常に危ないからもうここは除外だというようなスタイルというのは当面考えていませんけれども、議員のおっしゃる意味はよく理解できます。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） では、町長も理解を示されたので、これからの農地の管理の在り方、今後の農業の行く末を見ると、必ずやそういうことにも着手しなければならないという思いで質問いたしました。これも取り計らいをいただきたいと思います。

次に移ります。農業所得の直近の現状と今後見通しはどうか。併せて、もうかる農業に向けて生産基盤の充実強化や、あるいは全く視点が違うのですけれども、新規就農者へは収入不安定を解消すべき支援策が一層求められております。そのことについて、まず、町長の見解をお聞かせください。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘のとおり、農業所得は最近ピークの3億円ちょっとから落ちて1億

円台になっております。私はこの問題について、農業をやっていない人にはかなり怒られそうな数字ですが、町が税金をお願いする所得で何といてもいいのは給与所得です。100 億円を超えている。農業所得は、税金をお願いしたいという所得はマックスで3億円です。2%から3%の収入が上がってくるところへ、予算書を見てもらえば何十億とつぎ込んできているわけです。だから、飯綱町が農業を大事にしているということで、りんごなどにお金をかなりつぎ込んできたから収入も税金も上がってきているというような数字が出てくれば、これが一番ベターです。けれども、ただ、私は農家自体の懐はそんなに寂しいものではないのではないかと。税金を掛けさせていただき所得は3億円以内であっても、農家所得というのはかなりの金額を稼いでいらっしゃるのではないかと。それが、ある意味では役場がもうけなくても農家が喜んでくれればいいなという思いで今までもやってきているつもりです。

新規就農者の支援は国でやっている 150 万円を確か5年というのがあるが、町独自では、父親がやっているところを息子が受け継いだ場合、今までは支援がなかったのですが、60 万円、違ったケースでは30万円、それを2年、1年というような補助制度、支援制度をやってきております。その制度の中で、何とか自立をしていくような方法を考えてほしいと思っています。

少し長くなって恐縮ですが、もう一つは奥さんがどこかのふるさと振興公社のパートで年間180 万円ぐらい給与所得を稼いでいて、僕はりんごでまだまだ面積も小さいし木も小さいのでやっと330万円くらいだと。しかし、2人合わせて510万円ぐらいで、これで土日もあって、子どもたちと毎日ご飯を食べ、日によっては外でバーベキューもニコニコしながらできるという生活の価値観で、この飯綱町にすることが素晴らしいという意味での所得の確保、少ないけれども一定の安定した生活ができるような確保、それを整えてあげることも大きな魅力の一つではないかと思っています。

○議長（大川憲明） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 次です。私は、少ない就農者でより持続可能な農業を存続するには、今後、人工知能や無人化した農業機械によるスマート農業が大宗を占め、担い手農家への農地の集約が一層進むものと予測をしております。しかし、家族農業や半農半X等、多様な農業、農家の

育成と定着も農業の維持存続上、不可欠と思い、存在も必要と思います。

つきましては、飯綱町農業の将来ビジョンを踏まえながら、その見通しと、担い手農家と家族農業等への主たる方策と支援の在り方について見解を伺います。簡単をお願いします。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 担い手農家と家族農家等の見込みと育成に向けてでよろしいでしょうか。

販売農家が減少する傾向にある一方で、自給的農家は増加傾向にあります。農業経営の多様化ということが今のトレンドだと捉えております。認定農家等を柱とする中核的担い手農家については、従来の補助施策等をさらに充実させていく方向を検討していくとともに、効率的な経営を進めるために、農地の集約化、団地化等を推進していくことが重要になるというふう考えております。

一方で、今後の農業振興を下支えしていく多様な農業者をどう育成していくかがもう一つの方策だと捉えております。半農半X的な農業や、小規模家族経営農業者等への支援として、今年度から小規模ハウス設置補助を創設したほか、多様な農業経営について学ぶための農業経営塾として、野菜塾やアグリ経営チャレンジといった人材発掘、育成、事業化までのプログラムの実施予定をしております。

従って、大規模担い手農家から兼業農家まで、多様な農業者の確保・育成に向けた総合的な支援策を体系的に整備して、経営規模やそのスタイルに沿った多様な支援の仕組みを形作っていきたいと思います。

○議長（大川憲明） 最後にまとめてください。

○8番（荒川詔夫） もう時間もないので、一応、申し伝えておきますので、後ほど何かの機会に考え方をお聞かせいただきたいと思います。

援農組織、助っ人クラブ、人材活用センターの現状と成果を踏まえ、援農強化に向けての補助金及び組織の在り方の考えについてお聞きします。

現下の農業を取り巻く情勢を鑑みますと、農家にとって援農支援がなければ前に進むことはできない存在であります。このことに関連し、最低賃金の引き上げによる雇用農家の経費負担軽減を配慮する中で、援農組織と補助金の在り方の考えをお聞きしたいということで、時間もないので、また全協等の機会を捉えながら見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上をもちまして終わります。

○議長（大川憲明） 荒川議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（大川憲明） お諮りします。明日6月5日から6月16日までの12日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、5日から16日までの本会議を休会することに決定しました。6月17日の本会議は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認め、6月17日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

令和3年6月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和3年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年6月17日（木曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第6号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処
分の報告について

報告第7号 令和2年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 令和2年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第9号 令和2年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第10号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第47号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減に関する条例

日程第 5 議員派遣の件

日程第 6 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	清水 満
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	青山 弘
15番	大川 憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	監 査 委 員	山本 孝利
農業委員会長	高橋 明彦	選挙管理委員長	三ツ井 吉次
総務課長	徳永 裕二	企 画 課 長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住民環境課長	藤沢 茂行
保健福祉課長	永野 光昭	産業観光課長	平井 喜一朗
建設水道課長	笠井 順一	教 育 次 長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	大川 和彦	総務課課長補佐	清水 純一

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨本 克裕	事 務 局 書 記	関 竜典
---------	-------	-----------	------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さんご苦勞様です。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第6号「令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について」、報告第7号「令和2年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第8号「令和2年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第9号「令和2年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、以上、「地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号」の規定による専決処分の報告案件1件、「地方自治法施行令第146条第2項」の規定による報告案件1件、「地方公営企業法施行令第18条の2第1項」の規定による報告案件1件、「地方公営企業法第26条第3項」の規定による報告案件1件の計4件を一括して説明を求めます。

尚、質疑は報告ごとに行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

永野保健福祉課長、報告第6号の説明をお願いします。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（報告第6号）

○保健福祉課長（永野光昭） 報告第6号 令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算第5号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。報告書並びに提案説明書の1ページ上段をご覧ください。

補正の概要について、国庫・県補助金等の確定による補正で、歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、補正後の予算額を 12 億 7,671 万 1 千円にするものでございます。

主な補正内容は、歳入では、国庫・県補助金等の確定によるもので 860 万 1 千円を減額、一般会計繰入金 571 万円を減額、介護給付費準備基金繰入金 1,231 万 1 千円増額です。歳出では、地域支援事業費の補正で、200 万円の減額とするものでございます。

専決処分日は、令和 3 年 3 月 31 日。

関係法令は、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、提案説明書に 2 項抜けてしまい申し訳ございません、町長の専決処分事項に関する条例第 4 号によるものです。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（大川憲明） 徳永総務課長、報告第 7 号の説明をお願いします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第 7 号）

○総務課長（徳永裕二） 報告第 7 号につきまして、ご説明申し上げます。追加の報告書並びに追加の議案の提案説明書 1 ページ下段をご覧ください。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項に関する、繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。

内容につきましては、3 月定例会における一般会計補正予算第 9 号及び本定例会初日に承認いただいた補正予算第 10 号に計上した繰越明許費 11 事業について、その繰り越した額及び財源を報告するものです。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長、報告第 8 号と報告第 9 号の説明をお願いします。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（報告第 8 号・報告第 9 号）

○建設水道課長（笠井順一） 報告第 8 号について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書 2 ページ上段をご覧ください。

令和 2 年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告でございます。繰越額は 270 万円。財源内訳は留保資金です。

概要は令和2年度、3年度の2年間で行う上水道台帳システム構築業務に伴う令和2年度分のシステム作成分と3年度分のシステム作成分との連携を行うための費用です。

関係法令は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項です。

続きまして、報告第9号について、ご説明申し上げます。報告書並びに提案説明書の2ページ中段をご覧ください。

令和2年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。繰越額は、1億560万円。財源内訳は、国庫支出金4,600万円、町債4,200万円、一般財源1,760万円です。

概要は、クリーン飯綱耐震設計基本計画の策定・変更委託費、飯綱町公共下水道管路施設舗装本復旧工事費及び同工事監理委託費です。クリーン飯綱については、耐震の実施設計に係る解析と設計委託業務です。公共下水道管路舗装工事については、袖之山地区及び牟礼西部地区の両農業集落排水施設の公共下水道への統合、つなぎ込み後の道路舗装本復旧工事と同工事の監理委託業務です。

関係法令は、地方公営企業法第26条第3項及び地方公営企業法施行令第19条です。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、報告第6号、令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第7号、令和2年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第8号、令和2年度飯綱町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての質疑

を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第9号、令和2年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄です。報告書の説明欄に、不測の日数を要したため、とあるが、説明としてはいまひとつ良くわからない説明であり、具体的にどうして不測の日数が発生したのか、説明をお願いしたい。

○議長（大川憲明） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 今回の袖之山地区と牟礼西部地区につきましては、町道と県道に布設をしている状態です。県道の部分は県と協議の上、事業を進めていますが、なかなか内容が決まらずに協議に時間がかかった部分がありました。6月上旬に協議結果が出て、進められる状況となりましたが、そのあたりが不測の日数を要したという内容になります。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

続いて、報告第10号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び質疑を省略いたします。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。風間総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 風間行男 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（風間行男） 総務産業常任委員会審査報告、令和3年6月17日、飯綱町議会議長 大川憲明様、総務産業常任委員会委員長 風間行男。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第44号 飯綱町総合計画条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第44号 飯綱町総合計画条例、

質疑①、条例の第4条に関して、審議会委員の中には40歳以下の若者の方はいるか。

回答①、1人いる。

質疑②、できれば中学生、高校生などの若者の意見を吸い上げられるような体制を整えてほしい。特に若者会議が始まるということで、そういった方々の意見が反映される仕組みを考えてはどうか。

回答②、先日開催した総合計画審議会でも、各世代、様々な方々の意見を聴く機会をたくさん設けて欲しいという要望があった。若者会議参加者や働く女性の方々、また学生の方々など大勢の方から意見を吸い上げ、計画に反映させていきたい。

質疑③、制定理由について、総合計画と総合戦略を統合する理由を改めて示してほしい。

回答③、今まで総合計画と総合戦略の2つに分けて策定していたが、事務作業及び財政負担の増加につながっており、より効率的に事務を進めることが必要であるため、2つを統合し、総合計画として策定していきたいと考えている。

質疑④、第7条について、何との整合性のことを述べているのか。

回答④、第7条にある個別計画は、各課で策定する計画のことで、それらの個別計画と総合計画との整合性について述べている。

質疑⑤、第3条第3項について、広く町民の意見を聴き、十分に反映させる具体的な方法について教えてほしい。

回答⑤、公聴会や分科会を開催したり、事前に行ったアンケート結果やパブリックコメント制度を活用することで、広く意見を反映していく。

質疑⑥、計画策定にあたっての広報は、広報紙を積極的に活用するのか。

回答⑥、広報紙を活用するかは未定だが、町民から意見を聴く際には、しっかりと周知していきたい。

質疑⑦、条例制定を踏まえ、総合計画の今後の具体的な展開は。

回答⑦、審議会のスケジュールについては、全5回を予定しており、第1回を5月26日に開催し、総合計画や総合戦略の概要説明を行った。第2回は各施策等の検証結果を委員に説明し、第3、4回では検証結果を踏まえ、どのような施策を計画していくか検討し、第5回の答申案作成へつなげ、12月議会に後期基本計画を提案したい。また、審議会の都度、議会全員協議会で進捗状況を説明し、意見を聴きたいと考えている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で、本委員会の審査報告を終了します。

○議長（大川憲明） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め質疑を終了します。風間委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会審査報告、令和3年6月17日、飯綱

町議会議長 大川憲明様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

陳情第 2 号 接種後死亡 15,000 人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

陳情第 2 号 接種後死亡 15,000 人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書、

説明者、原秀史氏、

質疑①、新型コロナウイルスは拡散して人に感染するが、予防接種がなかったらどうなるのか。

回答①、このまま放っておいても大丈夫だ。PCR 検査では、風邪でもインフルエンザでも何にでも陽性とする。

質疑②、報道されている感染者数は、嘘なのか。

回答②、かなり多く言われていると考える。

質疑③、陳情書及び今日の説明の内容が正しいと、どうして判断できるのか。

回答③、2019 年 12 月武漢で発症した男性と同じ型のものがコロナとされている。どんどん遺伝子配列が変わってきている。

意見④、国の指示により進められている施策であり、自治体の判断では止められない。予防接種は個人の判断で受ける受けないを選択できる。

反対討論、議会の対応として、ワクチン接種や PCR 検査の中止を求める意見書を提出することには無理がある。

採決の結果、全員反対で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（大川憲明） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第44号 飯綱町総合計画条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第44号 飯綱町総合計画条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 議案第45号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第45号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（大川憲明） 陳情第2号 「接種後死亡15,000人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書」を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 「接種後死亡 15,000 人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書」を採択にすることに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（大川憲明） 起立ございません。

したがって、陳情第2号 「接種後死亡 15,000 人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナ人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書」は、不採択とすることに決定しました

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 4、議案第 47 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減額に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

[総務課長 徳永裕二 登壇・説明]（議案第 47 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 47 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の特減額に関する条例について、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに追加の議案の提案説明書 2 ページ下段をご覧ください。

制定の理由ですが、6 月 1 日にご報告しました職員に対する懲戒処分について、この度の事案を重く受け止め、町政を預かる最高責任者としての立場から、町長の給料月額を、令和 3 年 7 月から 9 月までの 3 か月間 30 パーセント減額する、時限の条例を制定するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大川憲明） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄です。今回の不祥事に関して、議案第47号については、組織のトップとしての町長に敬意を申したいと思います。しかしながら、議員であればチェックするのが当然ではないか、と住民の方から大変厳しいことも言われております。そういった指摘に対しては平に陳謝しているところであります。この度のことに関して、担当職員も給与減額がされておりますが、役場全体の責任ではないのか、というご意見もございます。町長もオール飯綱とおっしゃってきた経緯がございます。役場全体で責任を取るとなると、職員からの反発があるかと思いますが、意識としては他所の家の火事ではなく、誰にでも降りかかってくる事案でもあろうかと思いますが、意識の啓発のうえでも町長のご意見を伺います。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お尋ねの件でございますが、言わんとすることは、職員全員がもう一度意識を新たにしてこのような間違いを起こさないように、これからの仕事に今回の事案を生かしていけということだと思います。ただし、それを全員で負担をするという形を取ることはできないことであると思っています。私を含めた今回の人数、そして減給の額、特にリーダーたる私の減給については、今までの飯綱町、牟礼村、三水村の歴史の中でも低くない減給率だと思っています。そういうことから感じていただきたいという意味で今回の提案を致しました。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者の給料月額の減額に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（大川憲明） 日程第 5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 121 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（大川憲明） 日程第 6、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町議会6月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶致します。

6月1日に開会いたしました6月定例会。本日の追加議案を含めましてご提案申し上げました総ての案件において、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。特に議案第47号飯綱町特別職の常勤の者の給料月額の減額に関する条例につきましては、ご説明申し上げました通り、新型コロナウイルス感染症対策事業における国の交付金を、一部の事業で事務的なミスにより、受けることができなくなってしまったことに起因したものであります。町民の皆さんに深くお詫びすると共に、同様の間違いを起こさないよう指導、教育を徹底していく所存であります。関係の職員に対しては既に懲戒処分を行っておりますが、一方では長年の懸案でありましたスキー場問題、バスを中心とした公共交通システムの構築、農業の6次化、9月議会に提案予定の景観条例制定の準備など、大きな課題を中心的に解決してきた、職員でもあります。私を含め、反省すべき点は大いに反省すると共に、彼らには、今回の損失を取り戻すような、補助率の高い事業の導入や有利な起債等を活用した財政運営、従来のスタイルに捉われない新しい行政システムの構築やそれに伴う経費の削減など、今までにも増して、町の発展のために、精力的に業務に当たってほしいと強く願っております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、64歳以下の接種についても対応が求められてきて

おります。先ず、65歳以上の接種を優先させていくという基本方針に、変わりはありませんが、全体としての見通し等をお知らせする必要性も感じております。来週には人事異動によりワクチン接種対策室の増員も予定しておりますが、希望される方には、早めの接種ができるよう積極的に進めてまいりたいと、考えております。

結びに、先日梅雨入りしたとの報道がありましたが、この時期は熱中症にも気を付ける必要があります。マスク着用で暑さ対策、厳しい状況が想定されますが、議員各位を始めとしてご参会の皆様におかれましては、十分お身体にご留意頂き、このシーズンを乗り切っていただきたいと願っております。

以上申し上げまして6月定例議会の閉会のごあいさつと致します。有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和3年6月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦労様でした。

閉会 午後 1時37分

予算決算常任委員会審査報告書

令和3年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

予算決算常任委員会委員長 渡 邊 千賀雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第45号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）	可決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第45号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

質疑①：新型コロナワクチンの接種体制確保ということで、衛生費の職員手当等に3,911千円とある。先月から高齢者の接種が始まっているが、これまでの町の接種状況の流れは。

回答①：5月17日から85歳以上の接種が始まっており、土日を含めて実施している。今週は75歳以上の1回目と85歳以上の2回目を重点に行っている。接種率について、新聞報道では1回目接種が30%未満とあったが、機械での読取作業が遅れており、実際には30%を超えている状況。今は、65歳以上の方へ接種券を配付し、予約を開始している。

予約枠について、当初接種希望者を対象者の80%弱と見込んで確保していたが、現在80%を超えたため、今後87%程度まで増やすよう調整している。更にその枠が埋まってしまった場合、それ以降の希望者には、県が行っている集団接種での接種をお願いする可能性もある。ただし、まだ枠が100強残っているため、今後の予約状況に応じて検討し、判断したい。

質疑②：順調に進んでいると判断して良いか。各地で廃棄処分等、ワクチンの扱い方で問題が起きているようだが、当町は大丈夫か。

回答②：ワクチンの廃棄について、当日キャンセル分の対応としては、主に社会福祉協議会の従事者やワクチン接種会場の従事者数名に接種を行った。現在、廃棄は1つもない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和3年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第44号	飯綱町総合計画条例	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第44号 飯綱町総合計画条例

質疑①：条例の第4条に関して、審議会委員の中には40歳以下の若者の方はいるか。

回答①：1人いる。

質疑②：できれば中学生、高校生などの若者の意見を吸い上げられるような体制を整えてほしい。
特に若者会議が始まるということで、そういった方々の意見が反映される仕組みを考えてはどうか。

回答②：先日開催した総合計画審議会でも、各世代、様々な方々の意見を聴く機会をたくさん設けて欲しいという要望があった。若者会議参加者や働く女性の方々、また学生の方々など大勢の方から意見を吸い上げ、計画に反映させていきたい。

質疑③：制定理由について、総合計画と総合戦略を統合する理由を改めて示してほしい。

回答③：今まで総合計画と総合戦略の2つに分けて策定していたが、事務作業及び財政負担の増加につながっており、より効率的に事務を進めることが必要であるため、2つを統合し、総合計画として策定していきたいと考えている。

質疑④：第7条について、何との整合性のことを述べているのか。

回答④：第7条にある個別計画は、各課で策定する計画のことで、それらの個別計画と総合計画との整合性について述べている。

質疑⑤：第3条第3項について、広く町民の意見を聴き、十分に反映させる具体的な方法について教えてほしい。

回答⑤：公聴会や分科会を開催したり、事前に行ったアンケート結果やパブリックコメント制度を活用することで、広く意見を反映していく。

質疑⑥：計画策定にあたっての広報は、広報紙を積極的に活用するのか。

回答⑥：広報紙を活用するかは未定だが、町民から意見を聴く際には、しっかりと周知していきたい。

質疑⑦：条例制定を踏まえ、総合計画の今後の具体的な展開は。

回答⑦：審議会のスケジュールについては、全5回を予定しており、第1回を5月26日に開催し、総合計画や総合戦略の概要説明を行った。第2回は各施策等の検証結果を委員に説明し、第3、4回では検証結果を踏まえ、どのような施策を計画していくか検討し、第5回の答申案作成へつなげ、12月議会に後期基本計画を提案したい。

また、審議会の都度、議会全員協議会で進捗状況を説明し、意見を聴きたいと考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
陳情第2号	接種後死亡15,000人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナウイルス人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○陳情第2号 接種後死亡15,000人超えニュルンベルク綱領違反新型コロナウイルス人口削減ワクチン、ワクチンパスポート、プランデミック、ムーンショット計画に関してインターネット検索し、それらによる被害の防止策を実行するよう求める陳情書

説明者：原 秀史 氏

質疑①：新型コロナウイルスは拡散して人に感染するが、予防接種がなかったらどうなるのか。

回答①：このまま放っておいても大丈夫だ。PCR 検査では、風邪でもインフルエンザでも何にでも陽性が出る。

質疑②：報道されている感染者数は、嘘なのか。

回答②：かなり多く言われていると考える。

質疑③：陳情書及び今日の説明の内容が正しいと、どうして判断できるのか。

回答③：2019年12月武漢で発症した男性と同じ型のものがコロナとされている。どんどん遺伝子配列が変わってきている。

意見④：国の指示により進められている施策であり、自治体の判断では止められない。予防接種は個人の判断で受ける受けないを選択できる。

反対討論：議会の対応として、ワクチン接種やPCR検査の中止を求める意見書を提出することには無理がある。

採決の結果：全員反対で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

6 番

7 番

8 番